

徳川美術館



図1 灰被天目(茶碗11) 姿



図2 灰被天目(茶碗11) 高台



図3 灰被天目(茶碗24) 姿



図5 灰被天目(茶碗24) 見込



図4 灰被天目(茶碗24) 高台



図1 仏涅槃図 本紙全図 建中寺蔵 提供：株式会社便利堂



图2 仏涅槃図 釈迦部分 建中寺蔵



图3 仏涅槃図 会衆(観音菩薩部分) 建中寺蔵



图4 仏涅槃図 会衆(勢至菩薩部分) 建中寺蔵



图5 仏涅槃図 会衆(仏弟子部分) 建中寺蔵



图7 仏涅槃図
会衆(龍王部分) 建中寺蔵



图6 仏涅槃図
会衆(阿修羅部分) 建中寺蔵



图8 仏涅槃図 描表装(部分) 建中寺蔵



图9 仏涅槃図 獅子部分 建中寺蔵



图10 仏涅槃図 全図 相應寺蔵



图11-2 仏涅槃図
会衆(帝釈天部分) 相応寺蔵



图11-1 仏涅槃図
会衆(帝釈天部分) 建中寺蔵



图12-2 仏涅槃図
会衆(天部部分) 相応寺蔵



图12-1 仏涅槃図
会衆(天部部分) 建中寺蔵

「張成造」銘を持つ漆工品の一考察(一)

板谷 寿美

はじめに

一 徳川美術館蔵の「張成造」銘作品

二 文献上での張成の評価

(一) 中国の文献に見る張成

(二) 日本の文献に見る張成(以上、本輯)

(以下、次輯以降に予定)

三 「張成造」銘のあり方

四 道具帳に見る張成作品

おわりに

はじめに

本稿で検討の対象とする彫漆とは、器物の表面に漆を何度も塗り重ねて層を作り、そこに文様を彫り表す漆芸技法の現代的な総称を指す。南宋時代にその技術が確立し、元時代から清時代を経て、数多く製作された。彫

漆作品のみならず漆工品の研究では、近年の科学技術の進展に伴い、用いられている材料の成分分析や、X線CTスキャンなどを用いた科学分析による内部構造を検討する研究でデータも蓄積されている⁽¹⁾。科学分析を用いた調査は製作年代や製作工程についての有効なデータを得られる一方、これらは作品を中心とした調査や文献史料からの分析を補強するための手段の一つである。現存作例と文献史料との双方からの検討を進めることが第一義であるが、彫漆の研究課題はまだ多く残されている。現存作例と文献史料とを網羅的に蒐集した『彫漆』⁽²⁾で荒川浩和氏は彫漆作品の研究について八つの課題を挙げている⁽³⁾。その一つに「張成造」銘を持つ作品の検討の必要性が説かれている。張成とは、元時代の人物で、彫漆の名手であったと一般的に理解されている。彫漆の名手とされながらも、張成の作品について個別具体的に検討されたとは言いがたく、この通説がそのまま踏襲される形で今日に至っている。そこで荒川氏の指摘をもとに、徳川美術館が所蔵する「張成造」銘を持つ現存作例を考えるにあたり、検討すべき課題として次の三点にまとめてみたい。

第一点目は張成の作風の問題である。張成の彫漆作品の特徴を記した『格古要論』⁽⁴⁾では「朱薄而不堅者多浮起」とあり、「清秘藏」⁽⁵⁾でも「第用朱不厚間多敲裂」と述べられており、漆の積層が薄く、亀裂も多い旨を記す。しかし現存する「張成造」銘のある作品は、漆の積層は必ずしも薄いようには見え、亀裂や断文が少ない場合も多く見受けられ、これらの記述とは一致しない作品も多い。第二点目は「張成造」銘の針書の問題である。「張成造」銘は基本的に針書で記されるが、複数の筆跡が存在する。偽銘もあるとされるが、筆跡について『彫漆』⁽⁶⁾内では画像紹介に留まる。銘の真贋を判断することは困難であるが、何らかの共通点や特徴を見出せるのではないかと考える。第三点目は張成の彫漆作品の受容の問題である。彫漆作品を製作する名手とされる張成の作品は將軍家・大名家での御飾りや茶の湯など、日本の唐物数寄の世界で珍重されたことが指摘されるものの、⁽⁷⁾具体的な受容については十分に検討されていない。

「張成造」銘を持つ作品の基準作が現状確認できない中、右の三点の課題に十分に応えることは到底できないだろう。しかし徳川美術館が所蔵する「張成造」銘を持つ作品の検討と江戸時代に用いられていた道具帳の記述などを検討することで、右の課題を解明するための手がかりとしたいと考える。

一 徳川美術館蔵の「張成造」銘作品

徳川美術館は彫漆作品を多く所蔵しており、その中に「張成造」銘あるいはそれに準ずる銘の入った作品が計二十二点存在する。内訳は盆十点・香合七点・天目台二点・食籠一点・印籠一点・香炉台一点である。ここで

は器種別に概要を紹介する。作品名は便宜上、現在徳川美術館で使用している名称をそのまま用いた。各作品は器種ごとに徳川美術館で現在用いている作品番号順に並べた。時代・世紀については、これまで徳川美術館で比定されてきた年代を付している。あくまで「張成造」銘の入った作品の製作年代を今後検討していく上での参考として捉えていただきたい。

凡例

- ・ 丸括弧内の「盆〇」などの表記は作品番号である。
- ・ 『彫』は徳川美術館・根津美術館編『彫漆 うるしのレリーフ』(徳川美術館・根津美術館、一九八四年)の図版番号を示す。
- ・ 『唐』は徳川美術館編『徳川美術館名品集』⁽²⁾ 唐物漆器—中国・朝鮮・琉球—(徳川美術館、一九九七年)の図版番号を示す。
- ・ 箱書などの墨書で改行がある場合には「」で記す。
- ・ 以下、左に取り上げる二十二点の作品を本文中で示す場合には①～②の番号で記載する。

【盆】

① 堆朱牡丹文盆 彫銘「張成造」(盆3。『彫』No.3、『唐』No.38)

元時代・十四世紀

高三・二糶、径二七・〇糶、高台径二一・一糶

箱蓋表墨書「堆朱大盆 張成造」

箱蓋裏貼紙墨書1「(黒文円印)「納」九番」

箱蓋裏貼紙墨書2「天^(朱字)／盆」六号」

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。

漆の積層は厚く、直角に彫り込まれている。見込に牡丹が彫り表される。文様は彫りの深さを変えた、いわゆる二重彫りとしており、立体的に入り組んだ意匠構成になっている。裏面は屈輪唐草文である。

黒漆塗の高台内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・一糎。銘のほか、底裏中央には朱漆で、モンゴル帝国で使用されていたパスパ文字が記される。高台内の黒漆は濃い茶色を呈しており、表面には気泡が多く見られる。

②堆朱菊椿梔子桃文盆 彫銘「張成造」 朱漆印「潁川東房」〔盆5。『唐』No.46〕

明時代・十五世紀

高二・九糎、径一四・八糎、高台径九・三糎

箱蓋表墨書「堆朱唐花彫／御丸盆」

箱蓋裏貼紙墨書「^{朱字}天／盆」四拾八号〔朱文印「良順」〕

最下層を黄漆とし、朱漆を積層する。くすみのある濃い朱色を呈する。漆の積層が厚くないため彫りは浅いが、直角に彫り込まれている。見込は菊を中心に配し、その周囲に梔子・牡丹・芍薬・桃の花が一輪ずつ彫り表される。裏面も同種の花が表される。

黒漆塗の高台内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・一糎。銘に朱漆を摺り込んだような痕跡がある。銘のほか、高台内の中央には朱漆印「潁川東房」がある。

③堆朱松竹梅人物図輪花形盆 彫銘「張成造」〔盆12。『唐』No.99〕

明時代・十五世紀

「張成造」銘を持つ漆工品の一考察(一)

高三・二糎、縦一七・九糎、横一八・九糎、高台径一四・二糎

外箱蓋表墨書「堆朱盆／花形松竹梅人物彫」

外箱蓋裏貼紙墨書1「^{朱字}黒文印「納」四拾七番」

外箱蓋裏貼紙墨書2「^{朱字}天／盆」卅四号〔朱文印「良順」〕

内箱蓋表墨書「上／堆朱 張成作／花形御盆」^{朱字}ぬ「三」

最下層を黄漆とし、朱の間に黒漆層を一筋挟む。層は厚く、直角に彫り込まれている。見込には松と竹の下で琴を弾く人物とその従者を表し(松下撫琴図)、鏝に梅花を、縁に花菱七宝繫文を彫り表す。盆が七稜花形であるため、裏面は梔子・芙蓉・芍薬・黄蜀葵・菊・薔薇・牡丹の計七種の花を一輪ずつ彫り表す。なお、見込の一部には、不自然な盛り上がりがある。菱形の中に卍字の意匠を地にしている箇所にもかわらず、その下に花菱七宝繫文の一部のような幾何学模様を確認できる(挿図1)。表面に朱漆が何層か塗り重ねられており、もともとあつた地の上に、漆下地のようなもので盛り上げ、そこに文様を彫つたのだろうか、あるいは堆錦のように文様を彫つたものを貼り付けたのだろうか、いずれにせよ後世の手が加えられている箇所が見られる。

黒漆塗の高台内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・六糎。「張」と「成」の間に不自然に〇・三糎程度の空白がある。高台内の黒漆は後世の塗り直しと考えられる。



挿図1

④堆朱芙蓉鳥文盆 彫銘「張成造」(盆22。『彫』No.49、『唐』No.23) 明時代・十五世紀

高四・一糎、径三二・三糎、高台径二四・九糎

箱蓋表墨書「堆朱花鳥彫丸盆」

箱蓋裏貼紙墨書1「(黒文円印「納」)三十九番」

箱蓋裏貼紙墨書2「^(朱字)天／盆」卅号(朱文円印「良順」)

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。

漆の積層は厚く、直角に彫り込まれている。見込には二羽の綬鶏と芙蓉を、裏面は芙蓉を彫り表す。綬鶏の羽毛に線彫りが施されていたようだが、現在は大部分が摩滅している。

黒漆塗の高台内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・九糎。

高台内の黒漆は茶色を呈している。高台周囲の朱漆および高台内の黒漆は後世の塗り直しと考えられる。

⑤堆朱蓮唐草文盆 彫銘「張成造」(盆29。『唐』No.40)

元々明時代・十四〜十五世紀

高二・四糎、径一六・八糎、高台径一一・三糎

箱蓋表墨書「堆朱蔓牡丹彫／御丸盆」

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。

漆の積層は厚く、直角に彫り込まれるが角は丸みを帯びている。ただし後補の箇所も多く見受けられる。下地と思われる灰色がかった箇所が朱漆の下から見えている場合があり、後補の際には下地で盛り上げてから上に朱漆を塗り重ねた可能性もある。見込には牡丹唐草文が、裏面には屈輪唐草文が彫り表される。

黒漆塗の高台内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・二糎。高台内には細かな断文が多く入っている。

⑥堆朱梔子連雀文盆 彫銘「張成造」 朱漆印「潁川東房」(盆34。『彫』No.

38。『唐』No.20)

元時代・十四世紀

高四・二糎、径三二・一糎、高台径二五・九糎

箱蓋表墨書「別紅御盆 大」

箱蓋裏貼紙墨書1「(黒文円印「納」)十壹番」

箱蓋裏貼紙墨書2「^(朱字)天／盆」九号(朱文円印「良順」)

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。彫りが深く、角が比較的立っているが、彫り目は斜めになっている。見込には二羽の連雀(太平雀)と梔子、裏面には屈輪唐草文が彫り表される。連雀の羽毛や花弁には細かな線彫りが施される。

黒漆塗の高台内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・四糎。

銘のほか、底裏中央には朱漆印「潁川東房」がある。見込の意匠が花鳥、裏面が屈輪唐草文で、彫銘「張成造」と朱漆印「潁川東房」の双方を持つ類品として「張成款雕漆剔紅綬帶秋葵紋盤」(メトロポリタン美術館蔵)⁸⁾がある。ただし花鳥は⑥とは異なり、花は黄蜀葵、鳥は綬帯鳥である。朱漆印「潁川東房」は同一とみられるが、彫銘「張成造」の筆跡は異なっている。

⑦梔子鳥文堆朱盆 彫銘「張成造」(盆38。『彫』No.39、『唐』No.21)

元時代・十四世紀

高三・六糎、径二七・二糎、高台径二一・七糎

箱蓋表墨書「堆朱花鳥彫中丸盆」

箱蓋裏貼紙墨書1「張成造／堆朱花鳥彫盆」

箱蓋裏貼紙墨書2「(朱字)黒文円印「納」六十六番」

箱蓋裏貼紙墨書3「(朱字)天／盆」四拾六号(朱文円印「良順」)

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。

漆層は厚く、直角に彫り込まれている。見込の意匠は二羽の五色鸚鵡(スグロロシキンコ)と梔子が彫り表される。羽毛を表現するために、非常に細かな線彫りが施されている。また裏面には屈輪唐草文が彫り表される。

黒漆塗の高台内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・二糎。

⑧堆黒独釣凶盆 彫銘「張成」(盆圓)。「彫」No.147、「唐」No.114

明時代・十六〜十七世紀

高二・七糎、径一八・〇糎、高台径一四・〇糎

箱蓋表墨書「ぬ四／堆烏八角御盆／人之絵上／一番 張成作」

箱蓋裏貼紙墨書1「(朱字)黒文円印「納」五拾番」

箱蓋裏貼紙墨書2「(朱字)六番」／拾二番(朱字)改」

箱蓋裏貼紙朱書「上七号」

最下層を朱漆とし、黒漆を積層する。漆の積層は厚くないため、彫りは浅い。見込には長いあごひげを生やす男性の老人が岸辺で釣りをしている様子を彫り表す。太公望をモチーフにしているのではないかとも考えられる。また竹の葉の部分はかなり削れて漆の艶が失われている箇所が多い。

竹の葉は表されるものの稈はなく、地面から伸びる樹木の幹の上部は全く葉がなく、幹の中心に幹の細さとは不釣り合いな大きな葉が無造作に表されて、意匠の構成としては不自然である。鏝には芍薬・桃・牡丹・菊

「張成造」銘を持つ漆工品の一考察(一)

の花が対角線上に彫り表される。裏面は屈輪唐草文が表される。

黒漆塗の高台内に針書で「張成」と記される。銘の長さは〇・九糎。

⑨堆朱牡丹尾長鳥文盆 彫銘「張成造」(食籠1-2)。「彫」No.52、「唐」No.24

明時代・十五世紀

高五・三糎、径五〇・三糎、高台径四一・三糎

外箱蓋表墨書「堆朱楼閣人物彫／御食籠」

外箱蓋裏貼紙墨書1「(朱字)天／食籠」十二号下」

外箱蓋裏貼紙墨書2「(朱字)黒文円印「納」廿番下」

内箱蓋表墨書「七番之／と三／堆朱御食籠二添／堆朱御盆／張成造」

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。漆の積層が厚くないため彫りは浅い。垂直に彫り込んでいるものの、角はや丸みを帯びる。見込は二羽の尾長鳥を配する。また彫り表された植物は、葉に切れ込みがない箇所もあり、芍薬とも取れるものの、基本的には牡丹を表していると考えられる。裏面にも牡丹が彫り表される。

黒漆塗の高台内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・二糎。なお、この作品は後述の⑩に附属する。

⑩堆朱愛蓮凶盆 彫銘「張成造」(食籠3-2)。「彫」No.133、「唐」No.110

明時代・十六〜十七世紀

高三・〇糎、径一七・六糎、高台径一三・〇糎

箱蓋表墨書「堆朱／印籠御食籠／堆朱御盆共／張成造／十三番之下上／わ四拾」

箱蓋裏貼紙墨書1「(朱字)黒文円印「納」十番」

「張成造」銘を持つ漆工品の一考察(一)

箱蓋裏貼紙墨書2「(宋字)天／食籠」七号(朱文円印「良順」)

最下層より朱漆を重ね、黒漆層を二筋挟み、朱漆を積層する。黒漆層の一本は地付近に、もう一本は最上層付近にある。垂直に深く彫り込まれるが、角はやや丸みを帯びている。見込の意匠は楼閣人物図で、鏝には靈芝文が施される。裏面には屈輪唐草文が彫られる。裏面の漆層の中にも黒漆層が二筋ある。後世の修補が多いと思われる。例えば、黒漆層の中ではなく黒い筋を上から描いた箇所が見受けられ、意図的に黒い筋を強調しているように思われる。また屈輪唐草文の一部が地から浮いている部分があり、そこに粘度の高い漆を充填しているように見え、後世の修理により剥落を防止しようとしたのではないかと考えられる。

黒漆塗の高台内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは〇・七糎。
なおこの作品は後述の②に附属する。

【香合】

①堆朱梔子文香合 彫銘「張成造」(香合1。『彫』No.97、『唐』No.64)

明時代・十六世紀

高三・六糎、径九・八糎

箱蓋表墨書「上 張成作／堆朱御香合一対 仕分六番／二重組箱」

箱蓋裏貼紙墨書1「(黒文円印)納」(拾壹)

箱蓋裏貼紙墨書2「(宋字)人甲／香合」(六拾四号)

箱蓋裏貼紙朱書「八拾号」

最下層を黄漆とし、黒漆・朱漆を重ねた後、緑・黄・黒・朱漆層の積層を四度繰り返す、最上層を朱漆とする。色漆を積層するが、紅花緑葉のよりに彫り分けておらず、葉も花も朱漆で表される。深く直角に彫り込まれる。

葉脈のうち中央にある主脈も最下層までは到達していないもの、深く太く彫られている。蓋表から側面にかけて梔子の花が一輪、彫り表される。一文字形の香合である。

黒漆塗の底裏に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・五糎。

②堆朱牡丹文香合 彫銘「張成造」(香合8。『彫』No.104、『唐』No.59)

明時代・十五〜十六世紀

高三・三糎、径六・三糎、底径三・七糎

箱蓋表墨書「堆朱御香合」

箱蓋裏貼紙墨書1「(黒文円印)納」(壹番)

箱蓋裏貼紙墨書2「(朱文円印)数」(寅改／上七番／(宋字)廿二)

箱蓋裏貼紙墨書3「(宋字)天／香合」(壹号(朱文円印「青木」)

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。垂直に彫り込まれる。蓋表から側面にかけて牡丹の花が彫り表される。文様の重なりがない、平面的な彫り方となっている。藤の実形の香合である。

黒漆塗の底裏に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・二糎。

③堆朱牡丹文香合 彫銘「張成造」(香合10。『唐』No.53)

明時代・十五世紀

高三・一糎、径六・三糎、底径三・六糎

箱蓋表墨書「堆朱小丸形椿彫香合」

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。垂直に彫り込まれており、彫り目はやや粗さが残る。作品名では現在、牡

丹とされているが、葉に切れ込みがほとんどないことから考えると、蓋表から側面にかけて彫り表される花は芍薬もしくは山茶花と思われる。⑫と同様の藤の実形の香合で、法量・彫り方および意匠構成が似ている。

黒漆塗の底裏に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・一〇糎。

⑭堆朱牡丹文香合 彫銘「張成造」(香合16。『唐』No.65)

明時代・十六世紀

高三・四糎、径九・七糎

箱蓋表墨書「堆朱牡丹彫香合／張成在銘」

箱蓋裏貼紙墨書「(黒文円印「納」)廿一番」

最下層を黄漆とし、黒漆・朱漆を重ねた後、緑・黄・黒・朱漆層の積層を四度繰り返し、最上層を朱漆とする。色漆を積層するが、紅花緑葉のように彫り分けておらず、葉も花も朱漆で表される。深く直角に彫り込まれる。葉脈のうち中央にある主脈も最下層までは到達していないものの、深く太く彫られている。作品名では現在、牡丹とされているが、葉に切れ込みがほとんどないことと花卉の中央が渦巻いていることから考えると、蓋表から側面にかけて薔薇を表している可能性がある。一文字形の香合である。「牡丹文香合 銘張成造」(聖業来迎寺藏。『彫』No.95)の漆の積層および文様と同じ特徴を持つが銘の筆跡が異なっている。

黒漆塗の底裏に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・〇糎。

⑮堆朱藤の実形唐花文香合 彫銘「張成造」(香合20。『彫』No.102、『唐』No.54)

明時代・十五・十六世紀

高三・五糎、径八・二糎、底径五・〇糎

「張成造」銘を持つ漆工品の一考察(一)

箱蓋表墨書「堆朱香合張成在銘／藤之実形唐花彫」

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。深く垂直に彫り込まれ、角はやや丸みを帯びている。底裏の黒漆塗は後世の塗り直しと考えられる。蓋表から側面にかけて紫萼(擬宝珠)を彫り表す。藤の実形の香合である。

黒漆塗の底裏に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・〇糎。

⑯堆朱椿文香合 彫銘「張成造」(香合27。『唐』No.63)

明時代・十六世紀

高三・九糎、径一一・二糎

箱蓋表墨書「堆朱御香合 張成作／牡丹模様／十二番之中／を四拾式」

箱蓋裏貼紙墨書「(黒文円印「納」)廿五番」

最下層を黄漆とし、黒漆・朱漆を重ねた後、緑・黄・黒・朱漆層の積層を四度繰り返し、最上層を朱漆とする。色漆を積層するが、紅花緑葉のように彫り分けておらず、葉も花も朱漆で表される。深く直角に彫り込まれる。葉脈のうち中央にある主脈も最下層までは到達していないものの、深く太く彫られている。蓋表から側面にかけて花を一輪、彫り表している。一文字形の香合である。

黒漆塗の底裏に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・三糎。

⑰堆朱萱草文重香合 彫銘「張成造」(香合34。『彫』No.100、『唐』No.51)

明時代・十五世紀

高八・六糎、径九・三糎

箱蓋表墨書「堆朱萱草彫二重組／張成作」

「張成造」銘を持つ漆工品の一考察(一)

箱蓋裏貼紙墨書「〔朱字〕天／香合」廿五号(朱文円印「青木」)

最下層を黄漆とし、朱漆を重ね、黒漆層を一筋挟み、朱漆を積層する。垂直に彫り込んでいるが角はやや丸みを帯びる。全体に萱草を彫り表す。二段の重香合である。花と葉の彫り込む深さを変えて、奥行感を表現する。

黒漆塗の底裏に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・二糎。底裏の黒漆塗は後世の塗り直しと考えられる。

単子葉類の植物を表した類品として、“Box with narcissus”(メトロポリタン美術館蔵)が確認できる。また張成が製作した香合を模して、堆朱楊成が製作した「蘭堆朱香合」(根津美術館蔵)もある。

【天目台】

⑱ 堆黒屈輪文天目台 彫銘「張成造」(茶器雜圖)。『彫』No.20、『唐』No.9

明時代・十五世紀

総高七・九糎、酸漿高四・四糎、土居高二・三糎、酸漿径九・四糎、羽根径一六・五糎、土居径八・一糎

箱蓋裏貼紙墨書「黒曲天目台」

最下層は黄漆のようにも見えるが詳細には確認できない。地まで彫られていない可能性もある。黒漆層を重ねたのち朱漆層を一筋挟み、また黒漆層を重ねて朱漆層を一筋挟んだのち、最上層まで黒漆を塗り重ねる。高台内は黒漆塗で、後世に補修した箇所も見受けられるが、部分的なものに留まる。意匠は屈輪文である。屈輪文の彫りは浅く滑らかで穏やかなカーブを描く。

黒漆塗の土居内部に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・二糎。

「張」と「成」の一部に白いぼやけが生じている。

なお、類品として「別犀云紋蓋托」(上海博物館蔵)があり、黒漆塗に朱漆の筋が二本入っている。ただし、如意雲文と呼ばれる屈輪文が「堆黒屈輪文天目台」では六つであるのに対し、「別犀云紋蓋托」は七つある。「別犀云紋蓋托」は高一・〇糎、径二・〇糎で、この天目台よりも一回り大きく、また元時代の「別犀器佳作」と解説される。^⑩

⑲ 紅花緑葉菊牡丹唐花文天目台 彫銘「張成造」(茶器雜圖1)。『彫』No.16、

『唐』No.85)

明時代・十六世紀

総高八・四糎、酸漿高四・五糎、土居高二・四糎、酸漿径九・五糎、羽根径一六・三糎、土居径八・一糎

箱蓋裏貼紙墨書「紅花緑葉九天目台 四個」

箱蓋裏貼紙墨書1「(朱文円印「数」)寅改三拾五番」

箱蓋裏貼紙墨書2「(黒文円印「納」)六十六番」

箱蓋裏貼紙墨書3「茶器／式番入／之内」

箱蓋裏貼紙墨書4「茶器」

箱蓋裏貼紙墨書5「〔朱字〕天／茶器」四拾三号」

最下層を黄漆とし、黄・黒・朱・緑漆層の積層を五度繰り返す、最上層を緑漆とする。葉を最上層の緑漆で、花を一層の下の朱漆で表す。深く直角に彫り込まれる。意匠は菊・牡丹・桃・梔子・薔薇・椿の花と思われ。しかし意匠の中に平行脈を持つ葉も表されており、他の植物も彫り表されている可能性がある。

黒漆塗の土居内部に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・二糎。

また土居内部に貼紙墨書で「九号」と記される。

【食籠】

②〇堆朱楼閣人物図八角食籠 彫銘「張成造」〔食籠1-1〕。『彫』No.131、『唐』No.101

明時代・十五世紀

高一八・五糎、径三七・五糎

箱蓋表貼紙墨書1「堆朱大御食籠」

箱蓋表貼紙墨書2「天／食籠」拾貳号

最下層を黄漆とし、朱漆を塗り重ね、その間に黒漆層を一筋挟む。蓋表は楼閣人物図を彫り表し、蓋と身の側面には、桃・薔薇・芍薬・牡丹・芙蓉・菊・梔子・黄蜀葵を表す。比較的深く直角に彫り込んである。後世の修復箇所も多々見受けられ、修復したと思われる箇所は彫り面が斜めになっている。また修復に際しては、文様に切った木地の表面に朱漆を塗った簡易なものも見受けられる。

黒漆塗の蓋裏内に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・三糎。銘に朱漆を摺り込んだような痕跡がある。

なおこの作品には先述の⑨が附属する。

類品として「剔紅山水人物図八角盒」(上海博物館蔵¹¹)や「Octagonal box with flowers and a garden scene」(アシユモレアン博物館蔵¹²)がある。ただし前者が元時代・十三〜十四世紀、後者が明時代・十六世紀との年代比定となっている。この二作品はほぼ同寸で、②〇よりはやや小ぶりであり、いずれも銘はない。三作品とも、蓋表に楼閣人物図が、側面に複数種の花が彫り表されている点は共通しているが、側面の複数種の花の意匠はこの食籠より二作品の方が密に彫り表されている。

【印籠】

②1梅下人物図堆朱印籠 彫銘「朝盛」〔食籠3-1〕。『彫』No.133、『唐』No.110

明時代・十五〜十六世紀

高一七・五糎、径一一・九糎

箱蓋表墨書および箱蓋裏貼紙墨書は②〇に同じ。

この作品は、腰に吊り下げる装身具ではなく、印章や印肉などを入れる重箱式の容器である。

蓋表は漆を塗り重ねているものの、地に近い部分は黒く、最上層に近くほど朱色を呈するようになる。朱漆層の中には黄色と黒色の筋を一筋ずつ挟む。彫り目よりも最上層に朱漆の塗り重ねが明確に見えることから、意図的に表面の塗り重ねが見えるようにしていると思われる。最下層までは彫り込んでいないのか、朱色に見えるのみで、本来の最下層は側面と同様に黄漆の可能性もある。直角の深い彫りで、線彫りも丁寧である。一方、側面は最下層を黄漆とする。朱漆層の間に黄色と黒色の筋を一筋ずつ挟み、朱漆を塗り重ねる。彫りが浅く、彫り目は若干斜めになっている。見込には梅の木の下に二人の人物を表し、側面には牡丹・桃・梔子・菊の花が彫られる。

三段重の最下段の黒漆塗の底裏に針書で「朝盛」と記される。銘の長さは〇・七糎。

なおこの作品は先述の②〇に附属する。

【香炉台】

②2堆朱唐花雉文香炉台 彫銘「張成造」〔香炉1-2〕。『彫』No.68、『唐』No.29

元時代・十四世紀

高五・〇糶、径二一・四糶

外箱蓋表墨書「千鳥香炉／別紅御台」

内箱蓋表金粉字銘「別紅御台」

最下層を朱漆とし、朱の間に黒漆層を一筋挟んで、最上層を朱漆とする。黄蜀葵のもと、二羽の雉子が表された意匠である。垂直に浅く彫られ、角は丸みを帯びている。周囲には真鍮製の脚が五本ついており、この金属部分に五弁花形のプレートが嵌め込まれている。亀裂の隙間から、素地は木地であることが確認できる。プレートと脚の境界部分に朱色の顔料の破片が付着していることから、プレートと脚を接着するために漆下地をつけ、その上に朱色の顔料を塗って全体の統一を図ったものと思われる。

黒漆塗の底裏に針書で「張成造」と記される。銘の長さは一・三糶。

この作品は「青磁香炉 銘 千鳥」(香炉111。徳川美術館蔵)に附属する香炉台である。

以上、計二十二点の作品を概観した時、意匠・技法ともに多種多様な彫漆作品に「張成造」銘が刻まれていることがわかる。黒漆を塗り直した上に銘が記されるなど、後世に刻まれた可能性の高い作品も見受けられることから、ここに挙げた作品全てを張成が製作したと考えているわけではない。しかし、「張成造」銘の入った作品を列挙した時、まず彫りが深い点が多く、多くの作品に共通する特徴である。また、亀裂や断文もそれほど多くない点も多くの作品に共通する特徴である。高台内や底裏は塗り直しが施されている場合もあるが、例えば盆の見込や香合の蓋表などの彫漆部分についても「清秘藏」に記される「多敲裂」というほどの目立ったものはない。

こうした文献上の特徴と現存作品の特徴の相違から、現存作例は張成の作品ではないという見方もできる一方で、現存作品のような作品を、名工・張成が製作した作品として日本で受容されてきた、という見方もできると考える。まずは多種多様な彫漆作品に「張成造」銘が記されていることが確認できた。次に張成は文献にも登場する人物であることから、どのような彫漆作品を製作していたとされるのかを検討していきたい。

二 文献上での張成の評価

改めて『漆工辞典』⁽¹³⁾の「張成」の項を参照し、張成の漆工史上での通説を紹介しておく。

中国元代の彫漆作者。生没年未詳。張徳剛はその息子といわれ、北京故宮博物館に在銘作例がある。『格古要論』卷八「古漆器」によれば、「嘉興府西塘楊匯」の地で楊茂とともに活動し、日本・琉球で人気があったという。中世以降の日本人の唐物数寄の評価では張成が代表であり「張成造」の針刻銘は多くが日本での鑑定銘とみられる。

右の指摘の通り、日本に入ってきてから鑑定銘として入れられた「張成造」もあるだろうし、偽銘とされる作品も現に存在する。⁽¹⁴⁾しかしそうは言っても張成が一般的に高い評価を得てきた歴史は存在し、今日、基準作が定まっていなからと言ってそれを全く見過ごすわけにはいかないだろう。

これまでの研究では、「張成造」銘の入った作品の紹介や、張成について記された文献の紹介は繰り返して行われてきた。⁽¹⁵⁾しかしそれらに記された張成は結局、何の名手とされて伝わってきたのか、あるいはどのような文

脈の中で張成が紹介されているのかについては触れられていない。『漆工辞典』でも「中国元代の彫漆作者」とは記されるものの、一体どのような彫漆作品を製作していたかについては触れていない。彫漆作品と言ってもその技法は様々にある。したがって本章では張成が漆工品のうち何の作者・名手とされているのか、どのような評価をされていたのか、中国と日本の文献史料から改めて整理・検討する。簡単に概略を述べておくと、中国の文献では張成の評価は一貫性があるのに対し、日本の文献では、張成の彫漆作品が最上級品であるという一貫した評価はあるものの、その他の点においては文献によって認識に差が見られる。よって、まずは中国の文献を確認した上で、日本の文献を検討することとする。

(一) 中国の文献に見る張成

まず『格古要論』巻下¹⁶を確認する。

別紅器無新舊、但看朱厚色鮮紅而堅重者為好、別劍環香草者尤佳、若黃地子別山水人物及花木飛走者、雖用工細巧容易脫起朱薄而少紅者價低、宋朝內府中物多是金銀作素者、元末西塘楊匯、有張成楊茂別紅最得名、但朱薄而不堅者多浮起、日本琉球國極愛此物、

張成は元時代末、嘉興府西塘（現・浙江省嘉興市）の人物で、楊茂とともに別紅の名手であると紹介されている。冒頭の記述によると、本来別紅は朱漆を厚く塗り重ね、鮮やかな紅色をしており、堅くて重みがあるものがよいとされていたようである。しかし張成や楊茂が名を得ていた別紅は、朱漆の層が薄く、堅くなく、漆の浮きも多いとされる。¹⁷『格古要論』は後に増補されたものも含め、明時代前期には完成していた書物であり、張成・楊茂を元時代末の人物としている点の信憑性は比較的高いと考えられる。

なおかつ著者である曹昭は江蘇省松江の出身とされ、張成の出身地とされる浙江省と同じ江南地域にあたる。よってここに記される情報の信憑性は決して低くないと考えられるものの、第一章で述べた通り「但朱薄而不堅者多浮起」という箇所は現存作例と一致するとは言いがたい。徳川美術館の現存作例は比較的厚みのある漆の積層を持つ作品が多い。もし『格古要論』が記された明時代の段階で「多浮起」ことが確認されており、現在もこれが伝わっているならば、多くあるいは大きな漆の浮きがあるに違いない。

ところで、張成が名手だったとされる別紅とは何かを知るには、中国において唯一、漆工技法を伝える専門書で、隆慶年間（一五六七～七二）に黃成が著した『髹飾録』彫鏤第十（東京国立博物館蔵）¹⁸が参考になる。

別紅

即彫紅漆也、髹層之厚薄、朱色之明暗、彫鏤之精粗、太甚有巧拙、唐制多印板刻平錦朱色、彫法古拙可賞、復有陷地黃錦者、宋元之制藏鋒清楚、隱起凹滑、織細精緻、又有無錦紋者、共有象旁刀跡見黑綫者、極精巧、又有黃錦者、黃地者次之、又髹胎者不堪用、

唐制如上說而刀法快利、非後人所能及、陷地黃錦者、其錦多似細鈎雲與、宋元以來之別法大異也、藏鋒清楚、連刀之通法、隱起凹滑、壓花之刀法、織細精緻、錦紋之刻法、自宋元至 國朝皆用此法、古人精造之器剔跡之紅間露黑綫一二帶、一綫者或在上或在下、重綫者其間相去或狹或闊無定法、所以家冢為記也、黃錦黃地亦可賞、髹胎者髹朱重漆以銀朱為面、故剔跡殷暗也、又近琉球國產精巧而鮮紅、然而工趣去古甚遠矣、

宋・元時代に「藏鋒清楚、隱起凹滑、織細精緻」な別紅が確立され、楊明の註によれば、明時代にもその手法が引き継がれたという。また別紅には黒い筋が一筋か二筋、彫り目から見えていたとされる。黃成も楊明も各

時代の彫り方および彫り目の言及に留まり、漆の積層の様相や彫りの深さは言及していない。

あわせて明時代に成立した文献を確認すると、例えば『清秘藏』¹⁹巻上の論彫刻では次の通り記される。

宋人雕紅漆器、宮中所用者多以金銀為胎、妙在刀法圓熟藏鋒不露用朱極鮮漆堅厚而無敲裂、所刻山水樓閣人物鳥獸皆儼若凶畫為佳絕耳、元時張成楊茂二家技擅一時、第用朱不厚間多敲裂、我明永樂年果園廠所制及宣廟所制不独用朱用胎精美之甚其款文尤勝底刻大明永樂年製者用針刻而填以黑漆大明宣德年製者刀刻而填以金屑宋元所無第刀法視宋人尚隔一舍薄胎沙金蚰嵌金銀片嵌等漆器惟倭稱最偽作者質重易辨也、

さらに高濂(一五二七〜歿年未詳)が選定した『遵生八牋』巻十四 燕閒清賞箋 上巻²⁰でも張成・楊茂の作品の特徴として『清秘藏』と同様の内容を示している。また万暦年間(一五七三〜一六二〇)に著された『萬曆嘉興府志』には張成の息子・張徳剛を紹介する記述の中で、「父成与同里楊茂俱善髹漆別紅器」と紹介された上で、永楽年間(一四〇三〜二四)に日本や琉球でこうした彫漆作品が求められていたことが記される。成祖(永楽帝)がこの話を聞き、張成・楊茂の歿後に父の技術・技法などを受け継いだ張徳剛を都に召し寄せたという。²¹張成が製作した作品の特徴は記されていないが、親子二代にわたり別紅の巧者であったことがわかる。殊に日本と琉球で珍重されていたことが『格古要論』および『萬曆嘉興府志』の二つの史料から共通して見て取れる。²²

時代が下がって清時代の文献でも、張成は引き続き登場する。康熙年間(一六六二〜一七二二)に高士奇が選定した『金鑿退食筆記』巻下では別紅の作品の説明の中で、「其法、朱漆三十六次、鏤以細錦、底漆黑光、針刻大

明永楽年制、比元時張成、楊茂劍環香草之式、似為過之」とある。中国では劍環文・香草文と表現される、いわゆる屈輪文の類を表した作品を別紅で張成が製作していたことがわかる。また張成の作品の特徴について『格古要論』と同内容を記す書物に鄧之誠(一八八七〜一九六〇)が記した『骨董瑣記』もあり、「元時張成楊茂作者多珠薄不堅有」とある。

管見の限り、張成の作品について、浮きあるいは亀裂が多くみられる旨の但し書きが付されている点の特徴である。しかし文震亨(一五八六〜一六四五)が著した『長物志』巻七²³の器具の項では、それが記されていない。

彫刻精妙者以宋為貴、俗子輒論金銀胎最為可笑、蓋其妙處在刀法圓熟、藏鋒不露、用朱極鮮、漆堅厚而無敲裂、所刻山水樓閣人物鳥獸、皆儼若圖畫、為佳絕耳、元時張成楊茂二家亦以此技擅名一時、国朝果園廠所製刀法視宋尚隔一籌、

宋時代の彫漆は彫刻が巧みで、鋭利ではなく丸みを帯びた様相で、朱が鮮やかで漆は厚く塗られており、亀裂がない。山水・楼閣・人物・鳥獸の彫刻は絵画のように美しく彫り上げ、元時代においては張成と楊茂がこの技術を持っていたことで名を馳せていた、とある。張成・楊茂もこの宋時代の技術を持っていたとされるので、そのまま解釈すれば彼らが製作した作品は漆が厚く塗り重ねられており、堅く、亀裂も入っていないことになる。『格古要論』の記述とは異なってくる。『長物志』では張成が何を製作しているかを明確に述べていないが、『長物志』に書かれる内容は『清秘藏』にほぼ一致しており、この箇所の説明は別紅について述べていると考えてよいだろう。このように他の文献を写しているとも思える記述であるにもかかわらず、朱漆の積層が厚くなく亀裂が多いという文言が削除されている点は注意が必要である。例えば文震亨は「俗子輒論金銀胎最為可笑」の

部分も『格古要論』や『清秘藏』とは異なる記述をしており、過去の文献を参照しながらも自らの書を記す際にはその内容を殊更必要とは考えなかったのか、書き落とした可能性も考えられる。

以上、中国の文献に見える張成の評価を小括すると、次のように言えるだろう。張成は元時代の人物で、剔紅の名手と認識されていた。剔紅の作品は漆層の厚みや朱色の明度、彫り方の精粗が様々で、それらには巧拙があったが、特に宋・元時代には、彫刻が巧みで、鋭利ではなく丸みを帯びた様相の剔紅の作品が製作されていた。そして、朱漆層の間には黒漆層の筋が一本あるいは二本入っていた。意匠は山水・樓閣・人物・鳥獸および屈輪文などが彫られた。剔紅の中でも、朱漆を厚く塗り重ねて積層し、鮮やかな赤い色を呈しており、堅くて重みがあるものがよいとされていた。しかし、元時代、剔紅の名手とされていた張成は、こうした彫り方は継承する一方で、朱漆の積層は少なく、堅くない作品を製作していた。この評価の意味するところは、時代の好みに左右されない、技術的に優れた作品を製作したということではないかと思われるが、あくまで現状では推測の域を出ない。

(二) 日本の文献に見る張成

先述の通り、中国では各文献において張成の評価が一貫していた。一方、日本では張成が彫漆作品の名手として名高かったことについては共通認識として捉えられているが、文献によってどのような彫漆作品の名手であったか、どの時代に活躍した人物であったかなどの認識が異なってくる。さらに彫漆作品の名手の一人で、張成とともに名前が挙げられる楊茂とは優劣をつけられたり、張成・楊茂以外にも彫漆作品の名手が挙げられ

たりするなど、中国の文献では見られなかった記述が登場してくる。本節ではこのような様相を、史料を引用しながら紹介していきたい。

まずは「日本人の唐物数寄の評価では張成が代表²⁴⁾」であった点につき、その認識を日本の文献から確認する。第一に参照すべきは『君台観左右帳記²⁵⁾』であろう。この史料には複数の流布本があるが、東北大学本より該当箇所を抜粋する。

一、彫物之事

盆・香合・其外いろくのほり物。上中下は、物のなりのめつらしきを第一の上と申候。但、手により候。□成か作の剔紅・堆紅、第一たるへく候。

盆や香合、その他の様々な彫物、つまり彫漆作品の評価基準は、形が珍しいかどうかが第一であるとした上で、ただし製作者によるとする。その製作者の中で、とりわけ張成が製作した剔紅と堆紅の作品が第一であると評価する。張成の活動時期への言及はない。では東北大学本で紹介される剔紅と堆紅はどのような技法であろうか。

剔紅 色あかし。地に水・わちかへ・ひしなとを、いかにもこまかにほりて、その上に屋鉢・人形・花鳥はかり色々などを云也。

堆紅 色あかし。地にきうるし。ほりめに黒かさね一又は二もあり。手ふかく、花鳥をほりたるを云也。花斗なるもあり。

剔紅も堆紅も、現在では堆朱と呼び慣わす作品を指すが、当時はそれぞれ区別されていたので改めてここで確認しておきたい。剔紅の特徴は、表面が赤色を呈していること、地に水・輪違・菱文などを大変細かく彫ること、その上に建物・人物・花鳥などを彫ることである。堆紅の特徴は、表面が赤色を呈していること、最下層に黄漆を用いていること、彫り目に黒

漆を一筋もしくは二筋挟んでいること、彫りが深く花鳥を彫っていることである。ただし、意匠に関しては花だけを彫る場合もあるとされている。

『髹飾録』の記述と比較すると『君台観左右帳記』の堆紅は『髹飾録』における別紅の特徴に近い。一方、『君台観左右帳記』の別紅に記される「いかにもこまかにほりて」は、『髹飾録』に見える「繊細精緻」と書かれる部分に該当すると思われる。『髹飾録』の別紅の技法が『君台観左右帳記』では地の文様と細かさに着目する別紅と、彫りの深さと彫り目に着目する堆紅に区分されたのではないかと考えられる。⁽²⁶⁾

一方、歴博本⁽²⁷⁾では、張成についての記述で「上々の堆紅の物、此作なり」とあるので、堆紅の名手であると認識されていることもあった。同じ史料の性格を持つ文献でも書き継がれていく過程で異なる情報が記されていることがわかる。また『君台観左右帳記』の流布本のうち、例えば徳川宗敬氏寄贈の「君台観左右帳記」(東京国立博物館蔵)や「小河御所并東山殿御飭記」(徳川美術館蔵)には、張成の名前は見出せず、『君台観左右帳記』の全ての流布本で必ずしも張成について触れられているわけではない。

『君台観左右帳記』と同様の彫漆作品の分類を示すものとして、『烏鼠集』⁽²⁸⁾や「文阿弥花伝書残卷」(九州国立博物館蔵)⁽²⁹⁾がある。『烏鼠集』では二か所で張成の名前が登場する。

(烏鼠集 二二)

盆、方盆・円盆・曲物・二ツ入之盆・剝物盆・堆朱・堆烏・珪璋・金糸・二重剝・別紅・松皮・犀皮・存星褐色也。或ハ為作者之名ト。稚金或作

ル沈金。紋者荔枝・唐草・紅花緑葉・牡丹・芙蓉・花鳥・屋体・人形・

松雲・岩ニ水・山樹等限無。裏者折入菱・洲浜・累、或作屈輪々々ニ也。

作者、楊茂・張成・周明・盧補是皆於此昔能阿弥所記也。盆ノ内。⁽³⁰⁾

(烏鼠集 四)

彫物の類は玄宗皇帝の代より始る工ミとそきく

別紅や堆朱堆紅二重剝松皮犀皮や堆烏堆漆

珪璋や又地紅存星や金糸九蓮稚金黒蓮

彫紋は紅花緑葉松に雲巖に水や山や殖樹よ

梅柘植荔枝梔子菊の花芙蓉唐草牡丹芍薬^(註)

花鳥や屋躰人形色々に有彫物は上の手ときく

裏に彫ル物ハ大概累くや折リ入レ菱や洲浜輪違

八人と聞し造者の中にもや用ひらる、ハ楊茂張成⁽³¹⁾

また「文阿弥花伝書残卷」では、別紅・地紅・堆朱・堆烏・珪璋の技法や特徴を紹介した上で、別途項目を立て「一、楊茂張成二人乃作尤大切也」と記され、その後に尊世(存星)の技法・特徴が紹介される。いずれも彫漆作品のうち、どの技法を用いた巧者であるかは示されないが、二人が特別視されていたことは確かなようで、また張成・楊茂以外の彫漆作品の巧者の存在も確認できる。⁽³²⁾

また寛文八年(一六六八)に書写され、茶道具の形態上の見所やそれらの飾り方・拝見の仕方などを百十六条にまとめた『唐物上古物置様の事』⁽³³⁾では張成が堆紅の名手であることが記される。彫漆作品に関する条目を引用すると左の通りである。

- 一 ほり物に つい香ハほり目かさねおほくしてふかし ついしゆハかさね一有り習也⁽³⁴⁾ 又ぬり物の色は人の身をきりたる時の血のことくなるか上 またへにの色なるもよし 朱の色なるハあし、
- 一 ちつかうの手と申事ハ 水なみにてもしつめてあひく二ほりた

るをちつかうと申 ちつの字しつむと云よみ有

(中略)

一 張成紅手也ついで香と 楊茂堆朱也 其外口伝

(中略)

一 ほり物についで香紅手ハ上 ついでしゆハ次 ついで香紅手にてついで朱ハよし

ついで朱にてのついで香ハわろし 了雲の盆などついで紅にて候 悦伝
書写

右の史料は彫漆作品について系統的にまとめて記されておらず、記述が整理されているとはいえないが、張成が堆紅、楊茂が堆朱を製作していたと認識されていたことが確認できる。ここでの堆紅は、意匠は不明だが、表面が赤色で彫りが深い品を指す。注目したい点は張成と楊茂では評価される品が異なることである。同様に『古今和漢万宝全書』八 和漢諸道具見知抄34でも張成と楊茂は区別して記されている。

(唐物)
同 堆朱彫物之事

一、堆紅 朱彫物張成が作之、色赤くうづたかさ物也、花鳥ぐりぐりなど有、ほりふかし、彫目に黒き筋一ツ有、

一、別紅 朱彫物又別紅共、色赤し、地に水波菱輪違などほりて、上屋躰人形花鳥などほるを云なり、又云香合印籠食籠盆などの面計に屋躰人形花鳥をほりて惣を花計にほりたる有盆はいづれも外をぐりぐりにほる也、

一、堆朱 朱彫物楊茂造る也、色赤し、ほりめうすし重に筋なし、みなあかし、

広義の堆朱の枠組の中に、堆紅・別紅・狭義の堆朱があることが確認でき、ここでの張成の堆朱彫物とは、表面が赤色を呈し、漆の積層が厚く、

「張成造」銘を持つ漆工品の一考察(一)

さらに彫りが深くて朱漆層の中に黒い筋を一本持つ堆紅を指す。同書では、他に「唐物堆朱作者之名」を列記して紹介している箇所もあり、そこでは「張成 唐作者 同上手也、手ふかく彫」、「楊茂 唐作者 手あさくほる也、上手なれ共張成より少をとれり」と書かれる。中国の文献では、張成・楊茂は一貫して並び記されていた上、同等に評価されており、二人ともが最上級の彫漆作品の製作者であり、製作する作品の違いや優劣は確認できなかった。したがってこうした差違は日本独自の張成・楊茂の認識であると思われる。

『山上宗二記35』でも、香合の記述の中に、張成と楊茂とを区別して記している。『山上宗二記』は天正十五年(一五八七)頃に成立したとされていることから、日本において少なくとも十六世紀後半の段階では、二人は区別される存在であったということがわかる。

一、香箱之事 ひしの盆・香合とて名物在。物見院殿御時火二入失候名物也。此外豎布袋、居布袋ト昔東山殿御代二在り。其後方々ニテ失候、残処々ニ可有候。其内豎布袋、堺天王寺屋宗及二不破之香炉ニ置合テ在之。何モツイ朱ノ手ナリ。ひしの盆ハ堆紅、此内豎布袋カ上作ト云イ名物也。布袋香箱ハ作張盛、ひしの香箱も張盛、ひしの盆ハようも作。豎布袋上十、居布袋下十。

布袋香合の作者が張成で、これらは堆朱の技法で作られた品であるといふ。また内赤盆36も同様に堆朱の技法で作られており、張成の作であると思われる。

一、内赤之盆 是唐物也。外花ヲ五色彫ニホル。梅・梔子・菊・牡丹・芍薬、此分ホル也、堆朱ノ手裏黒。朱漆ニテ円川東房ト云書付有り。在作張盛也。代百貫、十枚アリ。又少シ小形ナルカ十枚

在。是ハ悪シ。代目聞次第。

張成の活動時期への言及はないが、室町幕府八代將軍足利義政の時代には布袋香合などが存在していたため、少なくとも室町時代・明時代以前には張成が活動しており、日本でも受容されていたことがわかる。なお、『唐物上古物置様の事』や『古今和漢万宝全書』八 和漢諸道具見知抄の記述とは製作する作品の技法が張成と楊茂で反対になっている点も気にかかるが、ここでは張成が「張盛」と書かれていることに着目したい。「成」「盛」は同一字音であることから、このように記されていると考えられる。こうした微妙な書き違いから②のような「朝盛」銘が生み出されたのだろうか。「ちようせい」の作品であることが最上級品の証であったという認識の一端を垣間見ることのできる例ではないだろうか。

ところで張成が堆朱の製作者として紹介される史料として『茶家醉古襟』⁽³⁷⁾もある。

唐物漆器

張成 堆朱上々作、時代千年余ト云、

楊茂 右同、

周明 右同、合テ三作ト云、張成楊茂ニハ作劣ル、

玉圓 上々作、右ニ同シ、張成楊茂ニヨク似タリ、

王質 右同、

また元禄三年(二六九〇)に刊行された『人倫訓蒙図彙』巻五では、江戸時代の職業を紹介しており、その中に「堆朱彫」が登場し、張成もそこに紹介されている。

^(堆) 推朱彫 唐土にてハ珍星、張成、其外数多の名人あり。日本にて彫はしめしハ、下京辺に門入とて其名四方に聞之たる名人ありし、その

子孫仏光寺通東洞院西へ入ところに^(堆)推朱や二郎左衛門とて名人ともあり、彫の手きハむかしの門入にハマさりなんと□□人申あへり、江戸南大工町にあり、

堆朱彫がどのような作品を製作していたのか、この記述からは定かではないが、堆朱彫以外に彫漆作品の技法は存在するにもかかわらず、別紅彫・堆紅彫という職業が記されていないことから考えて、おそらく現在堆朱と呼ぶ作品に近い品全般を製作していたのではないかと推測しても問題ないだろう。そうであるならば、ここでの堆朱は少なくとも『君台観左右帳記』における別紅・堆紅・堆朱・堆漆・金絲・九連絲といった赤色を呈する漆器全てを含んだものを意味していると考えられる。⁽³⁸⁾しかし、『古今和漢万宝全書』八 和漢諸道具見知抄で見た通り、一方で堆朱には広義の堆朱と狭義の堆朱があることも確認でき、堆朱が何を指しているのかは、史料ごとに検討が必要であろう。

また『人倫訓蒙図彙』では、中国の文献では登場していなかった「珍星」なる人物も突如登場しているため、張成と存星の関係にも言及しておきたい。「珍星」はおそらく存星を意味するのではないかと考えられるが、そもそも存星は人名ではなく技法の名称である。ここで、日本の文献において張成と存星が共に記載される事例も確認しておく。例えば、『君台観左右帳記』東北大学本には存星を記した箇所⁽³⁹⁾の続きにも張成の名が見えている。

^(色) 存せい 色くろきもあり、あかきもあり、ちきんのことくほりたる物也。まれに候。

作は張成第一上也。楊茂第二、周明同。

この記述について福島修氏は「作は張成…」とまるで存星の作者につ

いて述べているように文が続くが、存星にだけ代表的な作者名を記すことは不自然であり、これは「彫物」の全体にかかると考えるべきであろう⁽³⁹⁾と述べており、この箇所はどのように解釈する方がよいと思われる⁽⁴⁰⁾。よって張成は存星も製作していたと捉えられている。また『嬉遊笑覧』巻二下では、存星の項目で張成の名前が登場してくる。

○東臚子に世に存星の盆といふ古器有て珍蔵す、目利する者存星の若出来或ハ後出来など、鑑定す、存星ハ器物作人の名と覚えたるやう也、作ハ宋の張成なり、盆の地面に星顯れたれハ存星と称す、張成古今の細工人なりとぞ南土御門氏所持三種の内、存星の盆あり、是ハ東山殿御所持なりしを伝來す、下絵ハ馬麟なり、図ハ許由なちろいへり、存星をまた誤りて珍星といひたり、人倫訓蒙圖彙堆朱彫の処に唐土にてハ珍星、張成其外数多の名人ありといへり、是を按るにいづれもいたく誤てりとみゆ、雍州府志漆器条に有称藤重者樽井氏而南京之漆工也、是漆工羽田氏之類也、至今藤嚴十一代也、第七世人剃髮号藤重、特為巧手自茲後不称樽井、從倭訓号藤重、是專製中次茶器云々、この漆工もと南京の者にて樽井なる故にこれが作れる器を(其始ハ彼国の式にて作りけむハ中次茶器のみにハあらぬなるへし)やがて音に呼て樽井といへるが唐物の漆器をもしか称へしを、後に戡金の盆に星のこときもの有から樽井を存星と誤りしものと見ゆ、

『嬉遊笑覧』では引用する『東臚子』・『人倫訓蒙圖彙』の記述を誤りとするが、存星についてその誤りに触れているのみで、張成については言及されていない。根拠に乏しい言説であろうが、当時の彫漆作品の製作者の捉え方を知ることができる史料の一つとして捉えておきたい。数少ない文献を確認しただけでも、張成が剔紅・堆紅・堆朱・存星の作者として記さ

れることがあり、彫漆作品のうち一体何の作者であったのか定まっていなことがわかるだろう。これは張成の活動時期についても同様のことが言える。

(朱合点)一、彫物塗物ノ作人

張成 南京 大元〆元祿七迄千六百年程

楊茂 同、年号不知、元祿七迄五百年余

用明 同、永樂〆元祿七迄七百七十年余

存生 同、年号不知、

黄成 同、年号不知、元祿七迄六百年余

印袋 同、年号不知、元祿七年迄百年余、

七宝身 印袋弟子也、

右に引用した『宗友記』⁽⁴²⁾や『枕苑日涉』⁽⁴³⁾巻十二では、元時代の人物と捉えられているが、『東臚子』巻二では、宋時代の人物と紹介されている。

また、『槐記』享保十二年(一七二七)閏正月二十三日条では左の通り、万暦年間(一五七三〜一六二〇)の人物とされており年代幅がある。

堆朱、堆紅、堆漆、紅花綠葉トノ差別ヲ何フ、

何レモ時代之アルモノナリ、堆朱ハ己ガ彫ント思フ程朱ヲ塗リ上ゲ

テ、其漆朱ヲ彫タルモノナリ、堆紅ハ底ニ塗リテ、其上ニ漆ヲ塗リ

テ、夫ヲ彫テ、朱ノ処マデ彫リ詰タルモノナリ、又一遍ハ朱、一遍ハ

黄漆、一遍ハ黒漆ト、次第シテ塗リテ、夫ヲ彫レバ、色々ノ筋ガ出来

ル、是ヲ如何ナル故ニカ、堆漆ノ手ト云、其塗り様カラ、時代カラ、

工カラノ事、詳ニ遵生八牋ニ見ヘタリト仰ラル、楊茂、張成ヲ世間ニ

作ノ香合トテ、千年ニモ及ブヤウニ云、明ノ萬曆時代ノ者ニテ、上工

ナリ、張成ハ細カナル工ヲ尊ミ、楊茂ハクハラリトシタルヲ尊ブ、

各史料が何を根拠に活動年代を記載しているかは明らかではないか、例えば『槐記』の場合には、『遵生八牋』が万曆十九年(一五九二)の自序を持つことから誤認したとも考えられる。

以上を小括すると、中国の文献では一貫して、張成は元時代に活動した人物であり、剔紅の名手として捉えられていた。ここでの剔紅とは『髹飾録』に記される、赤色を呈し、朱漆層の中に黒漆層が入った作品で、彫りはすっきりとしており、角は丸く、繊細で精緻な作品を指す。しかし日本の文献では、張成が製作した品が最上級品であるという見解は揺らがないものの、彫漆作品のうちどのような作品を製作したのか、あるいはいつ活動したのか、についての一貫した評価は見受けられない。製作した作品については、剔紅・堆紅・堆朱・存星と多様であり、また活動した時代についても宋時代から明時代まで幅広く、定説を見ない。さらに、日本においては彫りの深さや意匠による彫漆作品の分類から、張成と楊茂が同等ではなく、その二人の実力に差があるとまで記されるようになる。かつては分類が細分化されたにもかかわらず、堆朱という一括の用語でかつ日本独自の概念で呼び慣わされることもあった彫漆作品は江戸時代、特に茶の湯の世界においてそれが張成の真作であるかどうかはさておき、中国の名工「ちょうせい」の作品であること(「ちょうせい」の作と伝わること)の方が当時の人々にとって大切な指標の一つであったようにも見て取れる。日本でこのような混乱が起こった背景としては、室町時代から江戸時代にかけて、様々な文献へ書き継がれていく過程で、徐々に誤植が生まれたり正確に伝えることが困難になったりして、曖昧さなどが生まれていったためであろう。また日本に彫漆作品およびその技法が伝来した時に、中国とは異なる、日本独自の捉え方をしたためであろう。彫漆作品を日本独自の作品

分類で区分したことにより、張成・楊茂の作品の特徴はかえって不明確になり、彼らが活動した時代についても様々な認識が生まれる結果となったと考えたい。

(続く)

註

- (1) 科学分析についてまとめられている図録としては九州国立博物館『トビック展示 彫漆 漆に刻む文様の美』(九州国立博物館、二〇一一年)や上海博物館編『千文万華 中国歴代漆器芸術』(上海書画出版社、二〇一八年)、上海博物館編・包燕麗著『上海博物館蔵 雕漆』(上海書画出版社、二〇二二年)がある。その他、岡田文男「根津美術館所蔵「椀閣人物螺鈿手箱」考―箱の構造と下地の材質」(根津美術館紀要 此君)一三、根津美術館、二〇二二年)、川畑憲子「調査報告 根津美術館所蔵螺鈿作品の木地構造」(根津美術館紀要 此君)一三、根津美術館、二〇二二年)などの論文もある。
- (2) 徳川美術館・根津美術館編『彫漆』(徳川美術館・根津美術館、一九八四年)。
- (3) 荒川浩和「彫漆」(前掲註②)所収一七九―一八〇頁。
- (4) 曹昭が著した古器物の鑑賞についての書物である。洪武二十年(一三八七)に成立したとされる。天順三年(一四五九)には王佐によって増補され、『新增格古要論』と題されて刊行された。
- (5) 明時代に張応文が著した古器物の鑑賞書である。
- (6) 前掲註②)。
- (7) 漆工史学会編『漆工辞典』(角川学芸出版、二〇二二年)。
- (8) メトロポリタン美術館コレクションサーチ(<https://www.metmuseum.org/art/collection/search/40211>)令和六年(二〇二四)十二月三十日閲覧。
- (9) メトロポリタン美術館コレクションサーチ(<https://www.metmuseum.org/art/collection/search/843759>)令和六年(二〇二四)十二月三十日閲覧。
- (10) 上海博物館編・包燕麗著『上海博物館蔵 雕漆』(上海書画出版社、二〇二二年)(六八―六九頁)。

- (11) 前掲註(10)二一〇～二二三頁。
- (12) アッシュモolean博物館コレクションサーチ (<https://www.ashmolean.org/collections-online#/item/ash-object-691897>) 令和六年(二〇二四)十一月十一日閲覧。
- (13) 前掲註(7)。
- (14) 「蓮花堆黒長方盤」宋代・十三世紀、九州国立博物館蔵。『トピック展示 彫漆 漆に刻む文様の美』(九州国立博物館、二〇一一年)二七頁の作品解説において、「元時代の彫漆作家、張成の銘「張成造」も入るが、そちらは偽銘であらう」とする。
- (15) 「元代張成与楊茂の別紅雕漆器—記故宫博物院重要藏品之一—」(文物参考資料編輯委員會編『文物參考資料』七四、中国古典芸術出版社、一九五六年)や李経澤・胡世昌『Chinese Lacquer: Three Important Pieces in the Royal Museum of Scotland』(『曇彩』抱一齋蔵中国漆器) 香港中文大学中国文化研究所文物館、二〇一〇年。初出は一九九六年など。
- (16) 前掲註(4)。
- (17) 素地の収縮や経年劣化で、漆塗膜に亀裂や断文が入り、そこから漆塗膜が剝れかかっているような状態を指すと考えられる。
- (18) 隆慶年間(一五六七～七二)に活躍した漆工家・黄成が著し、天啓五年(一六二五)に楊明が序文と註を付した『髹飾録』は中国の漆工技法を伝える唯一の専門書である。現在、写本のみが残る。東京国立博物館に二件所蔵されており、木村孔恭(一七三六～一八〇二。兼葭堂と号する)の蔵書印が捺された、いわゆる「兼葭堂本」と、昭和十八年(一九四三)、徳川宗敬氏により寄贈された、いわゆる「徳川本」である。中国では主に兼葭堂本を底本として研究が進められてきたが、近年、山田眞一氏が「研究ノート『髹飾録』校勘記」(富山大学芸術文化学部紀要)一四、国立大学法人富山大学芸術文化学部、二〇二〇年)において徳川本の方が原本に近いという見解を示した。本稿では徳川本を参照することとする。
- (19) 前掲註(5)。
- (20) 本書には万曆十九年(一五九二)の自序がある。

「張成造」銘を持つ漆工品の一考察(一)

- (21) 張徳剛、西塘人、父成与同里楊茂俱善髹漆別紅器。永楽中、日本、琉球購得之、以献于朝。成祖聞而召之。時二人已没、徳剛能繼其父、随召至京、面試称旨、即授宮繕所副、賜宅、復其家、時有包亮亦与徳剛争巧、宣徳時、亦召为宮繕所副。
- (22) 光緒四年(一八七八)に刊行された『嘉興府志』卷三三(早稲田大学図書館蔵)の物産の項では「格古要論」を引用して張成を紹介する。
- 別犀器皿元嘉興西塘楊匪作者雖重数多别得深峻、别紅器皿元時西塘張成楊茂最得名、餞金器皿元時西塘有彭君宝者甚得名戲山水人物亭觀花木鳥獸種種精妙格古要論、
- さらに道光二十年(一八四〇)に刊行された『嘉興府志』では左の通り記載される。
- 張成楊茂嘉興府西塘楊匪人、別紅最得名、其枪全枪鋤之法、凡器用什物先用漆漆為地以錦刻昼或山水樹石花竹謂毛亭台屋宇人物故事、一二簞藻后用斩趺霆鞋、右枪金則調雄黄、枪銀則調鉛粉、日酒后再挑挑散所刻縫箇、以金薄或銀薄、依銀匠所用紙糊籠罩置金銀薄在内遂旋网切取鋪已、施漆上新县指拭牢宝、但著議者自然听住其餘金銀、都在县上于庆斗中欢、
- (23) 意識に際しては、荒井健ほか訳註『長物志』明代文人の生活と意見 東洋文庫六六五(平凡社、二〇〇〇年)三一九～三二二頁も参照した。
- (24) 前掲註(7)。
- (25) 『君台観左右帳記』は唐物の鑑定および座敷飾りの指南書である。永正八年(一一五二)の奥書を持ち、永祿二年(一五五九)に成立した写本が東北大学附属図書館の狩野文庫に所蔵されている。本稿では便宜上、これを「東北大学本」と称し、参照することとする。翻刻に際しては千宗室『茶道古典全集 第二卷』(淡交新社、一九五八年)も参照した。
- (26) 『髹飾録』にも堆紅が記されるが、灰漆で盛り上げた上に朱漆を塗る技法であると記されている。『君台観左右帳記』では「髹飾録」における堆紅の技法は記されていない。
- (27) 国立歴史民俗博物館に所蔵されており、永祿三年(一五六〇)に書写した旨の奥書を持つ『君台観左右帳記』を便宜上、本稿では「歴博本」と称する。ただ

し後世の写本ではないかとの説もある。翻刻に際しては、谷晃「君台観左右帳記」の成立に関する一考察(『野村美術館学芸部編』『野村美術館研究紀要』三、野村文華財団、一九九四年)を参照した。なお、『君台観左右帳記』東北大学本とは異なり、堆紅の意匠として屈輪文もあつたことが記されている。

- (28) 『烏鼠集』は初期茶書を代表する集成書で、複数の茶書を集成し、四巻にしている。この史料の原本は寛永年間(一六二四〜四四)頃の写本とされる。

- (29) 「文阿弥花伝書残巻」は、大永二年(一五二二)、室町幕府の同朋衆・文阿弥が記し、永禄二年(一五五九)に文鏡によって書き写された奥書を持つ史料である。床の間や書院を飾る作法を図解し、道具の材質や形状を詳しく解説した室町時代の花伝書である。

- (30) 「烏鼠集 二」(高橋忠彦・神津朝夫編『茶書古典集成一 初期の和漢茶書』淡交社、二〇一九年)。

- (31) 「烏鼠集 四」(高橋忠彦・神津朝夫編『茶書古典集成一 初期の和漢茶書』淡交社、二〇一九年)。

- (32) 基本的に史料の中で作者の名を挙げる際には、張成・楊茂の順で登場する。しかし『烏鼠集』・「文阿弥花伝書残巻」は楊茂・張成の順で記載されており、管見の限り、順序が反転するのはほとんどない。張成の方が楊茂よりも上手であると考えられることが多く、なぜあえて楊茂を先に記載するのかについては写本の系統の検討や、今後の史料の発掘により引き続き考察を重ねたい。

- (33) 千宗室監修・筒井紘一編『茶道学大系第十巻 茶の古典』(淡交社、二〇〇一年)。

- (34) 元禄七年(一六九四)に初版が刊行され、以後、何度も重版された。日本や中国の印章や墨跡・古筆・茶道具などの古器物や刀工の系譜などを集成した、全十三巻の百科事典である。

- (35) 谷端昭夫翻刻・校注・解題「山上宗二記(岩屋寺本)」(谷端昭夫編『茶書古典集成六 利休の茶書』淡交社、二〇二二年)。本史料は山上宗二が著した茶の湯の伝書で、天正年間(一五七三〜九二)頃の茶の湯の様相を記す。「山上宗二記」には複数の写本が存在し、岩屋寺本は天正十六年(一五八八)二月二十七日の奥書を持つ。なお『茶書古典集成六』には桑山本も翻刻されているが、本稿

にかかわる箇所は同内容であったため、岩屋寺本の翻刻のみ記した。

- (36) 山田哲也翻刻・校注・解題「宗及他會記・宗凡他會記」(山田哲也編『茶書古典集成三 宗及茶湯日記「天王寺屋會記」他會記』淡交社、二〇二二年)に附属する「江月覚書」元和元年(一六一五)十月二十日条にも「張成造」銘が刻まれた内赤盆についての特徴を記載した箇所がある。ここでは紹介に留め、詳細は次輯以降で述べる。

- (37) 荒川浩和・香川志乃「文献紹介」『茶家醉古襖』(一)『漆工史』一〇、漆工史学会、一九八七年)。本史料は弘化三年(一八四六)の奥付を持つ。また本史料では「堆朱堆黒十作」として張成が取り上げられ、「大元年中作 上々作」とも記される。さらに荒川浩和・水上康子「文献紹介」『茶家醉古襖』(二)『漆工史』一一、漆工史学会、一九八八年)で引き続き「茶家醉古襖」が翻刻されており、そこには次のような記載もあり、張成らが堆朱青貝の作者であること、張成以外にも名手がおり、張成を含み「堆朱十作」と呼ばれる十人の巧者がいたことがわかる。

香合品目

香合ハ茶具の中にて軽き物として利休百會にて香合の書付とてハなくかるが故に名物もまた少し 其中に名物といふは堆朱青貝につきる張成 楊茂 周明この三作をいふ 此三作乃外に張源 錢弥 呂甫 金甫 玉円 王賢 印堆の七人は元と明との間の人にて都合十人を堆朱の十作といふ、

- (38) 『古今和漢万宝全書』八 和漢諸道具見知抄で広義の堆朱と狭義の堆朱があることを確認した通りである。また東福寺・東京国立博物館・京都国立博物館・読売新聞社編「特別展 東福寺」(読売新聞社・NHK・NHKプロモーション、二〇二三年)で紹介されている「屈輪堆黒天目台」(正伝永源院蔵)に付された永島明子氏の作品解説には、外箱蓋表に「堆朱天目臺く楊茂／曲輪 式箇(以下略)」とあり、「正伝永源院には堆朱で屈輪の天目台は伝わらず」、「二基の堆黒の屈輪天目台が伝わ」つており、「江戸時代には彫漆を堆朱と総称することもあつたのだろうか」と問題提起されている。仮に彫漆を総称して堆朱と呼称していたのであれば、堆朱彫もいわゆる現在の堆朱のみならず、彫漆全般を製作している職人であった可能性も今後視野に入れて検討していく必要がある

ろう。

(39) 福島修「存星「稀なるもの」の系譜」(五島美術館学芸部編『存星―漆芸の彩り』公益財団法人五島美術館、二〇一四年)。

(40) 松山米太郎校註『註解 茶道四祖伝書 全』(秋豊園、一九三三年)に挿入される口絵では存星盆の説明として「小堀家藏本松屋名物道具記にハ作者張成、絵 馬麟、地文二星有るを以て存星ト云と有り」と記述されている。後世に追記された可能性もあるが、何らかの史料を参考に張成が存星の作品を製作していたかのように認識していたようである。なお『茶道四祖伝書』は「利休居士伝書」・「古織公伝書」・「三齋公伝書」・「甫公伝書」の四冊からなり、松屋に伝わる伝承や聞き書きなどを整理して記述した書物である。

(41) 『嬉遊笑覧』は随筆家の喜多村信節により、文政十三年(一八三〇)に刊行された書物である。様々な文献を引用しながら、江戸時代後期の風俗や習慣を解説・整理している。

(42) 小堀政方編「宗友記」三巻のうち巻三(『茶道叢書』一〇五―一〇七。国立国

会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2561588>。令和七年一月三日閲覧)。「宗友記」は遠州流茶道七代家元・小堀政方(一七四二―一八〇三)による編著である。序文に明和二年(一七六五)の年号が入っており、この年に成立したことがわかる。国立国会図書館が所蔵する本書はその写本で三巻ある。

(43) 秋田・佐竹家の藩儒であった村瀬栲亭(一七四四―一八一九)によってまとめられ、文化四年(一八〇七)に刊行された全十二巻の考証随筆である。

〔附記〕

本稿は、令和五年(二〇二三)度に公益財団法人美術工芸振興佐藤基金の助成を受けて調査した成果の一部です。本稿の執筆にあたり、作品の調査やご指導・ご助言など、ご協力を賜りました方々に記して感謝申し上げます。

(徳川美術館 学芸員)

『山上宗二記』所載の引拙所持「灰被天目」の再同定―伝来と箱書の功罪―

加藤 祥平

緒言

- 一 灰被天目とその受容史(概観)
 - 二 名物記と茶会記にみる引拙所持の灰被天目
 - 三 尾張家の道具帳にみる灰被天目
 - 四 引拙所持の灰被天目の同定
- 結語

緒言

千利休の高弟・山上宗二(一五四四～九〇)が当時の名物茶の湯道具を書き連ね目利きの要点をまとめた『山上宗二記』には、名物の灰被天目が三碗記載されている。その内二碗を豊臣秀吉が所持し、残る一碗を茶の湯の祖と伝称される珠光(一四三三～一五〇二)に次ぐ世代の名人・引拙(生歿年未詳)⁽¹⁾がもとは所持し、当時は堺の薬種商であった油屋(伊達家)が所持していたという。そのほか名物茶の湯道具を列記した名物記や茶の湯の会での道

具立てを記した茶会記、道具の管理に用いられた道具帳などから、この灰被天目はのちに徳川家康が所持し、その遺産「駿府御分物」として、尾張徳川家(以下、「尾張家」とする)初代義直へ譲られたとされる⁽²⁾。その灰被天目は、現在、徳川美術館が収蔵する「灰被天目」(大名物)⁽⁴⁾ 1・2。以下、徳川美術館での什宝番号に従い「茶碗11」と考えられ、同時に『山上宗二記』に記載された灰被天目のうち、唯一の現存例として重要視されてきた⁽⁵⁾。

しかしながら、茶碗11は歴史的・学術的な分類における灰被天目にはあたらぬことが既に指摘されている⁽⁶⁾。後述するように、造形上の特徴を考えると、本来は、福建省建窯で生産された「建盞」とするのが適切である。しかし、一般的な建盞に比して褐色を呈したやや特殊な釉調であることを理由に、近世以前では誤解⁽⁷⁾によって灰被天目に分類されていたと解釈されてきた。加えて、茶会記等における引拙所持の灰被天目の記録と茶碗11の造形上の特徴に齟齬が見受けられることを、竹内順一氏が示唆している⁽⁸⁾。

これらから、引拙所持の灰被天目が茶碗¹¹ではない可能性も既に浮上しながらも、茶碗¹¹は特に『山上宗二記』における灰被天目の評価の基準として度々紹介・参照されてきた。その一方で、近年の調査を通して、徳川美術館が収蔵する別の天目が、引拙所持の灰被天目に該当する蓋然性が高まった。

本稿では、名物記や茶会記などの記録、尾張家での道具帳の記録や造形上の特徴などから、引拙所持の灰被天目の同定を再検討する。

一 灰被天目とその受容史(概観)

灰被天目は、中国で生産され日本に輸入された、いわゆる「唐物天目」の一種である。現代では「灰被」の表記が定着しているが、史料や箱書では「灰蒙」や「灰冠」といった表記もみられる。また現代では、「はいかつぎ」と読まれることが一般的となっているが、室町時代後期から江戸時代における読み方としては、「はいかつぎ」が正しいことを竹内氏が指摘している。⁽⁹⁾

全体的に黒色の釉薬が掛けられている一方で、灰を被ったように白く濁った発色することが特徴の一つで、その名の由来となっている。このほか共通する特徴としては、見込みが平坦でやや広い点や高台周りを水平に削る点、高台内を浅く斜めに削る点が挙げられる。釉薬については、「二重掛け」と表現されることが多いが、異なる二種類の釉薬を掛ける方法と、一種類の釉薬を二度掛ける方法、二つの可能性が指摘されている。⁽¹⁰⁾

さて、灰被天目は、日本においてどのように受容されていたのか。まず唐物天目の分類とその定義については、足利將軍家の同朋衆であった能阿

弥や相阿弥が著したとされる、御殿飾りの手引書『君台観左右帳記』の中の、中国産陶器類の分類と説明を掲げた「土之物」がしばしば紹介されてきた。次に掲げるのは、奥書から永正八年(一五二二)十月に記されたと考えられている「君台観左右帳記」(東北大学附属図書館狩野文庫蔵)の記述である。⁽¹²⁾

一 土之物

囉變^{ワツバシ} 建蓋の内の無上也 世上になき物也 地いかにもくろくこ
さるりうすきるりのほしひたとあり 又き色白色こくうすきるり
などの色々ましりてにしきのやうなるくすりもあり 万疋の物也
一 油滴^{ユテキ} 第二の重寶 これも地くすりいかにもくろくしてうすむら
さき色のしらけたるほしうちそとにひたとあり ようへんよりハ
世に数あまたあるへし 五千疋
一 建蓋 ゆてきにもおとるへからず 地くすりくろくしろかねのこと
くきはしりて おなしくゆてきのことくほしのあるもあり 三千
疋

一 烏蓋 たうさんのなりにて 土くすりは建蓋と同物なり 大小あり
代やすし
一 鼈蓋 天目の土にてくすりき色にてくろきくすりにて 花鳥いろ
くくの紋あり 千疋
一 能皮蓋^{ネイ} これも天目の土にてくすりきにあめ色にてうすむらさき
のほしうち外にひとあり 代やすし
一天目 つねのことし はいかつぎを上とする也 上には御用なき物
にて候間不及代候也

この記述の中では、唐物天目の中で、「曜燮（曜燮）」「油滴」が当時の評価の最上位に位置付けられ、一方、「天目」と呼ばれた汎用品の一群があり、その中でも「はいかつき（灰被）」が上等品と捉えられていたことがわかる。幾分紛らわしいが、現代では多様な種類の総称として広義的に用いられている「天目」という語句が、当時は狭義的に用いられていた、と捉えたと理解しやすいだろう。

現在の考古学的研究の成果から、「曜燮」「油滴」「建盞」は福建省建陽県の建窯産、「鼈盞」「能皮盞」は現在ともに「玳皮盞」と呼ばれ、江西省の吉州窯産とされ、「灰被」は福建省南平市の茶洋窯産と考えられている。⁽¹³⁾

また、『君台観左右帳記』同様にしばしば紹介されてきたのは、天正十五年（一五八七）頃に成立したとされる『山上宗二記』の記事である。『山上宗二記』も伝本が多いが、山上宗二の生前に記され、天正十六年二月廿七日の奥書を有する「山上宗二記 雲州岩屋寺宛」（表千家不審菴蔵）より灰被天目に関連する箇所を掲げる。⁽¹⁴⁾

一天目之事 紹鷗所持之一ツ 白天目一ツ 天下ニ三ツノ内ニツ 関白様ニ在 引拙ノ天目堺油屋ニあり 何も灰かつき 此外灰かつき方々ニ在（上中下） 委ク其数を知ラス 此内三ツハ昔より数々墓三居リタル天目名物也 在（三）口傳（一）

一 黄天目 是ハはひかつきに劣候 只天目はハ世上ニ多キ物也 此三色ハ天目ト云也 天目ハ（ウスリヤハラカニ）和ナリハつほふかさか能候 猶以在リ

二 口傳（一）

一 けむさん 此内（ヤウヘン）影星（ユテキ）油滴（ウサン）鳥盞（ハツサツ）別盞（ハツサツ）たいひ盞 此六ツけいさんノ内

『山上宗二記』所載の引拙所持「灰被天目」の再同定―伝来と箱書の功罪―

也 代かるき者也 猶在（三）口傳（一） 此天目悉拙子拝見申候

『山上宗二記』では、灰被天目が唐物天目の箇所の筆頭として扱われるほど高く評価され、一方『君台観左右帳記』で高く評価されていた曜燮天目や油滴天目などは「代かるき」として軽視されていたことがうかがえる。灰被天目とそれに準ずる「黄天目」「只天目」（黒釉の平凡な天目か）が天目として一括りにされ、黄天目が灰被天目に劣る天目として考えられていたとわかる。

実際に、茶会記に使用された茶碗を見ていくと、天文年間（一五三二～一五五）から天正年間（一五七三～九二）頃まで、灰被天目が頻繁に用いられており、茶会記では単に「天目」や「台天目」（天目台に載せた天目のこと）と記す場合でも、添えられた記述を見ていくと灰被天目と推測される記事も多い。竹内氏が指摘するとおり、わざわざ「灰被天目」と明記しなくなるほど、灰被天目が多用されていたと考えてよいだろう。⁽¹⁶⁾

室町時代における唐物天目への認識を示す史料としては、従来、右の二つの史料が挙げられることがほとんどであったが、矢野環氏によって紹介された『君台観左右帳記』の写本（断簡）は、これまで唐物天目に関する記述内容について言及されることがないものの、重要な情報を含んでいる。

「蜷川家文書」（国立公文書館内閣文庫蔵）内の「茶湯道具事書」と呼ばれる史料で、「大永三年正月廿八日 宗珠」という奥書を持つ。⁽¹⁷⁾ 宗珠（生歿年未詳）は、珠光の養子とされる人物であり、⁽¹⁸⁾ 同書は宗珠の活動期の内の大永三年（一五二三）に原形が作られたと考えられている。左に掲げる箇所は、室町時代における灰被天目と黄天目に関する理解について、最も詳細な内容であることが特筆される。その重要性から、本稿筆者による現代語訳も添え

ることとする。

一はいかつきの事 うハ葉一色にくろく土いかにもくろく葉のかけとまりした葉黄成物也 又でいの色なるもあり黄の色少白もあり黄なる葉の比ハ そうのかけとまりをひきまいるもあり 又二分三分ほど黄なる葉のあるもあり とかくにきなる葉ひきいたし候ハすハた、天目也 縦黄なる葉ひきいたすともしうハ葉同土くろく候ハ、只天目にても可然天目也 又天目いかにも手かろく候ハよし うハ葉のうち 少色かハリあわのあるやうなるハ 火にあひ候天目也

一はいかつきぎんの事ハ しろくていをふきちらしたるやうなる物也 是ありてもなくともくるしからす候 下葉黄なる事肝要也

一黄天目の事 是ハうハ葉その色 きにありても 又半分きに有ても 又ふくりんきハ黄にありても うハ葉の黄なるをもつて黄天目と申候 又うハ葉のくろきもあり 又うすかきなるもあり 又なしちなるもあり さやうに候ても 此内きなる葉あひましハリ候ハ、きてん目にて候 是にもきんあるもあり なくともくるしからす候 大略土ハしらけ色なる物に候 同ハ土の色くろきをよき天目と申候 葉のかけとまり 下葉きになく候ともくるしからす候 下葉黄なるハ おもひのまゝにて候

(現代語訳)

一灰被天目の事。上葉が黒一色で、胎土は見るからに黒く、釉葉の掛かり際で下葉が黄色くなったものである。下葉は泥の色のものもあ

り、黄の色やわずかに白っぽいものもある。黄色の釉葉の大きさは、全体に掛かった(上)葉の掛かり際に添って廻ったものもあり、また二分から三分(〇・七〜一〇)ほどの幅のものもあり、とにかく黄色の葉が廻っていないものは只天目である。たとえ黄色の葉が廻っていないでも、上葉と土が黒ければ、只天目であっても真つ当な天目である。また天目はまさしく手取りが軽いものは良く、上葉の内にくらか色が変わり、泡があるようなものは、火災に遭った天目である。

一灰被天目の「銀」とは、白く泥を吹きちらしたようなものである。これがあってもなくともかまわない。下葉が黄色であることが大事である。

一黄天目の事。これは上葉全体の色が黄色であつても、また半分が黄色であつても、また覆輪際で黄色があつても、上葉が黄色になつていることを以て黄天目というのである。また上葉が黒いものもあり、また薄柿色であるものもあり、また梨肌状であるものもあり、そのようであつてこれらの内に黄色の葉が混じつていれば、黄天目である。黄天目にも銀があるものもあり、なくともかまわない。おおよそ土は白っぽいものである。同様のものの中でも土の色が黒いものを良い(黄)天目というのである。葉の掛かり際で下葉が黄色でなくともかまわない。下葉が黄であるものは思ひがままである(灰被天目とも黄天目ともいえる)。

これらから、大永三年頃における灰被天目の条件は、①釉葉が二重のように見えること、②上葉が黒いこと、③下葉が黄や白に発色しているこ

と、④胎土が黒いこと、であったとうかがえる。同じく黄天目の条件は、①釉薬が二重のように見えること、②上薬がわずかでも黄色を呈していること、③胎土が白っぽいこと、が挙げられる。すなわち、当時は一定の基準を以て灰被天目と黄天目の区別がなされていた。

その区別はしばらく続いていたことが名物記からもうかがえる。天文二十年（一五五二）頃に成立したと考えられ、現存最古の内容を有する『清玩名物記』（小浜市蔵。酒井家文庫）では、¹⁹器種別の項目の内に「耀変建蓋等類」「油滴之類」「天目之類 灰カツキ」「黄天目之類」「只天目之類」と立項されている。先にみた『山上宗二記』の記述も、これらの展開に含まれるだろう。

しかし、「茶湯道具事書」に知られる定義や条件が別の人物・場所や後世に正しく伝わらず、単に釉薬に黄色がみられることのみが特徴として捉えられた場合、灰被天目か黄天目かの分類に見解が定まらない可能性もある。実際に、伝世する灰被天目と黄天目の作行きは共通する点が多く、外見からは分類の判別が難しく、伝存した箱書によって名称を定めるのが現代の状況であることを赤沼多佳氏が指摘している。²⁰

江戸時代以降も、灰被天目を含む唐物天目は尊重されてきた。二代將軍徳川秀忠の時期に茶の湯の指南役であった古田織部（重然。一五四四～一六一五）らによって、台子や袋棚が設けられた鎖の間での茶の湯が徳川將軍の御成の中に定着し、唐物天目が必要とされる場が提供されたとされる。²¹さらに当時の徳川將軍周辺の茶の湯で使われた茶の湯道具の名品を列記した「名物記」がいくらか編まれ、各種の唐物天目が記載されたことで、その価値観が江戸時代後期まで引き継がれることとなった。万治三年（一六六〇）の序を冠し出版され、その後も江戸時代を通して出版が繰り返され

強い影響力を保った『玩貨名物記』では、徳川將軍家と他家合わせて十九点の天目が掲げられるが、その内の少なくとも十一点が灰被天目である。このことは、江戸時代において灰被天目の評価が高くあり続けたこと象徴でもあり、要因の一つでもある。

二 名物記と茶会記にみる引拙所持の灰被天目

引拙所持の灰被天目は名物記と茶会記のなかでどのように記されてきたのか。まず、堺の豪商・天王寺屋津田家の代々らによる自筆の茶会記『宗及茶湯日記』（松浦史料博物館蔵。通称「天王寺屋会記」）のうち、²²津田宗達（一五〇四～一五六六）の筆記部分に含まれる、天文二十一年（一五五二）十二月十五日とされる条に確認できる。記述は左のとおりで、天目の観察記録についてのみ、現代語訳も添えておく。²³

口切

同十二月十五日歟 宗可持来候

一臺天目 但前引拙二候キ

（中略）

天目者土ヨシ 葉はい色心在 下葉白也 ほしのやうにはなれたる
下葉アリ なりハ上ひらりとしてすそほそ也 少とうさん心在
葉にすちアリ そとつき心に見え候歟

（天目部分の現代語訳）

天目は土が良く、（上）葉は灰色がかっており、下葉は白い。星のよ

うに飛んで散った下葉がある。姿は上方が平たく開き、裾は細くなっている。少し烏蓋のようである。釉薬には筋があり、少し衝き出ているように見えるか。

年三月二日条に記される、油屋常佐の次世代にあたる常悦の茶会での記録である。

亥三月二日朝

堺ニテ

一 油屋常悦 御會 宗云 宗湛

四テウ半 六尺床 肩衝、袋二入、四方盆ニスヘテ、長板二、風

爐・眞手桶置合テ、天目臺 高麗茶碗ニ追具入テ、メンツウ 蓋

置カラ 肩衝ヲハ、手水ノ間、スミヲリノ畳ニナラシ、タテラル、

(中略)

一天目、口四寸三分ホト、但九目アリ、式一寸四分、但三メアリ、骨

高二シテドウニフクラナシ、土黒キ内ニ赤メニ底ニ朱ノアトアリ、

下藥白ク黄メニ、其上ニ黒上藥カ、ル、薬ノ上ニミサビノ如ナル、

星ノヤウニ細ニアリ、薬ノ内シ、ラニ有、同内ハ中ヨリ下一段黒ク、

中ヨリ上ハ薬クロキ内ニ、ノゴイハガシタルヤウニ赤メアリ、外ハ

薬ハケ高也、

(天目部分の現代語訳)

(灰被)天目は、口径が四寸三分程(約一三・〇糎)で、但し畳の目では

九目(二目＝一三糎で換算すると約一一・七糎)。高台は一寸四分(約四・二

糎)で、但し畳の目では三目(約三・九糎)。骨高(釉薬の下に轆轤目が目立

つさま)で胴には膨らみがない。土は黒い内に赤味があり、底には朱

の痕跡がある。下葉は白く黄色く、その上に黒い上葉が掛かっている。

葉の上に水鏽(水面に浮かぶ赤黒い膜状の汚れ)のようなもの星の

堺の豪商・若狭屋宗可(生歿年未詳)が所持していた道具を津田宗達のもとへ持参した際の記録となっており、「前引拙二候キ」とあるとおり、引拙が持っていた灰被天目と天目台が記されている。注目すべきは、姿に関する記述であり、『君台観左右帳記』に記される「烏蓋」、つまり黒く平たい端反りの姿であったことを示している⁽²⁴⁾。

ただし、引拙が複数の灰被天目を所持していた可能性もあり、ここで記述される灰被天目が後に油屋に伝来したものと定かではない。油屋に伝来した灰被天目についての記録は、この記述より後となる。

永禄年間(一五五八〜七〇)から天正年間(一五七三〜一五九二)に成立したと考えられている「唐物凡数」(『仙茶集』所収)⁽²⁵⁾の「油屋常由」(油屋常祐。生年未詳〜一五七九)⁽²⁶⁾の所持する名物道具に「一天目」とある。先に述べた当時の灰被天目の流行により、灰被天目も単に「天目」と記す傾向の内に書かれたとすれば、こちらも灰被天目ということになるだろう。茶会記では、

『宗及茶湯日記』の天正六年十一月廿七日条の「油や照佐」(油屋常佐。常祐の次世代)の会に「ハイカツキノ天目」とのみ記されている。加えて、先に掲げた『山上宗二記』(天正十五年頃成立)の灰被天目の箇所には「引拙ノ天目堺油屋ニあり」とあることから、天正年間頃の油屋に引拙所持の灰被天目があったことは確実視できる。

油屋にあった灰被天目に関する観察記録は、竹内氏が既に紹介している。博多の豪商・神屋宗湛の茶会記『神屋宗湛日記』(諸家蔵)⁽²⁷⁾の、天正十五

ように細かくあり、釉葉の内にはしじら織のように凹凸がある。内側の釉葉は中程より下方が一段黒く、中程より上は黒い(上)葉の内に、拭い剥がしたように赤味がある。外面は葉の掛け止まりが高い。

この記述は、先にみた若狭屋宗可所持の灰被天目とは別物であることが明らかである。つまり、少なくとも史料上、引拙所持の灰被天目は、若狭屋宗可所持のものと油屋所持のものとの二つあったことになる。

その後、油屋所持の灰被天目は、どのように辿れるのか。伝来が付された形で記されるのは、寛永十八〜二十一年(二六四〜四四)頃に成立したと考えられている「茶湯道具新田所在帖」(青山歴史村蔵。通称「毛利家書載名物記」)⁽²⁹⁾で、「天目」の項に「一引拙はいかつき 昔堺油屋所持」と記されている。加えて『玩貨名物記』の原型として指摘されている、万治元年(二六五八)刊行の『茶湯道具御寶物盡』⁽³⁰⁾にもこの記述は引き継がれており、『玩貨名物記』の「天目」の項にも「一はいかつき堺油屋淨祐所持 (尾張様)」と記されている。これらから十六世紀末から十七世紀半ばの間に尾張家へと移ったことがわかる。

この間、尾張家では徳川將軍の御成の際にこの灰被天目が度々使われており、元和九年(一六三三)二月十三日の二代將軍秀忠の御成、寛永二年二月二十六日の三代將軍家光の御成、同四年五月三日の秀忠御成、同五年二月二十九日の秀忠御成、同八年二月二十九日の秀忠御成において、おおよそ鎖の間の袋棚で尼崎台とともに「一天目 灰被」と簡略ながら記録されている⁽³¹⁾。当時の各大名家への御成で使用された茶の湯道具の大半が『玩貨名物記』に記載されていることから、元和九年から寛永八年にかけて用いられた灰被天目は引拙・油屋所持の灰被天目にあたるのが妥当で

ある⁽³²⁾。しかし、当時の尾張家に灰被天目が複数あった可能性もある。よって、尾張家の道具帳から灰被天目を確認する必要がある。

三 尾張家の道具帳にみる灰被天目

尾張家の伝存最古の道具帳は、元和二〜四年(一六一六〜一八)に作られた、尾張家への徳川家康の遺品目録、いわゆる「駿府御分物御道具帳」である。その内、茶の湯道具類を含んだ「駿府御分物之内 色々御道具帳」⁽³³⁾には、「一天目 拾五内^(四ツ上)式瀬戸」と記されている。天目の個々の情報がないため、断定は難しいが、元和九年の御成に灰被天目が使用されていることから、これらのなかに引拙所持の灰被天目が含まれていた可能性は高い。

次に灰被天目が登場するのは、慶安三年(二六五〇)五月七日に歿した初代義直の手にあつた遺品の目録としてその翌年に作られた「上御数寄御道具 二御数寄御道具 御手道具 慶安四年三月吉日」(以下、「慶安四年御道具帳」とする)⁽³⁴⁾である。「上御数寄(御)道具」とは、公式行事の際に御殿内や茶室を飾る道具を示す。時代が下ると、道具の評価によって「中御数寄道具」の区分もあり、「二御数寄御道具」がそれに先行する区分とみられる。「上御数寄道具」は、將軍の御成や將軍家の使いである上使来訪の際などの特別な行事に限って使用された、最上級かつ別格の道具である。名物茶の湯道具が多く含まれていた。同帳には、灰被天目が二点記されている。

一 御天目 灰蒙

(中略)

一 灰かすき御天目 壺ツ

一 唐尻ふくら御茶入 壺

但名物記載ル

なお、これら表記と書かれた位置の違いから、前者は表紙に記された

「上御数寄道具」にあたり、後者は「二御数寄御道具」あるいは「御手道

具」にあたると考えられる。

尾張家二代光友（一六二五～一七〇〇）の在封中の元禄二年（一六八九）に作

られた、「上御数寄御道具 中御数寄御道具 元禄貳年巳八月」では、³⁵二点

の灰被天目が確認できる（付箋の墨書は「一」内に示した）。

一 御天目 灰蒙 一 【撰津守様へ被進ル】

（中略）

一 御天目 灰蒙 一 【出雲守様へ被進ル】

それぞれに貼られた付箋から、一点目は光友の二男松平義行（高須「四谷」

松平家初代。一六五六～一七一五）へ、二点目は三男松平義昌（梁川松平「天久

保」家初代。一六五一～一七二三）へ譲られたとわかる。

この後しばらく道具帳に灰被天目は見当たらず、次の記載は享保十三年

（一七二八）三月となる。享保十年二月に尾張家の江戸上屋敷であった市谷

屋敷が全焼したことをきっかけに、名物茶の湯道具の由緒を確認すること

を目的に作られた「御筆類 上御数寄御道具」に再び現れる。³⁶巻末の書き足

された部分に、以下の記述がある。

一 御掛物 壺幅 清茂筆

一 灰かつき御天目 壺

（中略）

右者 善暁院様御道具之内

これらは、善暁院つまり梁川松平家三代義真（一七一八～一七二九）が享保十

四年五月に歿し、同家が断絶したために尾張家へ返された道具である。

「灰かつき御天目」は、「上御数寄御道具 中御数寄御道具 元禄貳年巳八

月」に記された、松平義昌へ譲られた灰被天目である。左に並ぶ「唐尻ふ

くら御茶入」は、『玩貨名物記』などでの名物記での記載を見出したのか

その旨が書いてあるのに対し、この灰被天目には何も書かれていないこと

は留意しておきたい。

一方、ほぼ同時期に作られた別の道具帳に、別の灰被天目が登場する。

享保十年の市谷屋敷全焼を契機として享保十四年に作成された、中御数寄

道具の道具帳「御数寄道具帳 享保十四巳酉年」である。³⁷当時中御数寄道

具に格付けされていた道具類のうち、江戸に定め置かれていた道具が全て

焼失し、それを補うために二代光友が隠居したのちに移り住んだ大曾根御

屋敷や御茶道方（御数寄屋方）で管理されていた道具などから選定されたこ

とが、佐藤豊三氏によって明らかにされている。³⁸その内「御天目」の項に

「一 灰蒙」とのみ記載がある。この道具帳では極めて簡易な記載となつて

いるが、その後の管理に用いられた同内容の副本には、³⁹条の右肩に「は

九」と書かれており、管理用の番号がわかる。これによりその後の追跡が

可能となる。

その後この二碗は尾張家に留まり続け、幕末に作られた「御数寄屋方御

道具帳」九冊の内、「上御数寄御道具 壹」と、「仕分御道具帳 式」に次のように記されている(朱書はゴシック体で表記した)。

〔上御数寄御道具 壹〕三番)

廿九 御譲

黒塗箱入紫絹人和巾包

天廿二ヌミ 一 灰蒙御天目

壺

銀覆輪懸リ御天目共惣
目方七拾匁

納番三十五番江組入

○茶碗11(図1・2)⁽⁴²⁾

名称…灰被天目

寸法…高六・八糎 口径一三・三糎 高台径四・二糎

重量…三二〇瓦

箱…(外箱)桐四方棧蓋造 蓋表墨書「灰蒙御天目 砂張覆輪(挿図1)

(内箱)桐印籠蓋造 蓋表墨書「灰蒙御天目 砂張覆輪(挿図2)

〔仕分御道具帳 式〕壺番)

は九

杉箱入白縮緬拾和中包

東上十二ヌミ 一 灰蒙御天目

壺

覆輪眞鍮

同断三番江組入

○茶碗12(挿図3・4)⁽⁴³⁾

名称…灰被天目 銘玉潤

寸法…高六・四糎 口径一一・六糎 高台径四・四糎

重量…二四八瓦

箱…(外箱)桐四方棧蓋造 蓋表墨書「古瀬戸天目 銀覆輪」

蓋裏貼札墨書「天
茶碗 拾四号」

(内箱)春慶塗印籠蓋造 蓋表貼札墨書「古瀬戸 御天目」

以上から、幕末の段階で、「慶安四年御道具帳」まで遡ることができ、上御数寄御道具として扱われていた一碗と、「御数寄道具帳 享保十四巳酉年」まで遡ることができる一碗の、計二碗が存在していたとわかる。更に、道具帳の情報は、徳川美術館に現存する灰被天目の箱とそこに貼られた札と一致するはずであり、二碗のいずれかは「慶安四年御道具帳」に記載されている可能性がある。次に、伝存する灰被天目を確認したい。

○茶碗24(図3・5)

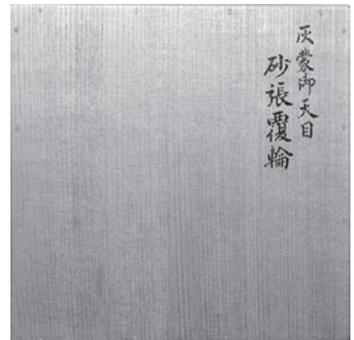
名称…灰被天目

四 引拙所持の灰被天目の同定

現在、徳川美術館で「灰被天目」として名称が登録されている作品は次の三点である。現状での作品情報とともに掲げる(箱などにみられる朱書および朱印はゴシック体で表記した)。



挿図1 茶碗11 外箱蓋表



挿図2 茶碗11 内箱蓋表

寸法…高六・五糎 口径二・〇糎 高台径四・五糎
重量…二六一瓦
箱…(外箱)杉二方棧蓋造 蓋表墨書「灰蒙天目」

蓋裏貼札墨書「**納**三拾五番」〔天碗 廿貳號〕 〔良櫃〕〔挿図5〕

※「**納**」は墨印

身外底墨書「大正三年六月新調」

(内箱)黒漆塗覆蓋造 蓋表貼札墨書「灰蒙御天目」〔挿図6〕

まず茶碗12については、現在の名称と異なり、尾張家の道具帳では常に「古瀬戸(御)天目」として表記されており、尾張家では灰被天目としての認識はなかったことが確認できるため、今回の検討からは除外する。⁽⁴⁾

次に、茶碗24の外箱蓋裏の貼札の文字情報からは、先に見た「御数寄屋方御道具帳」の「上御数寄御道具」の灰被天目に該当することが明らかである。一方、茶碗11については、「御数寄屋方御道具帳」に記された箱の材質と齟齬があり、箱の材質や墨書から、近代に添えられた箱であることは明白である。大正時代(一九二二～二六)初期に作られた徳川美術館の現



挿図3 茶碗12 姿



挿図4 茶碗12 高台



挿図5 茶碗24 外箱蓋裏



挿図6 茶碗24 内箱蓋表

役の台帳を徴すると、元は内箱の蓋裏に三枚の札が貼られており、それぞれ「**納**三番」「天碗二号」「上十二号茶碗」と墨書・朱書があったことが判明する。現在の箱からは、その痕跡が見受けられないため、大正時代以降に箱が新調されたと推測される。これらから、「御数寄屋方御道具帳」の「仕分御道具帳」の灰被天目が茶碗11であることがわかる。茶碗11は先に

見た道具帳の記録のとおり、尾張家では享保十四年（一七二九）もしくは二代光友の隠居後までしか廻り得ない。一方茶碗24は、「上御数奇御道具中御数奇御道具 元禄貳年巳八月」において松平義昌へ譲られた灰被天目であることが確実となった。さらに、結論を先に述べると、茶碗24は「慶安



挿図7-1 茶碗24 内箱蓋表貼札



挿図7-2 曜変天目（油滴天目） 内箱蓋表貼札



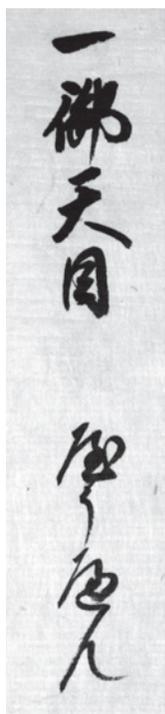
挿図7-3 古銅砧花生 銘杵のをれ 内箱蓋表貼札

四年御道具帳」まで廻ることができる。

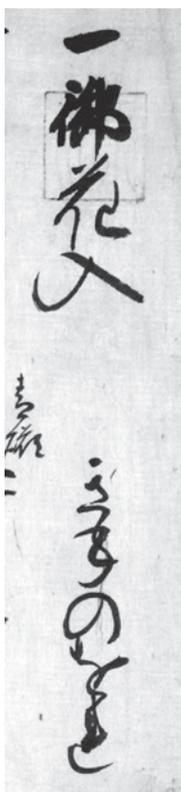
手がかりとなるのは、茶碗24の内箱蓋表の貼札である。同様の貼札は、徳川美術館に収蔵される名物茶の湯道具の内箱を主として散見され（挿図7）⁽⁴⁶⁾、これらは「慶安四年御道具帳」に記載がある（挿図8）。両者の筆跡を比較すると、字形の異なりを考慮してもなお、細かく各字を見ていけば、筆遣いが酷似していることがわかる。まず「曜変天目（油滴天目）」（大名物。茶碗1）の「やうへん」は、「ん」の字形に若干の違いがあるが、その他はよく近似しており、特に「や（屋）」の二画目の角度や筆の留め方が一致している。「古銅砧花生 銘杵のをれ」(大名物。花生4)の「さねのをれ」は一字変体仮名の違いもあるが、おおかたの筆跡が近似しており、また



挿図8-1 慶安四年御道具帳 茶碗24記載箇所



挿図8-2 慶安四年御道具帳 曜変天目（油滴天目）記載箇所



挿図8-3 慶安四年御道具帳 古銅砧花生 銘杵のをれ 記載箇所

「入」は一画目がやや細い点や左払いの終筆で大きく跳ね上がる点が共通している。茶碗24は一見異なる筆跡のようにも見えるが、「灰」は各画の配置や角度が一致し、「御」は「日」の書き方に違いがあるものの、「イ」の一画目を左払いではなく点とする特徴や「缶」の独特な崩し方が共通している。これらから同じ筆者―おそらくは茶の湯道具を管理した御数寄屋方の一人―によって近い時期に記されたことみなしてよいだろう。⁽⁴⁶⁾

よって、茶碗24こそが初代義直の時代に尾張家が所持していた、伝存唯一の灰被天目となる。では、茶碗24は先にみた茶会記の記録と一致するのだろうか。

茶碗24の造形は、口縁から高台へとほぼ直線的に窄まっていくが、口縁下の窄まりと胴部分での轆轤目の凹凸によって、二段ほどのわずかな段差がみられる。釉薬の際は部分的に掛け止まりが高く、露胎となった高台は茶褐色を呈する。高台脇は水平方向に削られ、高台は他例に比べやや広く、高台内はわずかに窪ませるように浅く削られている。内底は広く平坦となっている。全体に掛けられた鉄釉は全体的には黒色で、口縁や釉薬の掛かり際(下莖)、胎土の轆轤目や夾雑物の都合で釉薬が薄くなっているとみられる部分は赤褐色を呈しており、外側面には轆轤目に添った赤褐色の筋がみられる。口縁には銀製と推定される覆輪が嵌められている。これらの特徴は、大永三年(一五三三)の「茶湯道具事書」の記述からも、灰被天目としての条件を満たしているが、『宗及茶湯日記』が記録する端反り碗とは異なる。

一方、『神屋宗湛日記』の記述はどうだろうか。まず寸法については、茶席での目分量となるので判定の根拠とはなりづらいが、近い寸法といえるだろう。「骨高二シテドウニフクラナシ」は轆轤目の凹凸が釉薬の下

に透けて見えるさまに一致している。「土黒キ内ニ赤メニ底ニ朱ノアトアリ」は茶褐色の胎土を示すと思われるが、朱の痕跡は経年の剥落によって確認できない。「薬ノ上ニミサビノ如ナル、星ノヤウニ細ニアリ、薬ノ内シ、ラニ有」とは、轆轤目や夾雑物の凹凸によって、黒釉のなかに茶色の筋やムラがあらわれた様子だろう。「同内ハ中ヨリ下一段黒ク、中ヨリ上ハ薬クロキ内ニ、ノゴイハガシタルヤウニ赤メアリ」とは、内側の釉薬が基本的に黒色ながら口縁周辺に赤褐色を呈しているのに添っている。「外ハ薬ハケ高也」は掛け止まりが高い様子に合致している。つまり茶碗24は、『神屋宗湛日記』の記述と矛盾しない。

茶碗24は、釉調こそ地味ながらも、古くからの名物として名高い「灰被天目 銘夕陽」(大名物。個人蔵。挿図9・10)⁽⁴⁷⁾や「灰被天目 銘虹」(大名物。国「文化庁保管」)とも寸法が近く、胴に二段ほどのわずかな段差がみられる姿は「灰被天目 銘夕陽」も同様であり、十分に名物として通用した



挿図9 灰被天目 銘夕陽 姿 宮野正喜撮影



挿図10 灰被天目 銘夕陽 高台 宮野正喜撮影

と考えられる。

以上から、茶碗24は「慶安四年御道具帳」に記載された灰被天目であり、名物記の記載情報と合わせて、その伝来は、引拙―油屋常祐・常佐・常悦―(徳川家康)―尾張家初代義直・二代光友―梁川松平家初代義昌・二代義方・三代義真―尾張家―徳川美術館とわかる。

結 語

本稿では、引拙所持の灰被天目が、従来考えられていた茶碗11ではなく、茶碗24に該当することを検証した。これにより、『山上宗二記』などで名物として採り上げられていた灰被天目は、決して誤解に基づく例外的な名物ではなかったことが判明した。

そもそも、従来の室町時代後期の茶人たちの誤解という解釈自体が、當時信じられていた伝来という権威が生んだ無理に過ぎなかった。現存最古の名物記である『清玩名物記』が十六世紀半ば頃に作られるようになった時点で、名物茶の湯道具や名物記を享受していた人々には少なからず各種の道具に対する共通の評価基準があったはずである。その断片的情報は、大永三年(一五三三)の「茶湯道具事書」や天文十七年(一五四八)頃に京都で作られたとされる『往古道具値段付』⁴⁹⁾などに残されており、当時の目利きの細かな要点をうかがい知ることができる。これらを考慮すれば、仮に十六世紀の茶の湯の名人らが茶碗11を目にして、灰被天目と誤解する可能性はきわめて低いといわざるを得ない。

では、なぜこのような取り違えが生じたのだろうか。第一の要因は茶碗24が一度梁川松平家へ譲られたことにある。その後尾張家へ戻さ

れたものの、その前年に尾張家の道具と名物記の所載確認が済んでおり、尾張家において名物として扱われる機会を失ってしまった。延享元年(一七四四)四月から同二年の尾張家内での道具帳調査によって、代々の当主が継承してきた「御譲」の道具であることが確認されているが、ついに名物記での記載が確認されるに至らなかった⁵⁰⁾。

第二は、高橋義雄(箒庵。一八六一―一九三七)によって編纂された茶人と茶碗の名品図録『大正名器鑑』の影響力の強さにある。管見の限りでは、茶碗11が『玩貨名物記』に記載された灰被天目として紹介されたのは、大正十四年(一九二五)に刊行された『大正名器鑑 第六編』⁵¹⁾が初見である。これ以前には茶碗11が名物として扱われた形跡はなく、『大正名器鑑』によって茶碗11はその肩書きを冠したと推測される。『大正名器鑑』は図版と関連する史料を多く挙げており、その便利さとある種の権威性から、その内容が数書きしされることが多く、茶碗11もその一つと言える。結果として、本稿までのちようど百年にわたり、引拙所持の灰被天目への誤解は続いた。

第三は、道具帳や箱に関する検証が不十分であったことにある。実は、昭和五十四年(一九七九)に徳川美術館・根津美術館で開催された「天目」展の図録では、茶碗11とともに茶碗24が「慶安四年御道具帳」に記載があることが指摘されている⁵²⁾。しかし、本稿で検証したとおり、茶碗11は道具帳から義直の時代までは遡りえず、十分な確認がなされた上での指摘とはいえない。また、茶碗11が大名物として扱われながら、それに応じた箱が添っていないことについて疑問が呈されず、検証に至らなかった。

これらの背景には、近代以降の美術史学において、作品そのものが検討の対象とされ、箱や附属品の検証に重きが置かれてこなかったことがあ

る。伝来や由緒によつて真贋の判断や研究上での位置付けが揺らいでしまうことも確かであるが、それを正すことができる手段として内容品の検証のみならず箱の検証が有効であることは、先述のとおりである⁽⁵³⁾。

本稿は、引拙所持の灰被天目を再同定するとともに、いわゆる箱書の持つ史料的价值とそれを得るための詳細な調査の重要性を提言する。

註

(1) 引拙は、かつては後世の茶人系譜類を根拠に「鳥居引拙」と表記されることが多かったが、表千家七代如心斎の門弟とされる坂本周斎(一六六六―一七四九)による茶書には「嶋居引拙」とも記されている。いずれにせよ同時代史料による確定をみていないため、本稿では単に「引拙」とする。

なお、近年では、連歌師の伊予屋宗珀、さらに茶人であった天王寺屋宗伯(生歿年未詳)と同一人物であるという矢野環氏による説が有力視されている。矢野環「名物記の生命誌6 「天文名物記」の堺(「茶の湯」三七四、茶の湯同好会、二〇〇五年)、八―一〇頁、同「紹鷗所持名物道具の全容―天王寺屋宗伯所持道具とともに―」(武野紹鷗 わびの創造 思文閣出版、二〇〇九年)。一方、この説に関して、否定的な意見もある。工藤隆彰「牡丹花的伝弟子」伊予屋宗珀(『国語国文研究』一四六、北海道大学国語国文学会、二〇一五年)、三六―三七頁。

(2) 油屋伊達家の菩提寺である妙國寺(現・堺市堺区)の所蔵する「治要録」には、天正十年(一五八二)の本能寺の変を逃れた徳川家康が、同寺に訪れた際、開山の日珧(一五三二―一五九八)が家康に灰被天目で茶をすすめたところ、家康がその名を尋ね、日珧が答えた「灰被」が「早勝」に聞こえたことから家康が吉兆として茶碗を求めた、という伝承が伝わる。『堺市史 第七巻(清文堂出版、一九三〇年)、八九頁。

(3) 佐藤豊三「作品解説」15 大名物 灰被天目』『茶碗に花開く桃山時代の美茶の湯名碗』(徳川美術館・五島美術館、二〇〇二年)。

(4) 「大名物」の表記は、『名物―由緒正しき宝物―』(徳川美術館、二〇二二年)

での基準に従った。具体的には、『山上宗二記』などの「玩貨名物記」以前の名物記の記載品を「大名物」とした。同図録では根拠の説明を欠いてしまったため、ここで補う。「大名物」「中興名物」という用語を提示した、松江松平家七代不昧(治郷。一七五一―一八一八)編の寛政元(九年(一七八九―九七)刊行『古今名物類聚』の「凡例」では、「一大名物は、多く公の御物となり。またはやことなき方の納殿にこめられたれば、たやすく世の人見る事を得へきものにあらず。さるによりてはらくおきぬ。」(振り仮名は省略)とあり、この一文の指し示す内容が『玩貨名物記』によつて確定した十七世紀までの名物の受容実態と一致するため、大名物の根拠となる名物記の下限を『玩貨名物記』と定めた。ただし、本稿では単に「名物」とする場合、総称としての「名物」を示す。

(5) 竹内順一「作品解説」8 天目 灰被(『山上宗二記 天正十四年の眼』五島美術館、一九九五年)。

(6) 「作品解説」32 灰被天目』『天目』(徳川美術館・根津美術館、一九七九年)、赤沼多佳「作品解説」20 灰被天目』『唐物天目―福建省建窯出土天目と日本伝世の天目―』(福建省博物館・茶道資料館、一九九四年)。

(7) 前掲註(6)赤沼氏作品解説。

(8) 竹内順一「『山上宗二記』の名物 第四回 灰被天目」(『茶道の研究』四九七、三徳庵、一九九七年)、同「名物記と道具(7)天目―美しき誤解」(『茶道雑誌』七二七、河原書店、二〇〇八年)。

(9) 竹内順一「永青文庫 美の扉100 最も愛された灰被天目」(『茶道の研究』七二五、三徳庵、二〇一六年)、一三三―一四頁。同氏「現代語でさらりと読む茶の古典 山上宗二記」(淡交社、二〇一八年)、六三頁。

(10) 赤沼多佳「作品解説」21 黄天目 珠光天目』『唐物天目―福建省建窯出土天目と日本伝世の天目―』(福建省博物館・茶道資料館、一九九四年)ほか。

(11) 長江惣吉氏による復元研究によつて、釉薬は同じ釉薬の二度掛けであり、一三〇〇度で焼成され、その後弱い還元で雰囲気を保ちながら冷却されることで黄色が生じ、また自然冷却となると茶褐色となることが指摘されている。長江惣吉「關於茶洋窯灰被天目の研究」(『古陶磁科學技術』9 國際討論會論文集)

中國科學院上海硅酸鹽研究所、二〇一五年。

- (12) 『君台觀左右帳記』は後世に与えた影響が大きく、大量の写本が残されており、諸本の内容・分類は矢野環氏によって詳細に考証されている。東北大学図書館には三件の『君台觀左右帳記』が収蔵されており、掲出本の請求番号は阿8-37。矢野氏によると、もと永正八年十月の奥書があった原本を、大永六年(二五二六)十二月、さらに永祿二年(一五五九)正月に書き写した、という奥書を肯定してよいとされる。矢野環『君台觀左右帳記の総合研究』(勉誠出版、一九九九年)、三二頁。
- (13) 赤沼多佳「唐物天目の一考察―灰被天目を中心に―」(『三井美術文化史論集』三、三井記念美術館、二〇一〇年)、四三―四五頁。謝明良「關於灰被茶碗」(『故宮文物月刊』四五四、二〇二二年)、六六―六九頁。
- (14) 多くある『山上宗二記』の伝本の中で、写本ではなく原本として考えられている内の一点である。熊倉功夫校注『山上宗二記 付茶話指月集』(岩波書店、二〇〇六年)。近年の『山上宗二記』関連の研究書としては、竹内順一『現代語でさらりと読む茶の古典 山上宗二記』(淡交社、二〇一八年)、神津朝夫『山上宗二記』と茶人宗二(宮帯出版社、二〇二二年)などが挙げられる。
- (15) 「是ハはひかつきに劣候」の部分「芬(紛)候」とする伝本や解釈もある。本稿では「山上宗二記 桑山重晴宛」(天正十六年二月廿七日奥書。今日庵文庫蔵)の同箇所、「劣」の傍らに「ヲトリ」と仮名が振つてあることを重視した。
- (16) 前掲註(14)竹内氏著書、六三頁。
- (17) 請求番号・古〇一六〇二九五。
- (18) 山田哲也氏の近年の研究によって、大徳寺僧明窓宗珠(生歿年未詳)と同一人物である可能性が高いとされている。山田哲也「茶祖珠光跡目宗珠と大徳寺僧明窓宗珠」(『禅とその周辺学の研究 竹貫元勝博士還暦記念論集』永田文昌堂、二〇〇五年)、同「棧敷へ入次第之事」(『茶書古典集成1 初期の和漢茶書』淡交社、二〇一九年)、三三九―三三〇頁。また、『君台觀左右帳記』の写本によっては、能阿弥が珠光に伝授した内容であることを示す記述もある。前掲註(12)矢野氏著書、五八頁ほか。
- (19) 「清玩名物記」(『茶道学大系 第十卷 茶の古典』淡交社、二〇〇一年)。
- (20) 前掲註(13)赤沼氏論文、三五―三七頁。
- (21) 谷端昭夫「天目と喫茶文化」(『淡交別冊』五六、淡交社、二〇〇九年)、三〇頁。
- (22) 『宗及茶湯日記』および天王寺屋津田家については、多くの書籍・論考があるが、主に以下を参照した。永島福太郎編『天王寺屋会記』淡交社、一九八九年)、谷端昭夫「天王寺屋歴代の茶の湯」(『淡交』五三六、淡交社、一九九〇年)、山田哲也編『茶書古典集成3 宗及茶湯日記』(『天王寺屋会記』他会記(淡交社、二〇二二年))。
- (23) 茶会記の觀察記録の現代語訳にあたっては、各書中の同語句の用例を確認した上で適宜語句を補いつつ解釈を施した。
- (24) 烏蓋の形状については、湯を飲むための平碗と指摘されている。今泉雄作「君臺觀左右帳記考證」(『國華』四〇、國華社、一八九三年)、七四頁、前掲註(13)赤沼氏論文、三三頁。
- (25) 山田哲也「『唐物凡数』(同志社大学総合情報センター所蔵)―孤本名物記―その解題と翻刻」(『文化情報学』四―一、同志社大学文化情報学会、二〇〇九年)。
- (26) 油屋伊達家の菩提寺である妙國寺の開山・日珖の自筆行状記録『己行記』によって歿年が判明する。矢内一磨「堺妙國寺蔵『己行記』について―資料研究を中心に―」(『堺市博物館報』二六、堺市博物館、二〇〇七年)、五六―五八頁。
- (27) 『神屋宗湛日記』については、多くの書籍・論考があるが、主に以下を参照した。芳賀幸四郎「神屋宗湛日記」(『茶道古典全集 第六卷』淡交社、一九五八年)、『茶道文化研究 第七輯(特集 宗湛日記)』(今日庵、二〇一五年)、筒井紘一編『茶書古典集成5 神屋宗湛日記』(淡交社、二〇二〇年)。本稿で掲出の部分の句点は、『茶書古典集成5 神屋宗湛日記』に従った。
- (28) 文治四年(一一八八)に成立した『千載和歌集』に収載の和歌「あざりせし水のみさびにとちられて菱の浮き葉にかはづ鳴くなり」に「みさび」の用例が見られる。

- (29) 「毛利家書載名物記」(「茶道学大系 第十卷 茶の古典」淡交社、二〇〇一年)。寛永年間末に長門国長府藩の毛利家で編纂されたと考えられている。
- (30) 前掲註(12) 矢野氏著書、影印篇一七九―一九二頁。
- (31) 原史彦「尾張徳川家御成記一覽」(「徳川將軍の御成」徳川美術館、二〇一二年)。
- (32) 矢崎格「『東武実録』にあらわれた名物茶器」(「名物茶器―玩貨名物記と柳宮御物―」徳川美術館・根津美術館、一九八八年)。
- (33) 記録古文書一・四。縦二八・三糎、横二一・八糎。
- (34) 什器古帳三・一。縦二八・四糎、横二二・三糎。
- (35) 什器古帳三・二。縦二七・二糎、横一九・一糎。
- (36) 什器古帳三・六。縦二六・五糎、横二〇・五糎。本来この道具帳に附属しているながらも、別の道具帳に付された、尾張家の茶頭・山本道傳政房による書付により、作成経緯が判明する。既に、翻刻・内容は佐藤豊三氏によって紹介されている。佐藤豊三「享保時代における尾張徳川家の藏帳整理について」(「金鯢叢書」二五、徳川黎明会、一九九八年)、一五八―一五九頁。
- (37) 什器古帳三・七。縦二九・二糎、横二一・三糎。
- (38) 前掲註(36) 佐藤氏論文、一五九―一六二頁。
- (39) 「御数奇道具帳 享保十三戊 申年 一本ニハ享保十四巳酉年トアリ 取扱」(「什器古帳六・九。縦二六・六糎、横一九・九糎」) 添書きにみられる年紀が享保十五年から寛政七年八月に至っていることから、この道具帳は寛政七年八月以降、遅くとも同十年頃に書き写されたと考えられる。
- (40) 什器旧原簿一・一―九。各冊、縦二八・七糎、横一九・九糎。
- (41) このほか、入子菱に葵紋散蒔絵天目台が添う、尾張家伝来の「灰被天目」(個人蔵)の存在も知られている。しかし、天目の内底は狭く、釉薬には灰被天目にはあまり見られない卵の斑が見られ、胎土からうかがえる轆轤の回転は右回転となっていることから、唐物の灰被天目とは見なせなかった。また伝来経緯からも検討対象には適さなかったことから本稿では割愛する。
- (42) 形状について添えておく。やや開き気味の口縁下でごく僅かに窄まり、高台へとほぼ直線的に窄まる。高台とその周囲は露胎となっており、高台脇に水平

方向の削りはなく、高台は低く平らで、高台内部は一段下がるように浅く水平に削られている。内底は狭く平坦となっている。全体に掛けられた鉄釉は粘りがあり、裾近くに滴状の溜まりをなす。鉄釉は全体的に柿色を呈し、内底では元々意図されたであろう黒色を呈している。口縁には砂張製と推定される黄金色の覆輪が嵌められている。

なお、内側面には「才(第)」「三」「申」らしき、三つの文字が墨書されている。徳川美術館学芸員 板谷寿美氏のご指示による。

- (43) 形状について添えておく。やや外反した口縁の下で窄まり、高台へとほぼ直線的に窄まる。高台とその周囲は露胎となっている。高台脇は水平方向に削られ、低く平たい高台は面取を施すかのように畳付き部分の周縁が削られ、高台内はわずかに窪ませるように浅く削られている。高台内には朱漆書「玉潤」と記されている(尾張家では千利休の筆と伝称)。内底は茶溜り(鏡)が広く平坦に作られている。全体に掛けられた鉄釉は全体的には黒色となつてはいるが、口縁や釉薬の掛かり際、胎土の轆轤目や夾雑物の都合で釉薬が薄くなつてみるとみられる部分は赤褐色を呈している。口縁には銀製と推定される覆輪が嵌められている。

- (44) なお、内箱の蓋表の貼札に記された墨書「古瀬戸 御天目」の筆跡は、享保十四年に編まれた「御数奇道具帳 享保十四巳酉年」(「什器古帳三・七」)の筆跡と一致している。「天目」の項に所載の「一古瀬戸天目 式つ入」「一古瀬戸天目 式つ入」「一古瀬戸天目」の三点目に該当する可能性が高い。

- (45) 同様の札が貼られているのは掲出のほか、次の作品である。

- ・「南蛮水指 銘 芋頭」(大名物。水指10)
- ・「三島筒茶碗 銘 藤袴」(大名物。茶碗6)
- ・「尼ヶ崎台」(大名物。天目台2)
- ・「尼ヶ崎台」(大名物。天目台3)
- ・「古天明釜 銘 梶」(大名物。風炉・釜3)
- ・「高麗紫石硯」(大名物。硯1)
- ・「古銅管耳卓下花生」(花生10)

なお、「三島筒茶碗 銘 藤袴」および「古銅砧形花生 銘 杵のをれ」の貼

札については、従来―明治・大正時代頃から―織田有楽斎の筆跡という伝承があったが、本稿を以て否定される。

- (46) 拙稿「総論「名物」を再考する」〔「名物―由緒正しき宝物―」徳川美術館、二〇二二年〕、一六六―一六七頁、ではこれらの貼札の記述内容から、「駿府御分物之内色々御道具帳」と同時期の作成とした。本稿を以て訂正する。

なお、茶碗24の内箱とその蓋表の貼札が異なる時代の製作である可能性は高い。内箱の構造は十七世紀半ばの伝存例に比べて珍しく、一方、黒漆の透け具合からはどんなに遅くとも江戸時代後期には存在していたものと推定される。

また貼札は、裏側から裏打ちを施して貼り直された形跡がある。しかし、尾張家での道具の管理の中では頻繁に札が貼り直されていることから、貼り間違えが生じたと考えることは難しく、特に同家の道具の中でも最重要視されていた「上御教寄御道具」においてその可能性は極めて低い。よって、茶碗24の内箱蓋表の貼札は、慶安四年以来灰被天目とともに伝わったとみなされる。

- (47) 高七・二種、口径二二・六種、高台径四・五種、二五九・六瓦。

徳留大輔「作品解説 灰被天目 銘夕陽」〔茶の湯の茶碗 第一巻 唐物茶碗〕淡交社、二〇二二年。「灰被天目 銘夕陽」の伝来については、神津朝夫「奈良の茶人と茶の湯1 豪商坂東屋」〔茶の湯〕五一七、茶の湯同好会、二〇一七年が詳しい。

- (48) 高六・九種、口径二二・二種、高台径四・四種、二四三・二瓦。

徳留大輔「作品解説」灰被天目 銘虹」〔茶の湯の茶碗 第一巻 唐物茶碗〕淡交社、二〇二二年。

- (49) 『往古道具値段付』は、「四十三冊 茶道望月集追加目録」〔茶道望月集 顕岑院本二〕思文閣出版、二〇一三年、七四九―七五九頁に翻刻されている。『往古道具値段付』の評価については、竹内順一・矢野環「名物記の生成構造―実見と編集のはざま―」〔茶道学大系 第十巻 茶の古典〕淡交社、二〇〇

一年、七一―七二頁、矢野環「名物記の生命誌4 「天文名物記」の全体像」〔茶の湯〕三七二、茶の湯同好会、二〇〇五年）、一〇頁を参照。

- (50) 「御譲」については、生前の手渡しや贈与など家康の遺産「駿府御分物」とは異なった経路で初代義直にもたらされた家康の所用品として、従来解釈されてきたが、歴代当主の継承してきた品について冠されていることが多いことが指摘されている。安藤香織「物吉貞宗」の継承と権威化」〔金鯨叢書〕四九、徳川黎明会、二〇二二年）、拙稿「どうする「御譲道具」」〔葵〕一二七、徳川美術館、二〇二三年）。

- (51) 「灰被天目 大名物」〔大正名器鑑 第六編〕大正名器鑑編纂所、一九二五年）、五一頁。

高橋箒庵の日記である、『萬象録』には、大正八年五月十三日から六月十七日まで、尾張家伝来品の調査・撮影のための連絡調整とその結果、後礼までの過程が記されているが、当時の尾張家での茶碗11への認識は記されていない。

高橋義雄『萬象録 高橋箒庵日記 卷七』〔思文閣出版、一九九〇年〕、一八四―二二八頁。なお、同年六月四日から『時事新報』で連載された「尾州名器」八篇においても、同様である。

- (52) 「作品解説35 灰被天目」『天目』徳川美術館・根津美術館、一九七九年）。

- (53) 箱や附属品の持つ史料価値については、拙稿「尾張徳川家における唐絵の受容史的考察(一)」〔金鯨叢書〕四九、徳川黎明会、二〇二二年)において既に述べた。

〔付記〕「灰被天目 銘夕陽」の画像掲載につきましては、ご所蔵者のご許諾の上で、『茶の湯の茶碗 第一巻 唐物茶碗』(淡交社)より、転載しました。

(美術館 学芸員)

〔作品紹介〕

建中寺蔵「仏涅槃図」

安藤 香織

はじめに

- 一 作品の概要と伝来
 - 二 図様と構成
 - 三 描画技法
 - 四 類例との比較
- おわりに

はじめに

令和六年(二〇二四)、徳川美術館では「尾張徳川家と菩提寺建中寺」と題する展覧会を実施し、愛知県名古屋市中東区に所在する浄土宗寺院・徳興山建中寺の諸宝物を紹介する機会を得た。⁽¹⁾ その際に展示した建中寺蔵の「仏涅槃図」(図1。以下、本図と略称する)は、尾張徳川家(以下、尾張家と略称する)に関わる伝来が明確である点で貴重であり、かつ裝飾性に優れた近世仏教絵画の一例であることから、ここに改めて紹介する。

建中寺蔵「仏涅槃図」

なお建中寺は、慶安三年(一六五〇)に歿した尾張家初代義直を供養するべく、その息子である二代光友によつて建立された浄土宗寺院である。⁽²⁾ 菩提寺として、光友以下の歴代当主やその家族から篤い庇護を受け、堂宇や宝物が寄附され、広大な墓地に墓所(御廟・御霊屋(御仏殿)も営まれるなど、尾張家代々の菩提を弔い、また末代までの安寧を祈る役割を長く果たした。現在も、建立当初の建造物の一部や、尾張家との深い関わりを示す多くの宝物が伝えられている。

一 作品の概要と伝来

本図は本紙縦三六二・八糎、横三〇六・五糎、総寸は縦四一六・〇糎、横三三七・七糎の大幅である。絵絹は三枚継ぎで用いられ、絵絹の幅は向かって左から一〇八・〇糎、一一九・三糎、一〇七・四糎である。濃彩で描かれており、仏・菩薩の肉身や、参集した衆生の衣服等には金銀彩も加えられている(図2~7)。表具は描表装で、風帯・中廻は赤地に多色の唐草



挿図1 仏涅槃図 全図 建中寺蔵 提供：株式会社便利堂

文、総縁は紺地に青・赤・緑の牡丹文が表されている(図8、挿図1)。八双の飾り金具は金銅製で、意匠はいずれも蓮華唐草文を基調とし、中央に位置する金具には宝輪が配されている。軸首も金銅製で頂面は宝輪、側面は蓮華唐草文の意匠である。印籠蓋造りの黒漆塗箱が附属し、平成二年(一九九〇)から六年にかけて修理された際に取り外されたとみられる旧軸木(八双か)が保存されている。

本図には、伝来に関わる墨書が三件残されているので順に紹介する。改行は「」、空白がある場合にはできるだけそのとおりに表現し、読点は筆者が適宜加えた。

第一に、旧軸木には次のとおり墨書がある。

徳興山建中寺代七世頓蓮社白譽専了上人安阿大和尚、元禄六年酉二月十五日絵

第二に、本図の紙背に貼り込まれた押紙には次のようである。^③

涅槃畫像 長式間半／横式間／御寄附御施主／勘解由小路女御／元禄六癸歲極月廿四日／建中寺八世／證譽代／畫師／末永氏勝秀

第三に、箱の蓋裏には次のようである。

涅槃像 一幅／御施主／勘解由小路女御 徳興山崇仁院建中寺常什物
／天明五乙巳年六月／蓋斗焼失三付／御作事方ヨリ出来

旧軸木の墨書は、元禄六年(一六九三)六月に遷化した建中寺七世白譽専了(生年未詳)一六九三によって書かれている。^④文意を掴みにくいものの、同年二月十五日に絵が出来上がったことを示すか、または二月十五日に行われる涅槃会の本尊に用いる絵であることを示していると考えられる。

次に、紙背押紙の墨書は、専了の跡を受けた建中寺八世證譽廓天(生年未詳)一六九九により書かれている。これにより、本図は光友の側室・勘解由小路(一六二七～一七〇五)が施主となり、元禄六年十二月二十四日に建中寺へ寄附された品であること、末永勝秀という絵師により描かれたことがわかる。勘解由小路は公卿・樋口信孝の娘であり、光友の三男(実は長男)

で分家・大久保(梁川)松平家初代となった義昌の生母であることから、尾張家中で重んじられた人物である。本図のように華麗かつ大型の仏画が、光友ではなく勘解由小路によって製作され菩提寺に施入されていることは、尾張家における勘解由小路の権威・財力を端的に示していると言える。末永勝秀は、本図以外に史料が確認できなかったが、その描写の特徴については第二章以降で検討したい。

続いて、箱の蓋裏の墨書は、箱の蓋が焼失したため、天明五年(一七八五)六月に、尾張家中の作事方により補われたという内容である。同年一月二十三日に名古屋城下で起こった大火災のおよそ五か月後にあたる時期であり、本図も火災の被害を被ったことが判明する。

これら三件の墨書から、本図における尾張家と建中寺の関係性を確認してみよう。旧軸木に専了自筆の墨書があったことからわかるように、勘解由小路が施主として資金を提供したのに対し、実際に製作を進めたのは専了とみられる。おそらく、本図の製作を要請したのも専了であろう。この関係性は、大名家と菩提寺による什物製作においてはごく一般的ではあるが、同じ建中寺蔵の宝物であっても願主・製作・資金提供には次のようなパターンが見られる。

①願主・製作：建中寺 / 資金提供：尾張家

本図

②願主：建中寺 / 資金提供・製作：尾張家

徳川光友筆「観音・鶴図」三幅対

建中寺三世墨譽南龍の求めに応じて、寛文元年(一六六一)に光友自身が製作。

③願主・資金提供・製作：尾張家

輔君(尾張家四代吉通正室)筆「紺紙金字法華経」八巻

享保四年(一七一九)十月十八日の尾張家五代五郎太の七回忌に際し、母の輔君が書写。

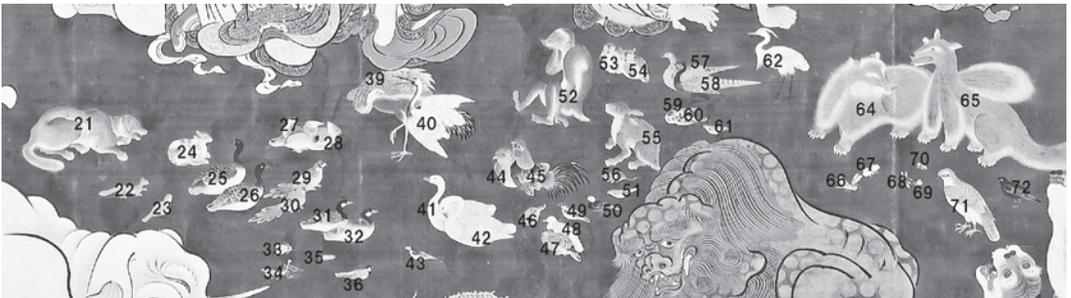
③も比較的多く、例示した追善供養を目的とする経巻の寄進などに加え、本図が罹災した天明の大火災においても、被災した建中寺伽藍の復興がこの方式でなされている。願主・資金提供は、当時の尾張家当主である九代宗睦である⁽⁶⁾。製作の主導がどこに置かれていたかについては、建中寺の記録がある。それによれば、全ての建築物の再建が終わった天明七年五月十三日、附家老の成瀬正幸をはじめとする役人衆がそれぞれの堂宇を検分した後、寺社奉行より建中寺住持(方丈)へ引き渡しがあり、これに対し住持が附家老の成瀬家・竹腰家をはじめ重臣や寺社奉行らへ御礼に回ったという⁽⁷⁾。すなわち、この時は被災規模が大きかったことから、尾張家中で組織的に復興を行っていたことがわかる。本図の箱蓋も、この宗睦による復興の一環として作事方が修復したのである。

二 図様と構成

本図は、中国・宋時代の仏涅槃図の影響を受けて鎌倉時代以降に主流となる形式の系統で、近世の仏涅槃図によくみられる構成である⁽⁸⁾。この形式の特徴としては、①縦長の画面、②宝床の左側面を見せるように描くこと、③平安時代の古様な形式に比して周囲の会衆・動物が増加するなどの傾向が挙げられており、本図もこれらの特徴を兼ね備えている。



見取図



(部分)

会衆

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1 釈迦如来 | 2 観音菩薩 | 3 勢至菩薩 |
| 4 ~ 8 菩薩 | 9 迦葉童子 | 10 ~ 26 仏弟子 |
| 27 阿那律 | 28 阿難 | 29 ~ 32 仏弟子 |
| 33 乾闥婆 | 34 阿修羅 | 35 ~ 43 天部 |
| 44 沙羯羅 | 45 ~ 46 天部 | 47 緊那羅 |
| 48 五部浄居天 | 49 迦楼羅 | 50 ~ 51 天部 |
| 52 龍王 | 53 俗人(羅刹か) | 54 金剛力士 |
| 55 ~ 56 天部 | 57 龍王 | 58 金剛力士 |
| 59 帝釈天 | 60 ~ 64 天部 | 65 毘沙離老女 |
| 66 ~ 70 俗人 | 71 純陀 | 72 ~ 73 俗人 |
| 74 阿那律 | 75 摩耶夫人 | 76 ~ 79 天女 |

動物

- | | | |
|--------------|------------|--------------|
| 1 鷹 | 2 鹿(雌) | 3 鹿(雄) |
| 4 猪 | 5 馬 | 6 迦陵頻伽 |
| 7 鳳凰 | 8 孔雀 | 9 蛙 |
| 10 百足 | 11 蜥蜴 | 12 亀 |
| 13 不明 | 14 蟹 | 15 不明(昆虫類) |
| 16 不明(哺乳類) | 17 不明(哺乳類) | 18 鼬 |
| 19 狐 | 20 象 | 21 犬 |
| 22 不明(栗鼠か) | 23 不明(鳥類) | 24 猫 |
| 25 ~ 26 金黒羽白 | 27 ~ 28 鴛鴦 | 29 ~ 30 鸚鵡 |
| 31 ~ 32 頬白鴨 | 33 蟬 | 34 蝻螂 |
| 35 不明(昆虫類) | 36 文鳥 | 37 龍 |
| 38 蛇 | 39 ~ 40 鶴 | 41 ~ 42 白鷺 |
| 43 燕 | 44 ~ 45 鶏 | 46 鶯 |
| 47 ~ 48 鳩 | 49 雀 | 50 掠鳥 |
| 51 五十雀 | 52 猿 | 53 ~ 54 木葉木菟 |
| 55 兔 | 56 鼠 | 57 ~ 58 雉 |
| 59 ~ 60 白鶴鴿 | 61 鶯 | 62 小鶯 |
| 63 獅子 | 64 不明(哺乳類) | 65 不明(哺乳類) |
| 66 蜻蛉 | 67 蝶 | 68 不明(昆虫類) |
| 69 不明(昆虫類) | 70 不明(昆虫類) | 71 鷹 |
| 72 烏 | 73 虎 | 74 豹 |
| 75 水犀 | 76 牛 | 77 駱駝 |
| 78 水牛 | 79 麒麟 | |

具体的に、本図の図様を確認していこう。⁽⁹⁾まず、中心に描かれた主たるモチーフである釈迦は、蓮台に頭を載せ、右脇を下にして宝床上に横たわり、左腕を体側に伸ばし、右腕の肘を曲げて右手を顔の前に寄せた姿で描かれている。鎌倉時代以降は右手枕で横たわる釈迦の姿の作例が多いが、右手顔前の姿についても、京都・長福寺本(宋時代か)、滋賀・石山寺本(鎌倉時代前期・重要文化財)、愛知・妙興寺本(鎌倉時代・重要文化財)など比較的作例は多い。また仏鉢の包みは、宝床上に置かれず錫杖と共に沙羅双樹に掛けられており、この点でも長福寺本・妙興寺本などと一致する。

次に、参集した会衆については、名を記した短冊形は付されておらず、他の作例と同様、像様から固有名まで特定できる会衆は多くはない(見取図)。菩薩形では、冠に表された化仏ならびに水瓶の標識から、観音菩薩(2、図3)および勢至菩薩(3、図4)が特定できる。この二尊は阿弥陀如来の脇侍菩薩であり、本図が浄土宗寺院に施入されたこととの関連性が想像される。剃髪した僧形の仏弟子では、宝床の手前に描かれた昏倒する阿難(28)と、介抱する阿那律(27)が判別できる。俗形人物では、供物を捧げる純陀(71)は平安時代から変わらず描かれる仏涅槃図の主要人物であり、釈迦の足に触れる毘沙離老女(65)は鎌倉時代以降の形式で頻出する人物である。天部には通常、八部衆や梵天・帝釈天、四天王などが含まれるが、本図では三目二臂の帝釈天(59、図11-1)、象冠の五部浄居天(48)、龍を背負う二尊の龍王(52・57)、獅子冠の乾闥婆(33)、赤い肉身で三面三目六臂の阿修羅(34、図6)、金翅鳥の冠の迦楼羅(49、挿図7-1)、一角の緊那羅(47)、蛇冠の摩睺羅伽(44)が識別できる。画面右上には初利天から駆け付けける摩耶夫人(75)と、先導する阿那律(74)が描かれる。以上のように、他の多くの作例で描かれる主要な会衆については本図でも確認できるが、寄進者な

どの実在の人物と見られるような会衆は描かれていない。

参集した動物も多種・多様である(見取図)。このうち經典でも特別に扱われる象(挿図2)と獅子(図9)は画面下部の左右に振り分けられる。象と獅子、いずれかが釈迦の方へ顔を向けたり、転倒した姿が描かれる作例が多数を占める中、本図では象と獅子がいずれもうなだれるように頭を下げた姿で対称的に描かれている。姿態が一致する作例として、愛知・甚目寺本(鎌倉時代後期)、同・無量光院本(南北朝時代・貞治七年(一三六八))などが挙げられる。⁽¹⁰⁾

会衆と動物の構成全体を眺めると、菩薩を釈迦の頭部近くにまとめて描く作例も多いが、本図では宝床の左右と奥に満遍なく点在させて、宝床を取り囲んでいる会衆全体の円環をより強調している。また画面下部では金剛力士(54・58)を左右に対置させるとともに、象・獅子も左右対称に表し、その他の動物についても比較的大型の動物を画面左右に振り分け、中央部は小動物や鳥類とすることで、左右の対称性を意識的に示すとともに、会衆の構成する円環を補完する配置としている。これらの構成に加え、周囲の空間が占める割合を小さくし、相対的に各モチーフを大きく描くことにより、中央の釈迦がより際立つよう演出されているのが本図の構成の特徴と言える。

この意識は周辺部分にも看取される。画面の上部に目を移すと、中央に月があり、涌雲が左右から斜め下方へ向けて、画面中央へ集約するような流れで描かれる。摩耶夫人の乗雲も含め、涌雲はV字型の構成を生み出しており、釈迦へと視線を誘導している。沙羅双樹は、向かって左の四本は緑葉、右四本は葉が枯れた通例の図様で描かれる。古様な図様では二本一組として宝床の四方に配される場合があり、また木々同士の間隔も二本一

組が意識されることが多いが、本図では宝床の前方には配されず、左右から後方にかけて宝床を囲むようにはほぼ等間隔で描かれる。さらに、等間隔ではあるが向かって左に少しずつずれることで、右から四本目の沙羅双樹の幹が画面中心線に近接して描かれる点に、月・涌雲によって中心線を強



挿図2 仏涅槃図 象部分 建中寺蔵

調する意識と同じ意識がみて取れる。このように、本図では図様が意識的に整理され、釈迦を取り囲む同心円の構成、左右対称性、中心線の強調、釈迦へ向かって視線を誘導するV字型の構成によって、釈迦を際立たせる意識に特徴があると小括できる。

ここで先行研究を参照し、本図の位置付けについて検討しておきたい。

仏涅槃図は涅槃会の本尊として古くから多くの寺院で製作・所有されたため、膨大な作品点数があり、近世には図様が形式化しつつも多彩な系統が入り混じり極めて多様になることが認知されている。そのような中で、内田隆子氏による江戸時代の奈良地方の仏涅槃図の分類は、重要な示唆に富む^⑬。

内田氏は特に跋提河の岸の描かれ方に注目して百数十点の作例を整理され、Ⅰ竹坊型、Ⅱ跋提河と釈迦を取り巻く人物群との境界が涌雲となっている型、Ⅲ跋提河と釈迦を取り巻く人物群との境界の一部分が涌雲となっている型、Ⅳ跋提河と釈迦を取り巻く人物群との境界が山形となっている型の四種の類型に分類された。そして江戸時代前期に類形Ⅰが奈良を中心に描かれ、同時代中期には様式の異なる類型Ⅱが描かれるようになり、相互に影響が見られる作品も登場する中、Ⅱに拠りながらⅢ・Ⅳが展開していったことを指摘された。また、これらの分類の代表作例としては、類型Ⅰは福井・劔神社本、類型Ⅱは長福寺本を想定された。

以上の内田氏説に基づくと、本図の河岸は画面左右端のみ土坡が描かれるほかは概ね涌雲で遮られることから、類型Ⅱに分類される。先に指摘したとおり、本図の釈迦の姿勢や仏鉢の描かれ方は長福寺本と共通しており、この説に沿う結果である。ただし細かく図様を比較すると、中世の南都絵所座のうち吐田座の行有・専有筆、根津美術館本(南北朝時代・康永四



挿図3 仏涅槃図 本紙全図 根津美術館蔵

年（二三四五）成立、挿図3）にも近いことがわかる。内田氏は根津美術館本について、松南院座（類型Ⅰ系統）と芝座（類型Ⅱ系統）の中間的な様相を示すと指摘するが、この系統分けて重視された跋提河の河岸が部分的に涌雲によって隠されていること、また仏鉢は沙羅双樹に掛けられていることから、長福寺本を代表とする類型Ⅱ系統に内包されると捉えるのが自然である。釈迦の姿勢は右手枕ではあるものの、沙羅双樹が宝床の前方を避けて等間隔に配置される点でも本図と共通し、とりわけ会衆の構成・位置など



挿図4 仏涅槃図 会衆・動物との境界部分 建中寺蔵

にも一定の共通点が見出せる点は注目される。ただし、釈迦入滅の情景を描き出そうとする根津美術館本に比較して、本図は中央の釈迦が象徴的に描き出されるように構成されており、図様の整理が一層進められている。これまで確認してきたように本図には鎌倉時代に遡る他の先行作例と共通する部分もあることから、本図の図様は中世の南都・吐田座でも用いられた長福寺本の系統の図様を祖型としながら、様々な系統の粉本から要素が取り入れられて整理・構成されたものと考えられる¹³。

粉本の利用については、鶴や小鷲など、会衆と一定の間隔を取らずに配されて構図の不自然さが生まれている部分(挿図4)があることにも注目しておきたい。粉本の組み合わせと再構成に際しては、宝床とその周辺の会衆、および象・獅子など主要モチーフを配置したのち、鶴・小鷲などを含む動物モチーフを埋め合わせるように構成されたと推定できる。

三 描画技法

次に、本図の描画技法を見ていきたい。まず釈迦と菩薩形は、肉身部および衣服に金彩を施す皆金色の姿である(図2・4)。肉身は金泥塗で褐色の細線により描き起こしており、頭髮・髭は群青とし緑青線で輪郭を縁取っている。衣服は、肉身線よりは太く打ち込みがある金銀泥線で衣文を描き、蓮唐草文や七宝繫・雷文繫・麻葉繫・亀甲繫などに代表される多種多様な文様を金銀泥の細線で表現している。菩薩の宝冠・耳璫・胸飾・腕釧・臂釧には金銀泥が用いられ、群青・丹・緑青・紫・朱と白および具色の鮮やかな色彩で蓮華や瓔珞などの装飾が表現されている。

仏弟子・天部については、肉身の色は濃淡様々な肉色あるいは赤・緑・

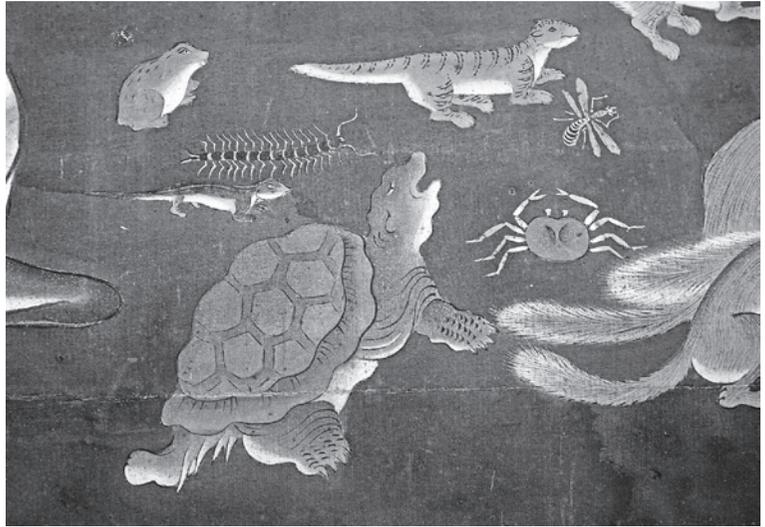
青・薄青などで、いずれも隈取を加え、描き起こしの墨・朱・褐色などの線は打ち込みがあるものの肥瘦は抑えられている(図5・7)。帝釈天は肉身を金泥塗とする。阿修羅や金剛力士などの異形の天部は、肉身部であっても肥瘦の加えられた線が用いられる。天部の頭髮や毛描きには金泥細線が用いられる。頭飾・腕釧などの装身具、持物や甲冑などの墨線は肥瘦が抑えられており、菩薩の宝冠と同様に金泥と鮮やかな色彩で彩られている。衣服は、肥瘦が強くスピード感のある筆遣いで描かれ、こちらも紺・丹・緑・紫・朱とその具色を主体とした伝統的な色彩の組み合わせにより、多様な文様が表現されており、衣文線や文様に金泥も多用される。

動物については、線の質や彩色方法などが個々で異なり、統一的ではない。その特性は後述する。

周辺部に目を移すと、涌雲は会衆に比べてより太く肥瘦が強い線が用いられており、沙羅双樹の幹や岸辺の岩ではさらに乾筆の太線で輪郭や質感が表現されて、部分的に金泥も用いられる。錫杖は金泥、仏鉢は朱に金泥線の文様が施され、宝床は明るく鮮やかな賦彩と金銀泥により多様な文様と装飾が表されている。

以上の彩色は濃彩を基本とし、さらに錫杖や装身具、衣服の文様をはじめとする金銀泥部分の一部では、盛り上げ彩色の技法が採られてより強く輝いている。

このように、本図の描画技法は、尊格に合わせた描線の用い方、彩色方法などをみても、伝統的な仏画描法を基本にしていることがわかる。その上で、特に仏弟子・天部の装身具や衣服にみられるように、豊かな色彩感覚によって色や文様を組み合わせることで、華々しい画面を作り出している。金銀彩が多用されていることも、本図の大きな特徴であり、全体に装



挿図5 仏涅槃図 昆虫・爬虫類ほか部分 建中寺蔵

飾性の高さが際立つ作例として評価できる。

一方で、描写が不明瞭な部分もある。画面下部に描かれる動物をみると、象・獅子・虎・豹・麒麟・牛・馬・鷹など、仏画を含む絵画全般において伝統的に描かれるモチーフに関しては、姿勢・体表の模様や毛描き、隈取、筋肉の表現、彩色方法など、古くからの仏画の伝統に即し、概して的確に描かれている(図9、挿図2)。一方、小型の哺乳類・鳥類・爬虫類・



挿図6 仏涅槃図 迦陵頻伽部分 建中寺蔵

昆虫などの一部については、表現の不確かな部分や崩れが見られる(挿図5)。迦陵頻伽を見ても、面貌や腕などに描写の乱れがある(挿図6)。釈迦を中心とする主要なモチーフの描写と比較して絵師の技量の隔たりを感じざるを得ず、主要モチーフの筆者とは別の人物による描写と見られる。大幅であることを考えれば当然ながら、背面押紙に筆者として記載された末永勝秀を筆頭に、複数人による工房製作と考えるのが妥当であろう。

四 類例との比較

本図の特性をより明確にするべく、本図と製作環境の近しい名古屋市・相応寺本を紹介したい(図10)。相応寺本の法量は本紙縦四〇八・七糎、横三六四・九糎、総寸縦四七八・二糎、横三九三・七糎で、本図を凌ぐ大型作品である。紙背の墨書には次のようにある。

奉寄進ノ為 相應院殿信譽公安大禪定尼御菩提令畫幅之者也、ノ慶安
五^壬天九月十六日ノ願主ノ尾州寶龜山相應寺第二世寂蓮社基譽南龍上
人(花押)

墨書により、義直の生母・亀(相應院、一五七六―一六四二)の歿後十年にあたる慶安五年(一六五二)九月十六日に、当時は相應寺二世であった南龍により寄進されたことがわかる。相應寺は義直の建立した浄土宗寺院であり、建中寺と同様に江戸時代を通じて尾張家と関わりが深く、南龍が後に建中寺三世になったように住持職の人事においても両寺院は密接だった。つまり本図と相應寺本とは、製作環境が近似するのである。

本図と相應寺本とを比較すると、釈迦の姿態、右上方から降りてくる摩耶夫人、中天の月、沙羅双樹の配置および河岸・宝床・仏鉢・錫杖の描かれ方など、主要な図様が概ね共通していることがわかる。第二章で取り上げた内田氏による奈良地方の近世仏涅槃図の分類で考えても、本図と同じく、河岸が涌雲で遮られる類型Ⅱに該当する。しかし両者を細かく比較すると、会衆の像様や配置が完全に一致する部分は六割程度にとどまり、動

物で図様が一致するのは馬・牛・亀・駱駝・白鷺・木葉木兎などのみで、大部分は異なっている。また、第二章で確認した本図の釈迦を際立たせる画面構成について、重要な役割を担う涌雲の表現をみると、相応寺本では沙羅双樹の合間に途切れるように描かれて、左右対称性やV字型構図による視線の誘導といった意識はさほど感じられない。どちらかといえば、相応寺本は会衆や動物の周囲の空間を広く取ることによって、根津美術館本にも看取された釈迦入滅の物語を情景として描き出そうとする意識が感じられる。これらのことから、本図と相應寺本とは、大本にある粉本―先述のとおり、その祖型は中世の南都・吐田座でも用いられた長福寺本系統の図様と想定される―は比較的近しい関係性にあるものの、それぞれ別の粉本からも要素が取り入れられて構成されていること、大元の粉本による制約は会衆に比して動物部分では特に少ないこと、そして本図の釈迦を際立たせる構成は本図の特徴と捉えるべきことが改めて理解できよう。

続いて、線描や彩色についても比較してみると、大まかな特徴、すなわち尊格に合わせた線描の肥瘦や、平明な色彩と金銀泥による加飾、盛り上げ彩色の使用、描表装の着彩法など、概して類似している。ただし、図様の概ね共通する会衆であっても、例えば帝釈天の肉身は、相應寺本が白色であるのに対し、本図では菩薩と同じ金色であるなど、肉身や衣・装身具の賦彩が異なる箇所が多い(図11・12)。これは粉本になった白描図像に色に関する指示がなく、製作者側の技量に委ねられているためである。とはいえ、色の組み合わせや文様の種類の違いはあっても、両者ともに装飾性が高いことは特筆すべきであろう。また、線描については質の違いが顕著である。相應寺本は墨線による描写が細やかで筆勢に自由さがあり、的確な表現が多い一方、本図は表現にやや硬さがあり線描も整理され形式化し

ていることがわかる。⁽¹⁴⁾ただし、本図の線描にも基本的に稚拙さはなく、むしろ手慣れた筆致に堅実さが感じられる(挿図7・8)。線描の質の違いは、製作した絵師あるいは工房の違いと考えられ、相応寺本と本図とは異なる製作者を想定するべきであろう。本図を描いた末永勝秀という絵師については、本図以外に関連史料を見出せず具体的な製作環境は不明であるが、表現に硬さがあるとはいえず、複雑な構成を破綻なくまとめ、かつバリエーション豊かな色彩と金銀彩を多用して美麗な画面を作り上げる技量があったこと、そして有力大名家の大型の注文を受けることができる工房の有力な絵師であったことは間違いない。

ここまで、相応寺本との比較により本図の特徴を捉えてきたが、類似する作例は他にも確認できる。名古屋市による市内の近世仏画の調査報告によると、確認された五十七例の仏涅槃図のうち、聖徳寺本(延宝元年(一六七三)および乾徳寺本(延宝四年(一六七六)以前)は、第二章で取り上げた内田氏による奈良地方の近世仏涅槃図の分類のうち、河岸が涌雲で遮られる類型Ⅱに該当する点で本図と共通する。ただし、この二幅の構成は、相応寺本と同様に、本図に比して空間を広く取っている。根津美術館本に見られる釈迦の涅槃を情景として描こうとする意識が、相応寺本・聖徳寺本・乾徳寺本には受け継がれる一方、本図の釈迦を際立たせる構成は、やはり特徴的と言えるだろう。



挿図7-2 仏涅槃図 会衆(迦楼羅部分) 相応寺蔵



挿図7-1 仏涅槃図 会衆(迦楼羅部分) 建中寺蔵

おわりに

尾張家と菩提寺・建中寺に関わる作品である本図について、これまで述べたことを整理しておきたい。本図の由緒については、三件の墨書から、光友の側室である勘解由小路が施主となり、建中寺住持・専了によって製



挿図8-1 仏涅槃図 会衆(童子形部分) 建中寺蔵



挿図8-2 仏涅槃図 会衆(童子形部分) 相応寺蔵

作が進められ、元禄六年(一六九三)十二月二十四日に建中寺へ施入されたこと、天明五年(一七八五)の大規模火災で被害を受けた後、尾張家による組織的な復興の一環として補修が行われたことがわかった。

図様については鎌倉時代以降に主流となる形式に属しており、南北朝時代の南都・吐田座による根津美術館本と同系統の図様を祖型として、様々な粉本から要素を取り入れて構成していることを指摘した。また本図の構

成には中央の釈迦を際立たせる意識が認められ、会衆や動物による同心円の強調、象と獅子および二体の金剛力士などによる左右対称性の強調、月や沙羅双樹の幹による中心線の強調、釈迦へ向かって視線を誘導するV字型の構成、そして周囲の空間を狭める点に、その意識が現れていることが述べた。相応寺本との比較によっても、この構成は本図の特徴であることを確認できる。

描画技法については、伝統的な仏画製作の筆法・配色に則った上で、豊かな色彩感覚によって色や文様を組み合わせ、金銀彩も多用しながら、極めて装飾性の高い画面を作り上げていることを確認した。相応寺本との比較により両者の製作者は異なることがわかるが、本図の製作工房の筆頭とみられる末永勝秀は、表現にやや硬さがあるものの、複雑な構成を破綻なくまとめ、美麗な画面を作り上げる技量がある絵師であったことを述べた。

仏教絵画史における本図の位置付けについて、本稿では長福寺本系統としながら根津美術館本との関係性を指摘するに留まったが、長福寺本系統は多数の作例があり、今後も検討の余地を残している。相応寺本・聖徳寺本・乾徳寺本などの系統分類を含め、願主・施主などの関係や、製作者、地域性、そして近世大名文化の中での仏教絵画のあり方など多様な視点から、より多くの作例を対象に引き続き検討を進めていきたい。

註

- (1) 特別展「御霊屋改修記念 尾張徳川家と菩提寺建中寺」(主催・徳興山建中寺・徳川美術館・中日新聞社、会期…令和六年六月八日〜七月二十一日、会場…徳川美術館)。
- (2) 村上真瑞「建中寺創建年時―新資料の紹介―」(『仏教論叢』六八、浄土宗教

學院研究所、二〇二四年)に詳しい。拙稿「研究ノート 尾張徳川家史料にみる建中寺の創建年代について」(『藝』一二九、徳川美術館、二〇二四年)では尾張家の記録から創建期の過程を追い、徳川美術館編「特別展 御霊屋改修記念 尾張徳川家と菩提寺建中寺」(徳川美術館、二〇二四年)にまとめた。

(3) ほかに、平成の修理の際に寄附を受けた内容の文書(平成三年(一九九一)も貼り込まれている)。

(4) 以下、建中寺住持の歿年は、宇高良哲・村上真瑞『浄土宗建中寺史料集』(徳興山建中寺、二〇二一年)を参照した。

(5) この火災は名古屋城の東北に所在する清水・解脱寺周辺が火元とみられ、建中寺にも及び、真巖院殿(尾張家五代五郎太御霊屋・墓所(御廟)・三門・総門と寺家の一部を残して主要な建造物は全て焼失した。天明六年八月には本堂の上棟があり、翌年五月には一連の再建が完了して各霊の位牌遷座と供養が行われたことが尾張家および建中寺の記録から判明している。

以下、火災と復興については、尾張家の記録である「江戸御小納戸日記」・「御記録」(徳川林政史研究所蔵)のほか、『愛知県指定有形文化財建中寺徳川家霊廟修理工事報告書』(徳興山建中寺、二〇一六年)、および『愛知県指定有形文化財建中寺徳川家霊廟(本殿・合間・拜殿)修理工事報告書』(徳興山建中寺、二〇二三年)、前掲註(2)の図録、村上真瑞「細井徳民謹撰 建中寺梵鐘の銘―天明の火災と関連づけて―」(『建中寺新聞』六七―四、建中寺、二〇二四年)を主に参照した。

(6) 建中寺に残る復興時の複数の棟札に、宗睦による再建であることが記されている。

(7) 建中寺徳川家霊廟保存修理専門委員会「浄土宗 徳興山建中寺 建造物調査報告書」(徳興山建中寺、二〇一九年)に抄録された、『御再建留第一番』『御地鎮留』『御再建留第二番』『御再建留第三番』からの抜き書きを参照した。

(8) 中野玄三「日本における涅槃図の展開」(『京都国立博物館特別陳列目録 涅槃図の名作』(京都国立博物館、一九七八年) 初出、中野玄三「日本仏教絵画研究」(法蔵館、一九八二年) 補訂収録)、中野玄三「涅槃図」(『日本の美術』二六八、至文堂、一九八八年)。

(9) 以後、仏涅槃図の名称は所蔵先から取り、「〃本」とのみ記載する。また見取図に示した識別のための番号を、本文中ではゴシック体で表示する。

(10) 仏涅槃図に見られる動物については、中野玄三「涅槃図の動物画」(『仏教芸術』一〇四号(一九七五年)・一〇六号(一九七六年))初出、中野玄三「日本仏教絵画研究」(『法藏館』一九八二年)収録)に詳しい。

(11) 赤澤英二氏は、この象と獅子の形態・配置を、図様を分類する要素の一つとして取り上げた上で、①別個配置(対置されない)、②転倒型対置(腹側を見せ転倒)、③坐型対置に分け、古様では①、新様では②③がそれぞれ見られることを提示された。特に③の場合、釈迦・普賢(騎象・文殊(騎獅子))の三尊形式を構想している可能性を指摘されているが、本図の整理された明快な構成と、姿・位置とも対照的な象・獅子のあり方をみると、その蓋然性は高いと考えられる(赤澤英二「涅槃図の図像学 仏陀を囲む悲哀の聖と俗 千年の展開」中央公論美術出版、二〇一一年)。

(12) 内田隆子「涅槃会・ねはん講に用いられた仏涅槃図について」(『涅槃会の研究―涅槃会と涅槃図』元興寺文化財研究所、一九八一年)。

(13) 渡辺里志「甚目寺蔵涅槃図とその関連作品」(『愛知県史研究』八、愛知県、

二〇〇四年)には、甚目寺本は江戸時代中期には地誌に掲載されるほど一般によく知られていたことが指摘されており、こうした図様の共通性を地域性と捉えられるかどうか、影響関係について今後も引き続き検討を加えたい。

(14) 名古屋市による記者発表用資料「名古屋市指定有形文化財の指定について」(名古屋市、二〇一四年)における相応寺本の解説には、「馬の描写が、狩野派の絵馬の描法に近い」と簡潔な指摘がある。

(15) 名古屋市教育委員会「名古屋市内寺院の仏画(予備調査編)」(名古屋市教育委員会、一九九八年)による。平成三年に行われた、市内寺院の約二割にあたる百十五ヶ寺の現地調査の報告書である。本稿で取り上げた建中寺・相応寺は含まれていない。

【附記】本稿の執筆にあたり、建中寺住職・村上真瑞氏には多大なるご高配を賜りました。相応寺住職・前野真成氏にはご所蔵品の写真掲載のご許可を、根津美術館にはご所蔵品の写真のご提供を頂きました。相応寺本の部分図は、小池富雄氏(元・徳川美術館)による撮影画像です。記して心より御礼申し上げます。(徳川美術館 学藝員)

〔史料紹介〕

「敬公以来来翰」の紹介(三)

はじめに

凡例

翻刻

A-1 義直関連 一〇〇(以上第四十九輯)

凡例

A-2 義直関連 一〇一〜一三六

B-1 將軍家関連 一〜六四(以上第五十一輯)

凡例

B-2 將軍家関連 六五〜九九

C 大名・幕臣等関連 一〜六五(以上本稿)

(以下次輯以降)

C 大名・幕臣等関連 六六〜三〇七

D 義直家臣関連 一〜三二

E 朝廷関連 一〜二〇

F A〜E以外 一〜一八

人名索引

解題

花押 図版

おわりに

凡例

一 書状の名称は、通番(漢数字で表記)、(発給者名)書状、宛所、年月日付、員数の順に表記し、徳川林政史研究所での整理の際に附された番号(算用数字・現在徳川美術館では未表具文書58の枝番号として用いている番号である)を員数の後に()内に附した。

一 書状の形状は、それぞれの書状名の次行に、体裁を示す(切紙)(継紙)(縦紙)、寸法(本紙の縦×横 単位は糎(センチメートル))を記した。

一 本文の翻刻に当たっては、旧漢字及び異体字は、新漢字に改めた。ま

た原文書の体裁や書式に従って改行して示すべきではあるが、紙幅の都合もあるため文章はつなげて表示することとし、原文書の行底に「を附して改行箇所を示した。なお「一つ書き」がある場合は、各条文ごとに改行した。また二行以上の余白を取って宛先が書かれる場合も、空白行は詰めて表示したことをお断りする。

一 翻刻に当たっては、次の記号を用いた。

1 読点(・)および並列点(、)を便宜上施した。

2 原本の虫損や摩耗によって判読しがたい場合は□で示した。

一 原本に示されている罫字や平出は一文字空きで表示した。

一 断簡は、前欠・後欠の箇所を「」で示した。

一 本文以外の追而書は、本文の冒頭にまとめて書かれる場合のほか、本文の行間に挿入して書かれる場合もあるため、今回は(追而書)と頭記し、二字下げにして本文の冒頭に一括表記した。

一 差出人(発給者)の花押がある場合は(花押)と記した。

一 筆者が附した傍注のうち、判明する人物名や年次(推定年次を含む)は()を加えて表記した。なお義直は、その時の官職名「大納言」「中納言」と表記され、嗣子光友も官職名「右兵衛督」や幼名「五郎八」と表記されているが、傍注では義直・光友で統一する。

一 各書状の末尾に、摘要(冒頭に○を附す)を記した。

一 人名索引・解題および花押図版を、連載最終回の末尾に附す。

(以上、再掲)

翻刻

B12 将軍家関連 六五〇九九

六五、土井利勝他書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 十月十六日付 一通(424)

(切紙) 縦二〇・一 横五五・四

御書致拜見候、然者「御拝領之御鷹取」申付而鶴被成御進」上候、遂披露候処、御「念入候段、御機嫌」御座候、則被進「御内書候、此旨宜」被仰上候、恐々謹言

永井信濃守「尚政(花押)」井上主計頭「正就(花押)」
土井大炊頭「利勝(花押)」

十月十六日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○将軍家光より拝領の鷹が捕らえた鶴を進上したことに對し発給された御内書の披露を願う書状。

六六、内藤忠重・稲葉正勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永六年)七月

十日付

(継紙) 一九・四 一一〇・五

一通(433)

(追而書)以上

従大納言様御書」被下、忝致拜見候、「将軍様御霍乱」^(家光)氣之由被為聞、無^(義直)御心許思召、以御「使者被仰上候、各」被達 上聞候処、「早々被入御念候段、「御機嫌之御事御」座候、先以御気色、「追日被為得御験氣」候之間、

御心易可」被思召候、委曲御使者」可為演説候、此等之」趣、宜預御披露候、」恐々謹言

(寛永六年) 七月十日

稲葉丹後守」正勝(花押)」内藤伊賀守」忠重(花押)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○將軍家光の霍乱に付き義直の発した見舞に対する返書。

六七、内藤忠重書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)九月廿五日付

(継紙) 縦一八・〇 横一〇五・九

(追而書)以上

従 大納言様御書」被下、忝致拝見候、如」御意、相国様去ル」十日、

御本丸へ被為成、」御機嫌残所無御座候、」就其御使者を以被」仰上、御樽

被成御進上候、」各被達 上聞候処ニ、」御使者 御前被召出、」御機嫌之

御事御」座候、委曲口上可為」演説候、此等之趣、」宜預御披露候、恐々」

謹言

(寛永四年) 九月廿五日

内藤伊賀守」忠重(花押)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○大御所秀忠が本丸(將軍家光)へ御成したことを祝う義直の使者に対する

返書。

六八、内藤忠重書状 竹腰正信宛 (寛永八年)閏十月十五日付 一通(442)

「敬公以来来翰」の紹介(三)

(継紙) 縦一七・五 横一〇三・六

(追而書)猶以稲葉丹後守相」煩罷有候間、加判無」御座候、以上

従大納言様御書」被下、致拝見候、仍」將軍様其時分少御咳氣被遊候儀、」

被為聞無御心元」思召、以天野助大夫方」被仰上候、右被達」上聞候之処、

御使者御前江被召出、」被為人御念候段、御機嫌被」思召之旨、御直ニ被

仰」合候、今程者透与」被成御本復、毎日」西之丸江被為成候、」委曲助大

夫殿可被」申上候、此等之趣、可然之様御執成」所仰候、恐々謹言

(寛永八年) 閏十月十五日

内藤伊賀守」忠重(花押)

竹腰山城守殿

○將軍家光の咳氣見舞に対する返書。

六九、永井尚政書状 竹腰正信宛 (寛永四年)九月廿七日付 一通(460)

(継紙) 縦一七・九 横一〇六・四

(追而書)以上

従大納言様尊」書、忝致拝覧候、」然者 相国様御本」丸へ被為成候付テ、」

雅楽頭・讚岐守方」迄御使者被仰」上候儀、御尤ニ奉存候、」右之趣、相

国様へ」土井大炊披露被」申候処ニ、御使者」御前へ被召出、御仕」合残

所無御座候、此」旨能様ニ可預御取」成候、恐々謹言

(寛永四年) 九月廿七日

永井信濃守」尚政(花押)

竹腰山城守殿」人々御中

五九

○大御所秀忠が本丸(將軍家光)へ御成したことを祝う義直の使者に対する返書。

七〇、永井尚政書状 寺尾直政宛 (寛永十二年)十一月十八日付 一通(465)

(切紙) 縦一七・一 横四九・九

(追而書)以上

従 大納言様御書」被下、忝致拝受候、「今度 公方様御」咳氣御本復候儀、目出度被」思召、御年寄衆迄」被仰遣候段、御尤三」奉存候、弥 御機嫌」好被成御座候間、「此等之旨可然様御取成」奉願候、恐惶謹言

永井信濃守」尚政(花押)

(寛永十二年)十一月十八日

寺尾左馬助殿

○將軍家光の咳氣が回復したことを伝える書状。

七一、永井尚政他書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永八年)十一月廿六日付

一通(466)

(継紙) 縦一七・七 横一〇五・〇

(追而書)以上

尊書致拜見候、「相国様御」泊鷹野」為御見廻、以高木」外記方被仰上、「奈良酒双樽被成」御進上候、大炊」披露候之処、「御使者御前へ」被召出、被為人」御念候通、御機嫌之」御事ニ御座候、「委曲外記殿可」為演説候、此等之」通、宜様御取成」所仰候、恐々謹言

森川出羽守」重俊(花押)「青山大蔵少輔」幸成(花押)「永井信濃守」尚政(花押)

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○大御所秀忠が鷹野で宿泊の際、義直が進上した奈良酒を披露したことを伝える書状。

七二、中根正成書状 寺尾直政宛 十月廿六日付 一通(471)

(継紙) 縦一七・五 横一〇一・一

(追而書)以上

従大納言様御書」被成下、謹而頂戴」仕候、今度」公方様御不予之儀」無御心元思召、「各」以御使者」被仰付候付、私式迄」被仰聞候御事、「誠に冥加之至」存候、此等之通、「可然之様」御取成所仰候、恐惶謹言

中根伝七郎」正成(花押)

十月廿六日

寺尾左馬助殿

○將軍家光の病氣見舞に対する返書。

七三、堀田正盛書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)十月三日付 一通(476)

(継紙) 縦一八・一 横一〇九・八

従大納言様切々御」書被成下、忝頭戴」仕候、度々御請可申上」処三、一円不得奉官」暇、乍恐延引迷惑」仕候、先以 公方様」今月朔日ニ御表

江被為成」出御、嘉例之諸礼」被為 請候、誠加様」成目出度儀不可過」之与申上事御座候、「弥御機嫌能被成御」座候間、此等之趣、「御次而之刻、宜預御披露候、「恐惶謹言

堀田加賀守」正盛(花押)

(寛永十年)
十月三日

成瀬隼人正殿

○將軍家光が表へ出御したことを伝える書状。

七四、本多重俊書状 寺尾直政宛 (寛永八年)閏十月廿二日付 一通(485)
(継紙) 縦一七・五 横一〇二・四

從 ^(義直)大納言様被下成」御書、謹而頂戴仕候、「^(大御所秀忠)相国様頃日玄治御葉」被召上、御快氣之由」御鎮重思召、御使者」被差遣候、寔拙者」式迄切々被為入」御念、被仰下候之段、「不浅忝奉存候、「御氣色之儀、追」日御快験之御事」御座候、委曲石河」^(正岡)勘解由殿可有」演説候、此等之趣、可然之様」御取成所仰候、「恐惶謹言

本多美作守」重俊(花押)

(寛永八年)
閏十月廿二日

寺尾左馬助殿

○大御所秀忠の病気が回復したことを伝える書状。

七五、牧野信成書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)九月四日付 一通(487)

(切紙) 縦一五・七 横四五・二

^(義直)大納言様御書被下、「忝頂戴仕候、如御意」^(家光)公方様去廿日被成御」着座、御機嫌残所無」御座、上下目出度奉」存候、御次而之節、可然様」被仰上可被下候、恐々」謹言

牧野内匠頭」信成(花押)

(寛永十一年)
九月四日

成瀬隼人正殿

○將軍家光の無事着座を伝える書状。

七六、松平信綱書状 寺尾直政宛 (寛永十一年)五月廿八日付 一通(498)
(切紙) 縦一八・九 横五五・一

自 ^(義直)大納言様御書」被下、謹而拝見仕候、「然者竹腰大膳方」為御使者、御鉄炮袋千被成御進献候、「御上洛三付而、進物」之儀何羨徒諸方」上不申候、自余三相」替候へ共、如何可有」御座候哉与、大膳方へ」各被申付而、「御前江不被罷出候、「被為入御念候通者、」進而立 御耳可申候、「委曲大膳殿可為」演説候、此旨宜預御」取成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

(寛永十一年)
五月廿八日

寺尾左馬助殿

○將軍家光の上洛のため鉄砲袋の献上希望を伝えたところ、献上は受けな
いとす幕閣の意向を伝える書状。

七七、松平信綱書状 寺尾直政宛 八月廿七日付 一通(501)

(継紙) 縦一七・三 横一〇二・三

従大納言様御書」被下、謹而拝見仕候、」然者従」^(家光)公方様初鶴被進候」之義、御満足被思」召之由、奉得其意候、」因茲為御礼御使者」被差進候、則」御前へ被召出、早々御念被入候之趣、」御機嫌之旨、御直被仰含候、此等之」趣、宜預御取」成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

八月廿七日

寺尾左馬助殿^(直政)

○將軍家光より、初鶴進上に対する喜びを伝えた書状。

七八、松平信綱書状 寺尾直政宛 九月十二日付 一通(504)

(切紙)縦一九・六 横五五・四

(追而書) 以上

従大納言様御書被」下、謹而拝見仕候、然者」^(家光)公方様日光御社參被」遊候付而、大堂寺女蕃方」^(大道寺直重)を以被仰上候、則」御前へ被召出、被入御念」御使者御機嫌被思召」之旨、御直被仰含候、」委曲女蕃殿可為演説候、」此等之趣、宜預御取成候、」恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

九月十二日

寺尾左馬助殿^(直政)

○將軍家光が日光社参を行うに当たり、義直からの使者に対する返書。

七九、松平信綱書状 寺尾直政宛 (寛永十年)九月廿五日付 一通(505)

(切紙) 縦一七・五 横四八・二

従大納言様御書」被下、奉拝見候、然者」^(お初)常高院殿御逝去ニ」付而、公方様御機嫌」無御心元被思召、以御使者」被仰上候、誠入御念たる」御事ニ御座候、此等之趣、」宜預御取成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

(寛永十年) 九月廿五日

寺尾左馬助殿^(直政)

○常高院(秀忠御台所お江姉、京極高次室)逝去に当たり、義直からの使者に対する返礼。

八〇、松平信綱書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十月二日付 一通(506)

(継紙) 縦一七・九 横九八・九

従大納言様御書」被下、奉拝見候、然者」^(家光)公方様御不例無御心」元被思召、伊奈」^(吉勝)左門方被為差越候、」右達 上聞候処、」御前へ被 召出、」被為入御念之段、」御機嫌ニ被思召之旨、」御直ニ被仰含候、」御気色御本復被遊、」昨朔日ニ諸大名」御目見之仕候、右之」趣、宜預御取成候、」恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

(寛永十年) 十月二日

寺尾左馬助殿^(直政)

○將軍家光の病氣見舞の使者に対する返礼。

八一、松平信綱書状 竹腰正信宛 十一月廿三日付 一通(511)

(繼紙) 縦一七・九 横一〇三・六

從大納言様御書」被下、忝致拜見候、「然者 (大御所秀忠) 相国様御」本復被遊、目出度被思召、御祝義をも「為可被仰上、御下向被成度之旨、当「御城年寄中迄」平岩弥右衛門殿を以「被仰越候、則仕義へ」被申届候、相国様「頃者世上寒申故、「御気色少御再発」被遊候ニ付、十日計已前々(平井成信)通仙院」御薬被召上候、各「御請之通、委曲」弥右衛門殿可被申上候、「右之趣、御次而之剋、「可然様可預御取成候、「恐々謹言

松平伊豆守「信綱(花押)

十一月廿三日

竹腰山城守殿 (正信)

○大御所秀忠の病氣回復を伝える書状。

八二、松平正久書状 竹腰正信宛 (寛永六年)閏二月二日付 一通(521)

(繼紙) 縦一七・二 横一〇五・一

(追而書)以上

一書致言上候、「將軍様始者御虫」氣に御座候つる歟、「昨日夕御疱瘡」罷成、はや御疱瘡「出申、御機嫌能」被成御座候間、御心安「可被思食候、就夫御」自身為御見舞「御下之儀も可有之候間、「かたく御無用与」上意之通(酒井忠世)雅楽頭被申候、「委細之義者」各々被申上候条、「此等之趣、宜可預」御取成候、恐々謹言

松平右衛門大夫「正久(花押)

(寛永六年) 閏二月二日

「敬公以来来翰」の紹介(三)

竹腰山城守殿 (正信)

○將軍家光の虫氣と疱瘡見舞に対する返礼。

八三、松平正久書状 滝川忠征・寺尾直政宛 (寛永六年)閏二月十三日付 一通(522)

(繼紙) 縦一七・五 横一〇四・二

(追而書)猶又今朝御膳御中椀ニ而ニッ」被召上、御機嫌残所無御座候、「以上一書致言上候、然者」將軍様御疱瘡ニ付、「節々御使者御念ニ」入申通、各御かんしニ而候、「弥□へ御座被成候事、「必々無用之由、皆々」被申旨、早々御帰国」御尤ニ奉存候、此段「拙者式も申上候様ニ」と何も被申御事ニ候、「去十日迄ハ御膳能」被召上候歟、十一日ハ「終日御膳あがり不申候」付而、上下氣遣仕候」処ニ、「昨夜八ツ時分」御膳被召、打続御「膳上り申候、御疱瘡」大形かせ申、上下之大慶不可過之候、爰元之」様子、山城・隼人申渡候間、「兩人各具ニ可被申上候、「此等之趣、可預」御取成候、恐々謹言

松平右衛門大夫「正久(花押)

(寛永六年) 壬二月十三日

滝川豊前守殿「寺尾左馬助殿 (忠征) (直政)

○將軍家光の疱瘡見舞に対する返礼。

八四、松平正久書状 阿部正興宛 (寛永六年)閏二月廿日付 一通(523)

(繼紙) 縦一七・七 横一〇三・九

一書致言上候、然者」將軍様被懸御酒」湯候、為御祝儀」滝川豊前殿を
以」被仰上候、御前無」残所御仕合共候間、於様子者御心安」可被思食候、
去十五日ニ被為掛御酒湯、十七日・十九日ニ又被為懸候而、」弥御快氣御
膳も」常々能被召上候間、」上下之大慶不過之」御事候、尚此表御様子ハ」
豊前殿可有演説候」条、此等之趣、可預御」披露候、恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

(寛永六年)
後二月廿日

阿部河内守殿

○將軍家光の瘡瘡が回復したことを伝える書状。

八五、松平正久書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月十日付 一通(537)

(継紙) 縦一八・〇 横一〇六・〇

(追而書)以上

從 大納言様御」書奉拜上候、然ハ」從 相国様御鉄」炮之菱喰被進之
候、」為御礼日下部次郎左衛門殿」を以被仰上候、御前へ」被召出、御仕
合残」所無御座候、於様子ハ」御心安可被思食候、」其御次而ニ御下」屋敷
之御礼も大炊殿」具ニ被仰上候、尚爰」元之様子、次郎左衛門殿」可被仰
上候、恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

九月十日

竹越山城守殿」成瀬隼人正殿

○大御所秀忠より菱喰を拝領したことに対する返書。

八六、松平正久書状 寺尾直政宛 九月十七日付 一通(538)

(継紙) 縦一七・六 横一〇二・〇

(追而書)以上

御自筆之御」書いた、き奉り候、」相国様御さげん」御や、うす、昨今ハと
り」わきよく御さ」なされ候間、御こ、」ろやすく可被思召候、」御自ひ
つ」の御書あ」まりかたしけ」なさ、き、わけハ」ミへ申ましく」候へ共、
御斗申上候、」いさいハへつこ」に申あけ候、此」よし能々御」取なした
のミ」たてまつり候、」恐惶謹言

松右衛門」正久(花押)

九月十七日

寺尾左馬助殿

○大御所秀忠の機嫌が良いことを伝える書状。

八七、松平正久書状 寺尾直政宛 霜月四日付 一通(544)

(切紙) 縦一七・七 横五〇・四

(追而書)以上

從 大納言様御」書奉拜上候、御拜」領之御鷹ニ被為執候」鶴御進上被成候、
御」前御仕合能上り候由承候、」拙者儀五三日持病」指出引籠罷在候、爰」
元へ様子委細各々」可被仰上候、此旨御披露」所仰候、恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

霜月四日

寺尾左馬殿

○將軍家光より拝領した鷹が捉えた鶴を進上したと披露したことを伝える書状。

極月八日
竹腰山城守殿

八八、松平正久書状 成瀬正虎・竹腰正信宛 (寛永五年) 極月七日付

一通(545)

(切紙) 縦一七・一 横五〇・四

九〇、柳生宗矩書状 成瀬正虎宛 十月廿一日

一通(568)

(追而書)以上

從 大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、「隨而御 上様御鷹」之鶴被進

相国様方之御鷹被遣御機嫌能、「一昨五日ニ還御」被為成候、尚爰元」之様子、次郎左衛門殿」可被仰上候、此等之趣、御披露所仰候、「恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

(寛永五年) 極月七日

成瀬隼人正殿」竹腰山城守殿

十月廿一日

○大御所秀忠が鷹野より還御したことを伝える書状。

成瀬隼人正殿

八九、松平正久・板倉重昌書状 竹腰正信宛 極月八日付

一通(546)

(切紙) 縦一七・八 横五三・四

九一、金地院崇伝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月六日付

一通(590)

(継紙) 縦一五・四 横九〇・五

(追而書)以上 從 大納言様御書、「謹而頂戴仕候、然者從」相国様御鷹御拝領」付、日

下部二郎左衛門方」を以御礼被仰上候、「二郎左衛門御前へ被召出、「一段御仕合共御座候間、「御心易可被思召候、此等」之趣、可然様宜預御」披

露候、恐々謹言

板倉内膳正」重昌(花押)」松平右衛門大夫」正久(花押)

様御機嫌」能被成御座候、「將軍様一昨四日昼」北之丸へ被成御成候、「御

忍ニテ拙老式も不罷出候、(大御所秀忠)相国様近日御本丸へ可被成 御成由ニ御座候、十日・十一日・十三日此内ニテ可有御座由ニ候、御能も可被仰付由ニ御座候、猶以此地之様子共日増院可有言上候、此等之趣、御取成所仰候、恐々謹言

九月六日

金地院(崇伝)花押

(正信)竹腰山城守殿 成瀬隼人正殿

○尾張在国の義直に対し、将軍家光と大御所秀忠の近況を伝える書状。

九二、某消息断簡 宛先・年次未詳

一通(594)

(切紙) 縦一七・五 横五一・三

(天樹院千姫)天寿院様「さかゆ」御か、り候」とて、「昨日は」御たる・さかな下され候、「かすく」かたしけなく「そんしまいらせ候、」返く三の丸様へはさるく御みまひに御文「□□□のよし」そんし「まいらせ候」めてたくかしく(以下欠)

○疱瘡から回復した千姫への見舞に対する返書。

九三、権大納言消息 徳川義直宛 某月十日付

一通(596)

(継紙) 縦一七・七 横一一〇・四

御見「まひと」仰られ候て、「此一はこ」まいらせられ候、「ひろう」申「まいらせ候、」まことに「色くたひくの御みんしん」とも「何とも」仰られ「つく」しかたく「おほしめし候」よし、よく心へられ候て「申せ

とて候」(将軍家光カ)江戸殿には「いよく御ほんふく候」よしにて「候哉、」おはしまし候」よし「かすく」めてたく「御まんそくに」おほしめし候、「はやくほとなく」おなし御事にて「御さ候はん」よしとの「御事にて御さ候、」(後水尾天皇)此御所様にも「国母様・宮々様、おほりさい様の」(真松院おさいカ)御無事に「おはしましく候ま、」御心やすく「おはしまし候事、」此よし御ひろう申「入候へく候、」又々「かしく

より」(橋本美勝女)権大納言

十日

をはり」(義直)大納言殿「申給へ」誰々も「申したまへ

○東福門院に仕える女官より、江戸の将軍家光の病氣回復を問う消息。

九四、英勝院消息 成瀬正虎宛 五月廿八日付

一通(599)

(継紙) 縦一七・三 横一〇二・七

(追而書)猶々まつ申上候はんことく、「おほしめしうけ給はり候」あゆのすし「おけ」下給候、たひくに「御ねん比」かたしけなく、「すなはちく」ひとしほに「そんし」しやうくわんいたし候、「此とほり」いかやうにも「しかるへく」御取なし「仰上られ給へく候、」たのみまいらせ「候へく候、」めてたく「かしく」

(義直)大なこん様より「御ねん比に」仰られ、かた「しけなく」そんしまいらせ候、「上様 御きけんよく」らい廿日には「こ、もとを」此とほりに「いかやうにも」た、せられ「そんし」給候、「めてたく」おほしめし「給候」そこほと「御きけんのよし」うけ給候て「めてたく」そんし、「御子さまかた」みなく様「御そくさいに」御さ候「ま、」御心やすく「おほ

しめし候「やうに」被申上「候へく候、」めてたく「かしく

五月廿八日

（義直）
おはり様まいる（成瀬正虎）なるせはやと殿

より「ゑいせう」みん

○江戸住の英勝院（家康側室。お梶より、將軍家光の近況を伝える消息。

九五、英勝院消息 徳川義直宛 霜月六日付

一通(600)

（継紙） 縦一六・三 横九三・八

（追而書）猶々日にま「して」御きけんよく「こさ」なされ候「ま、御心

やすく「おほしめし」仕へく候、「なをくめてたく」又々「かしく

大な（義直）こん様より「御ねん比に御書」下され、かたしけなく「そんし候、仰

られ候」ことく、（將軍家光）御きけんいよく「うちつ、かせられ」御せんも

御心よく「めし上られ」られ候「ま、御心やすく」おほしめされ候「へ

く候、「誠くかやうなる」一たん「たる」御事、申も「おろか」にて御

さ候、たひく「御ねん入候て、」わたくし「かたまで仰こさせられ」給

候とをり、「御きけんの御様子、」よく「申上」まいらせ候「へく候、か

しく

霜月六日

より「ゑいせう」みん

（義直カ）
おはり様「誰にても」申せとて候

○英勝院（既出）より、將軍家光の病状が回復したことを伝える消息。

九六、利さへ門奥消息 竹腰正信宛 十月十九日付

一通(601)

「敬公以来来翰」の紹介(三)

（継紙） 縦一五・二 横九四・一

（追而書）返々さいく「御いんしん」なされ候由、御まんそくに「おほしめ

しなされ候、「よき」やうに仰上られ給へく「御ひろう候へく候、」

相国様（大御所秀忠）「御きけん能」く御さなされ候よし、「御心やすく」思しめ「し

候やうに「まうし上させ」られ給「候へく候、

大な（義直）こん様より「天しゆ院様へ」たひく「あまほしのはこ」まいらせら

れ候、「ひろう」申上候へは、御まんそくに「おほしめしな」され候とほり、

御まへ様よろ「しきやうに仰上」られ給へく「候へく候、めてたくかしく

ゑと「にし丸」より「利さへ門

十月十九日

竹のこし（竹腰正信）「山しろ様」人々申し玉へ候

○利さへ門は江戸城西之丸奥に仕える女性か。義直から千姫へ贈った柿の
礼を伝え、大御所秀忠の動靜を伝える消息。

九七、某書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月廿二日付

一通(604)

（継紙） 縦二〇・〇 横一一・三・四

（追而書）尚々遠路被人御念、「殊更無類成」花之由被及「聞召候」所、早

速御進上候段、「別而 御感之御事候、」此由能々可申入旨、被「仰出候、

猶追而可得御意候、」以上

従、大納言殿御「進上之椿二本、即致」披露候之處、「御祝着被思召候」

由相心得可申入旨、「仰二候、此旨宜預」御取成候、恐々謹言

九月廿二日

（花押）

竹腰山城守殿(正信) 成瀬隼人正殿(正虎)

○幕府奏者番と推定される人物より義直に對し、進上の椿の木に對する返書。

九八、某書狀断簡 宛先・年次未詳 一通(606)

(継紙) 縦一七・七 横六〇・三

(追而書)已上

一筆致啓上候、從(義直)「大納言様御書頂戴」仕、忝奉存候、仍(家光)「上様御機嫌能被為成」御座、目出度思召候へ共、「寒ニ入、御機嫌之御様子」被聞召度思召、以御「使者被仰上候、」御前之御様子、年寄衆「より可被申上候、将亦」幾度も申進候、某儀「年罷寄行歩不」自由之故、如此已前「御城へ不罷出候、拙者共」御書不被成下候様ニ「御取成奉頼候、度々」書頂戴仕、冥加至極ニ奉存候、其「御地御無事ニ被成御」座之由、目出度致「以下欠」

○將軍家光の近況を伝える書狀。

九九、成瀬正虎他書狀 滝川忠征宛 (寛永六年)閏二月十四日付 一通(612)

(継紙) 縦一五・二 横九一・五

一昨十二日之御狀拜見申候、「御本丸御年寄衆」御狀被遣候、御返事間宮(某)「權大夫持参候て、上ケ」被申候、神原(家光)「御上り」被成候との口上被申候、「將軍様弥御機嫌能」被成御座、今朝御粥上り「已之上刻ニ御食中椀ニ」三ツ上り申候、御気色残所「無御座由、医者衆御」物語ニ候、明十五日御湯

可被為掛候付、藪田善太夫(善意)「藤枝(善)之御使ニ仕出し」可申と最前申上候所「神原(宣正)へ御着御逗留被成候由、」御年寄衆へ朝倉筑後殿(成次)「鳥居土佐殿被仰ニ付、」御逗留之日神原(政成)「罷下候御使ニ仕、昨晚」出し申候、御湯被為懸候て、「御祝儀之御使之趣、」長野数馬(政成)「已上刻委」申入候キ、今晚之御機嫌之様子承、權太夫(竹腰正信)「明朝上セ可申候間、其節可申入候、恐々謹言」

機嫌之様子承、權太夫(竹腰正信)「明朝上セ可申候間、其節可申入候、恐々謹言」

竹腰正信「竹腰正信」阿部正興「阿部正興」成瀬正虎「成瀬正虎」

閏二月十四日

滝川豊前守殿「人々御中」

○將軍家光の病狀が好転したことを、尾張の義直に伝える書狀。

C 大名・幕臣等関連 一〜六五

一、青山幸成書狀 成瀬正虎宛 正月廿五日付 一通(1)

(切紙) 縦二〇・四 横五四・〇

從(義直)「大納言様」海鼠腸壺「致拜」領、寔以過分忝仕「合御座候、此等之趣、」可然様御披露「所仰候、恐々謹言」

青山大藏少輔「幸成(花押)」

正月廿五日

成瀬隼人正殿(正虎)

○義直からの海鼠腸壺に對する返書。

二、青山幸成書狀 竹腰正信宛 (寛永三年)閏四月十二日付 一通(2)

(継紙) 縦一八・〇 横九二・一

自^(義直) 中納言様「諸白両樽拝領仕、」実以毎度過分」忝仕合、冥加怖」敷奉

存候、此等之」趣、可然之様御披」露所仰候、恐々謹言

青山大蔵少輔「幸成(花押)」

^(寛永三年)
潤四月十二日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

三、青山幸成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 七月十日付

一通(3)

(切紙) 縦二〇・〇 横五四・〇

従^(義直) 大納言様鮎鮎「一桶致拝領、寔以」過分忝仕合御座候、」此等之趣、

可然之様」御披露所仰候、」恐々謹言

青山大蔵少輔「幸成(花押)」

七月十日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直からの鮎鮎下賜に対する返書。

四、青山幸成書状 竹腰正信宛 九月四日付

一通(5)

(切紙) 縦二〇・〇 横五四・〇

(追而書)以上

従^(義直) 大納言様御書」拜見、殊被成重陽之」御祝義、呉服一重」致拝領、過

分忝」仕合共御座候、誠不」相替致頂戴候之儀、」目出度奉存候、此」等

「敬公以来来翰」の紹介(三)

之趣、可然之様御」披露所仰候、恐々謹言

青山大蔵少輔「幸成(花押)」

九月四日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直から重陽の祝儀として呉服を拝領したことに対する返書。

五、青山幸成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月廿八日付

一通(6)

(切紙) 縦一八・〇 横五三・五

従^(義直) 大納言様諸白」両樽致拝領、誠以」過分忝仕合共」御座候、毎度之儀

御礼可申上様無」御座候、此等之趣、可」然様御披露所」仰候、恐々謹言

青山大蔵少輔「幸成(花押)」

九月廿八日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

六、青山幸成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 十一月十日付

一通(10)

(切紙) 縦一七・五 横五二・五

従^(義直) 大納言様諸白」両樽致拝領、誠以」過分忝仕合共御座候、」毎度之儀

御礼可」申上様無御座候、」此等之趣、可然様御」披露所仰候、恐々謹言

青山大蔵少輔「幸成(花押)」

十一月十日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

七、青山幸成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月十九日付 一通(11)

(切紙) 縦一七・七 横五四・〇

従 ^(義直)大納言様御「鷹野御供參候付而、」呉服一重致拝領、「寔以過分忝仕合

可」申上様無御座候、「此等之趣、可然様」御披露所仰候、恐々」謹言

青山大藏少輔「幸成(花押)

霜月十九日

竹腰山城守殿 ^(正信)成瀬隼人正殿

○義直の鷹狩に供奉の際に拝領した呉服に対する返書。

八、青山幸成書状 成瀬正虎宛 十二月廿五日付 一通(12)

(切紙) 縦一九・七 横五五・三

^(義直)大納言様々巢戸屋之」御鷓致拝領 誠以」忝仕合御座候、可然」様被仰上
可致下候、「恐々謹言

青山大藏少輔「幸成(花押)

十一月廿五日

^(正虎)成瀬隼人正殿

○義直からの鷓下賜に対する返書。

九、秋元泰朝書状 竹腰正信宛 正月廿日付 一通(13)

(切紙) 縦一八・五 横五五・〇

(追而書)以上

従 ^(義直)中納言様「諸白大樽式致拝」領、寔冥加至極二」奉存候、御次而之節、「
宜預御披露候、「恐々謹言

秋元但馬守「泰朝(花押)

正月廿日

竹腰山城守殿 ^(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

一〇、秋元泰朝書状 竹腰正信宛 卯月廿三日付 一通(14)

(切紙) 縦一八・〇 横五二・五

(追而書)以上

従 ^(義直)中納言様「諸白大樽式致拝」領、誠冥加至極二」奉存候、御次而之節、「
宜預御披露候、「恐々謹言

秋元但馬守「泰朝(花押)

卯月廿三日

竹腰山城守殿 ^(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

一一、秋元泰朝書状 寺尾直政宛 五月二日付 一通(15)

(切紙) 縦一七・二 横五三・五

従 ^(義直)大納言様被成端」午之御祝儀、御帷子」三内単物致拝領、「寔冥加至

極ニ候、御次而」節、御前可然様ニ御」取成奉願候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

五月二日

寺尾左馬助殿
(直政)

○義直から端午の祝儀として帷子を拝領したことに対する返書。

一一、秋元泰朝書状 寺尾直政宛 六月六日付

一通(16)

(切紙) 縦一七・七 横五一・四

従 (義直) 大納言様御書」致頂戴候、従 (大御所秀忠) 「相国様御巢鷹被為」進候、被成御

札御使」者被遣候、則 御前へ」被召出無残所御仕合」御座候、委細者天野」

助(重春)太夫殿可被仰上候、御」次而之節、可然様ニ御」取成奉願候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

六月六日

寺尾左馬助殿
(直政)

○大御所秀忠から拝領の巢鷹の返札の使者に対する返書。

一一、秋元泰朝書状 成瀬正虎宛 九月七日付

一通(17)

(切紙) 縦一七・〇 横四七・五

従 (義直) 大納言様御書」奉頂戴、為重陽之」御祝儀御小袖ニ重」致拝領、誠冥

加至」極奉存候、御次而之」刻、可然様ニ御取成」奉願候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

九月七日

「敬公以来来翰」の紹介(三)

(正虎) 成瀬隼人正殿

○義直から重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

一四、秋元泰朝書状 竹腰正信宛 九月七日付

一通(18)

(切紙) 縦一七・七 横五一・五

(追而書) 已上

為重陽之御祝」儀御小袖壹重」致拝領、誠冥加至」極ニ奉存候、御次而之」節、宜預御披露候、」恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

九月七日

竹腰山城守殿
(正信)

○義直から重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

一五、秋元泰朝書状 竹腰正信宛 十月十三日付

一通(19)

(切紙) 縦一七・七 横五三・三

(追而書) 以上

従 (義直) 大納言様諸白」兩樽致拝領、誠冥」加至極ニ奉存候、御」次而之刻、可然様御取」成奉願候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

十月十三日

竹腰山城守殿
(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

一六、秋山正重書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)四月廿三日付 一通(20)

(切紙) 縦一五・四 横四五・四

従 大納言様御書」畏而致頂戴候、爰一元御仕合能御暇出、「御満足ニ被思召之由、「私式迄仰被下、誠」目出度奉存候、御次」而之刻、可然様御取成」奉憑候、「委細渡辺半蔵殿迄申上候、恐惶」謹言

秋山修理亮」正重(花押)

(寛永十一年) 四月廿三日

成瀬隼人様

○義直からの書状に対する返書。

一七、秋山正重書状 成瀬正虎宛 九月六日付 一通(21)

(継紙) 縦一五・四 横九一・五

従大納言様御」書、殊为重陽之」御祝儀御小袖」壹重被懸御」意、誠私式迄」被為入御念候段、「幾久と忝致頂戴候、御次而之」刻、可然様被仰上候て可被下候、「御頼入候、猶期」後音之時候、「恐惶謹言

秋山修理亮」正重(花押)

九月六日

成瀬隼人様」人々御中

○義直からの書状と小袖下賜に対する返書。

一八、秋山正重書状 竹腰正信宛 (寛永四年)八月十七日付 一通(22)

(切紙) 縦一七・九 横九九・五

従 大納言様」諸白両檯被懸」御意、忝頂」戴仕候、御次而之」刻、可然様被仰上」可被下候、奉頼存候、「先以其地御無事」被成御座候哉、承」度奉存候、此御地」別条無御座候、「相替儀も御座候者、「重而可申上候、猶期後音之刻候条、「不具候、恐惶謹言

秋山十右衛門尉」正重(花押)

(寛永四年) 八月十七日

竹腰山城様」人々御中

○義直からの諸白下賜に対する返書。

一九、秋山正重書状 竹腰正信宛 (寛永四年)十二月十二日付 一通(23)

(切紙) 縦一六・五 横四五・五

追而書)以上
従 大納言様」諸白両檯被懸御」意、誠忝致頂戴候、「則高力七左衛門殿迄」具御礼申上候、猶御」次而之刻、可然様御取」成奉憑候、何も奉期」後音之時候、恐惶」謹言

秋山十右衛門尉」正重(花押)

(寛永四年) 十二月十二日

竹腰山城守様」人々御中

○義直からの諸白下賜に対する返書。

二〇、朝倉宣正書状 成瀬正虎宛 五月三日付 一通(24)

(切紙) 縦一七・五 横五一・四

(追而書) 以上

従 亜相様被成」御書、殊端午之」御帷子三之内御単」物拝領、寔以忝奉」
存候、御次而之剋、」可然様御取成所仰候、」恐々謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

五月三日

成瀬隼人正様」人々御中

○義直から端午の祝儀として帷子を拝領したことに對する返書。

二一、朝倉宣正書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 八月十日付 一通(25)

(切紙) 縦一七・〇 横五一・二

従 亜相様美濃」鮎之鮎」桶致拝領、」忝次第冥加至」極奉存候、自然事

之」御次而、可然様」被仰上候而、可被下候、」恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

八月十日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿」人々御中

○義直より美濃の鮎鮎を拝領したことに對する返書。

二二、朝倉宣正書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月五日付 一通(26)

(切紙) 縦一七・三 横四九・五

(追而書) 以上

「敬公以来来翰」の紹介(三)

従 大納言様被」成御書、殊重陽之」御小袖壹重之内」さやの御板物・唐

織・」嶋拝領、誠以忝致」頂戴候、此等之趣、御」次而以御取成所仰候、」
恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

九月五日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿」人々御中

○義直から重陽の祝儀として、紗綾・唐織・縞小袖を拝領したことに對する返書。

二三、朝倉宣正書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月廿八日付 一通(27)

(切紙) 縦一七・〇 横四八・五

(追而書) 以上

従 亜相様諸」白両檜致拝領候、」誠以忝次第、難申」上奉存候、御次而以」
可然様被仰上候而、」可被下候、奉頼存候、」恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

九月廿八日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿」人々御中

○義直からの諸白下賜に對する返書。

二四、朝倉宣正書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月十日付 一通(28)

(切紙) 縦一七・五 横四九・五

一筆致啓上候、仍」従 亜相様諸白」大樽二拝領仕候、」誠以忝次第、難申」

上奉存候、御次而」以 御前可然様御」取成所仰候、恐惶」謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

霜月十日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿」人々御中

○義直からの諸白下賜に対する返書。

二五、朝倉宣正書状 成瀬正虎・竹腰正信宛 極月十八日付 一通(29)

(切紙) 縦一六・八 横四八・七

(追而書)以上

従 亜相様諸白」大樽」致拝領候、」誠以忝頂戴仕候、」御次而以此等之趣、」

可然様御取成所」仰候、恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

極月十八日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿」人々御中

○義直からの諸白下賜に対する返書。

二六、朝倉宣正書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 極月廿日付 一通(30)

(切紙) 縦一六・七 横四四・六

従 亜相様被成」歳暮之御祝儀、」御小袖壹重致」拝領候、寔以冥加」之

至難有奉存候、」此等之趣、御前可」然様」御取成所仰候、」恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

極月廿日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿」人々御中

○義直より歳暮の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

二七、浅野長治書状 成瀬正虎宛 (寛永十二年)十月五日付 一通(31)

(切紙) 縦一八・五 横五三・〇

一筆啓上候、今度」安芸守祝言、」從」御城就被仰付候、自」大納言様為

御礼、渡辺」忠右衛門殿御越付御書」被下、忝頂戴仕候、安芸守」外聞召

申忝次第二御座候、御次而之刻、可然」様被仰上可被下候、恐惶」謹言

浅野因幡守」長治(花押)

(寛永十二年)十月五日

成瀬隼人正殿」人々御中

○浅野光晟の祝言を祝う義直の書状に対する返書。

二八、浅野長晟書状 滝川忠征宛 (寛永六年)三月廿六日付 一通(32)

(切紙) 縦一八・二 横五一・七

(追而書)已上

従 大納言様被成下」御書頂戴仕候、然者」国本々積廻致進上候」角石・

平石、江戸へ着」船仕儀、御満足之旨」被仰下、忝仕合御座候、」此等之趣、

宜預御披」露候、恐々謹言

浅野但馬守」長晟(花押)

(寛永六年)三月廿六日

滝川豊前守殿

○広島から船で運搬の角石・平石が江戸に着き義直が喜んだことを受けた返書。

二九、浅野長晟書状 成瀬正虎・竹腰正信宛 極月朔日付 一通(34)

(切紙) 縦一七・九 横四六・八

従 大納言様被^(義直)成下御書、殊御鷹之^(義直)鶴^(義直)羽拝領仕、誠以^(義直)遠路御懇情之段、^(義直)忝仕合^(義直)御座候、^(義直)御前可然様御取成所仰候、^(義直)恐々謹言

極月朔日

成瀬隼人正殿^(正虎) 竹腰山城守殿^(正信)

○浅野長晟が將軍から鶴を拝領したことへの義直の書状に対する返書。

三〇、阿部政澄書状 竹腰正信宛 九月五日付 一通(36)

(切紙) 縦一七・六 横四九・四

(追而書)以上

一書令啓上候、然者^(義直)従 大納言様御書、^(義直)殊为重陽之御祝^(義直)儀御小袖^(義直)壹重致拜^(義直)領無冥加仕合共御^(義直)座候、御次而も御座候者、^(義直)可然様^(義直)御取成奉頼候、^(義直)恐惶謹言

九月五日

竹腰山城殿^(正信)

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

「敬公以来来翰」の紹介(三)

三一、阿部正次書状 竹腰正信宛 九月三日付 一通(37)

(切紙) 縦一七・九 横五一・八

为重陽之御祝^(義直)儀、従 大納言様^(義直)御書、殊^(義直)御小袖^(義直)壹重拝受候、誠^(義直)無冥加忝儀共^(義直)能申上存候、御次而之時分、此等之趣御取^(義直)成奉頼候、^(義直)恐惶^(義直)謹言

阿部備中守^(義直) 正次(花押)

九月三日

竹腰山城様^(正信) 人々御中

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

三二、阿部重次書状 寺尾直政宛 (寛永十七年)九月七日付 一通(40)

(縦紙) 縦一九・八 横一〇九・一

従 大納言様御書^(義直)被下、謹而致拜見候、^(義直)然者今度右兵衛督様江^(光友)御巢鷲^(義直)ニ被進、并^(義直)御鷹場被仰付候御事、^(義直)重畳御満足被思召^(義直)之由、奉存其旨候、^(義直)因茲御使者被差遣候^(義直)達 御聴、則^(義直)御前江^(義直)被召出、御念之入候通、^(義直)御機嫌之旨御直^(義直)被仰合候、寔拙者式^(義直)迄被仰下候事、^(義直)過分至極奉存候、^(義直)此旨宜御取成候、^(義直)恐々謹言

阿部对馬守^(義直) 重次(花押)

(寛永十七年) 九月七日

寺尾左馬助殿^(直政)

○義直の嗣子光友が、將軍家光より巢鷲と鷹場を拝領したことに対する書状。

三三、阿部重次書状 寺尾直政宛 十月十四日付 一通(41)

(切紙) 縦一七・八 横五三・四

従 ^(義直) 大納言様諸白「両樽致拝領、寔以」過分至極奉存候、「右之趣、宜預

御取成」候、恐々謹言

阿部対馬守」重次(花押)

十月十四日

寺尾左馬助殿 ^(直政)

○義直の諸白下賜に対する返書。

三四、阿部重次書状 寺尾直政宛 十一月廿日付 一通(42)

(切紙) 縦一九・七 横五四・〇

御書忝致拝見候、「今度御こふしにて被為」執候御鷹之鶴被進義、「御珍重
思食、為御礼」以御使者被仰上候、則「御前被召出御念入候」段、御機嫌
御座候、「此等之」趣、宜預御取成候、恐々」謹言

阿部対馬守」重次(花押)

十一月廿日

寺尾左馬助殿 ^(直政)

○將軍家光より拝領の鶴の返礼の使者が、將軍の御前に召されたことを告
げる書状。

三五、阿部忠秋書状 竹腰正信宛 二月廿一日付 一通(43)

(切紙) 縦一五・四 横五四・八

従 ^(義直) 大納言様諸白「両樽致拝領、誠」過分忝次第奉存候、「每度種々致拝
領」何共可申上様無御」座候、御次而之刻、可然様御取成所」仰候、恐々
謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

二月廿一日

竹腰山城守殿 ^(正信)

○義直の諸白下賜に対する返書。

三六、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 六月十七日付 一通(45)

(切紙) 縦一五・四 横四五・〇

(追而書) 以上

従 ^(義直) 大納言様御使者」被下、殊更鮎之鮎「稱」拝領仕候、誠以過分忝」次第、
冥加至極奉存候、「此等之趣、御次而之剋、」可然之様御取成所仰候、「恐々
謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

六月十七日

成瀬隼人正殿 ^(正虎)

○義直の鮎鮎下賜に対する返書。

三七、阿部忠秋書状 下方貞景宛 八月十七日付 一通(48)

(豎紙) 縦三三・七 横四八・六

先刻從^(義直) 大納言様鮎之鮎^(正信)「二種致拝領、誠過分忝奉」存候、山城守殿迄状を以申^(正信) 入候得共、弥々御札之儀奉頼候、「恐惶謹言」

忠秋(花押)

八月十七日

阿部豊後守 忠秋

下方^(貞景)左近様 人々御中

○義直の鮎鮎下賜に対する返書。

三八、阿部忠秋書状 竹腰正信宛 八月十八日付

一通(49)

(切紙) 縦一六・九 横四七・九

從大納言様鮎之鮎^(義直)「二種致拝領、寔過分忝次第奉存候、御次而」之刻、可然様奉^(義直) 頼候、恐惶謹言

阿部豊後守 忠秋(花押)

八月十八日

竹腰^(正信)山城守殿

○義直の鮎鮎下賜に対する返書。

三九、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年九月八日付

一通(50)

(継紙) 縦一七・二 横一〇六・四

從大納言様御書被成^(義直) 下、謹而致頂戴候、随而^(光友) 右兵衛督様御巢鷲^(光友)「二連被成御拝領、殊更」御鷹場迄被進、重^(光友) 疊忝思召付、御使^(光友) 者以被仰上

候、各達」上聞候処、御使者」御前江被召出、御機嫌之」旨御直被仰含候、

委」曲御使者可為演説候、「此等之趣、可然様御取成」所仰候、恐々謹言

阿部豊後守 忠秋(花押)

(寛永十一年) 九月八日

成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直の嗣子光友が、將軍より鷹と鷹場を拝領したことにつき使者を遣わしたことに對する書状。

四〇、天野正成書状 下方貞景宛 六月廿四日付

一通(57)

(切紙) 縦一七・〇 横四六・〇

從大納言様^(義直) 諸白^(義直)「兩樽拝領仕、誠^(義直) 二」過分至極可申上様も」無御座候、此等之趣、「御年寄衆迄可然」様^(義直) 二被仰上可被下候、「恐惶謹言」

天野図書助 正成(花押)

六月廿四日

下方左近殿^(貞景)

○義直の諸白下賜に対する返書。

四一、天野正成書状 下方貞景宛 八月十一日付

一通(58)

(切紙) 縦三一・七 横五三・五

追而書 尚以大納言様^(義直) 兩樽頭戴仕、「過分不可過之候、何も面上^(頂) 二得」御意、誰人様へ成共御礼可申上候、已上

昨日者預御懇書、殊^(義直) 二從^(義直) 大納言様諸白^(義直) 兩樽拝領仕候、「誠過分冥加成仕

合難申上存候、「則被仰可申上候処、去方へ罷越」暮候而罷帰候条延引所存」之外ニ御座候、如蒙仰候其以来」不得御意候処、久々御煩候由承候、「努々不存以書状も不申入候事、」失本意存候、随而將軍様へ」鮎之鮎被成御上候由、昨日者拙者」登 城不致候、只今罷出候間、「則御年寄衆へ可申上候、恐々謹言

八月十一日

正成(花押)

天野図書」正成

下方左近様」御報

○義直より諸白を拝領したこと、ならびに義直が將軍家光へ鮎鮎を献上したことに對する書状。

四二、安藤直次書状 竹腰正信宛 九月十八日付

一通(60)

(切紙) 縦一七・六 横五三・一

(追而書)已上

從 亜相様 御書」被 成下、謹頂戴、殊」鮎壹尺拝領、誠以過」分忝次第可申上様も」無御座候、右之通」御前御次而之節、可」然様ニ被仰上可被下候、「恐々謹言

安藤帶刀」直次(花押)

九月十八日

竹腰山城守殿

○義直の鮎下賜に對する返書。

四三、安藤直次書状 滝川忠征・阿部正興・寺尾直政宛 二月廿日付

一通(61)

(切紙) 縦一七・二 横五〇・五

(追而書)以上

從 亜相様御書」被成下、殊寒中之」御鷹之鶴二羽被下置忝拝領、誠以」過分難有仕合、」中々可申上様も無御」座候、右之通 御前可然様ニ被仰上可被下候、恐々謹言

安藤帶刀」直次(花押)

二月廿日

滝川豊前守殿」阿部河内守殿」寺尾左馬助殿

○義直より、將軍家光下賜の鷹が捕らえた鶴を拝領したことに對する返書。

四四、安藤重長書状 成瀬正虎宛 三月十五日付

一通(62)

(切紙) 縦一七・八 横五〇・九

從 大納言様諸」白・大柳而檢致拝受、寔以冥」賀之至奉存候、「此等之趣、可然様ニ」御取成所仰候、「恐々謹言

安藤右京進」重長(花押)

三月十五日

成瀬隼人正殿

○義直の諸白下賜に對する返書。

四五、安藤重長書状 成瀬正虎宛 三月廿四日付

一通(63)

(切紙) 縦一七・〇 横四八・〇

従 ^(義直) 大納言様「美濃小鮎之鮎」一桶致拝領候、「寔冥加至極奉」存候、右之趣、御「次而之節、可然様」御披露所仰候、「恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

三月廿四日

成瀬隼人殿 ^(正虎)

○義直の美濃の小鮎鮎下賜に対する返書。

四六、安藤重長書状 竹腰正信宛 (寛永三年)閏卯月廿三日付 一通(64)

(切紙) 縦一六・九 横五〇・〇

従 ^(義直) 黄門様諸白「両樽拝受、誠以」過分至極冥加「之至奉存候、此」等之趣、宜預御「取成候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

^(寛永三年) 閏卯月廿三日

竹腰山城守殿 ^(正信)

○義直の諸白下賜に対する返書。

四七、安藤重長書状 成瀬正虎宛 七月廿六日付 一通(66)

(切紙) 縦一七・三 横五二・二

(追而書)已上

従 ^(義直) 大納言様「諸白二樽致拝」領候、寔冥加之至奉存候、御次「而之刻、

「敬公以来来翰」の紹介(三)

右之趣」可然様御取成所」仰候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

七月廿六日

成瀬隼人正殿 ^(正虎)

○義直の諸白下賜に対する返書。

四八、安藤重長書状 竹腰正信宛 八月三日付 一通(68)

(切紙) 縦一六・六 横四五・五

(追而書)以上

従 ^(義直) 大納言様「鮎之鮎二桶致」拝受候、誠以冥加「之至奉存候、此等之」趣、可然様三可預「御取成候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

八月三日

竹腰山城守殿 ^(正信)

○義直の鮎鮎下賜に対する返書。

四九、安藤重長書状 成瀬正虎宛 八月八日付 一通(69)

(切紙) 縦一八・二 横五二・七

(追而書)以上

従 ^(義直) 大納言様拙者「式煩中候付、御書被成」下候、誠以冥加至極「奉存候、今程者致本」復、御前へも罷出候、「御次而之刻、此等之趣、宜」預御取成候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

八月八日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直へ、(安藤重長の)病気が本復したことを伝える書状。

五〇、安藤重長書状 成瀬正虎宛 九月七日付

一通(70)

(切紙) 縦一七・二 横四九・七

(追而書)已上

従 大納言様為「重陽之御祝儀御」小袖「重致拝領、」不浅冥加至極成」

仕合、幾久頂戴仕候、」御次而之節、可然様」御取成所仰候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

九月七日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

五一、安藤重長書状 成瀬正虎宛 九月十日付

一通(71)

(切紙) 縦一七・七 横五一・五

(追而書)以上

従 大納言様御書、殊」為重陽之御祝儀御」小袖「重致拝領、誠以」忝次第冥加之仕合、」幾久目出度頂戴」仕候、此等之趣、御次而之刻、」可然様

御取成所仰候、」恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

安藤右京進「重長(花押)」

九月十日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

五二、安藤重長書状 高力信重宛 九月廿七日付

一通(72)

(竪紙) 縦三一・〇 横四五・三

従 大納言様諸白御樽「致拝領候、誠忝次第、不浅」奉存候、就夫、先

刻□□」処、西丸ニ罷在候故、不能面顔候、」重而以書状御礼可申上候、

恐々謹言

重長(花押)

九月廿七日

安右京進「重長

高力七右様」御宿所
(信重)

○義直の諸白下賜に対する返書。

五三、安藤重長書状 成瀬正虎宛 十月廿三日付

一通(73)

(切紙) 縦一八・二 横五二・五

従 大納言様甘干」巻箱致拝領候、誠以」過分忝仕合、冥加」至極奉存候、

御次」而之節、御前宜預」御取成候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

十月廿三日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直の柿下賜に対する返書。

五四、安藤重長書状 竹腰正信宛 十一月晦日付 一通(74)

(切紙) 縦一六・五 横四八・三

(追而書)以上

従 大納言様御「国元之大根十」本拝領仕候、誠「忝次第、不浅奉」存候、

此等之趣、宜預「御披露候、恐惶謹言

十一月晦日

竹腰山城守殿

○義直の尾張の大根下賜に対する返書。

五五、安藤重長書状 竹腰正信宛 極月八日付

(切紙) 縦一六・六 横四九・五

(追而書)以上

従 大納言様新「諸白兩樽致拜」受候、誠以冥加之「至奉存候、此等之

趣、」御次而之節可然様「可預御取成候、恐惶」謹言

極月八日

竹腰山城守殿「人々御中

○義直の諸白下賜に対する返書。

五六、安藤重長書状 竹腰正信宛 極月廿二日付 一通(76)

(切紙) 縦一六・七 横四七・八

(追而書)以上

従 大納言様為「御音信諸白兩」樽致拝領候、「寔以忝仕合、冥」加之至

奉存候、御「次以此等之趣、宜預」御披露候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)

極月廿二日

竹腰山城守殿

○義直の諸白下賜に対する返書。

五七、井伊直孝書状 平岩元国宛 六月十八日付

(切紙) 縦一七・五 横四九・〇

(追而書)已上

従 大納言様御書・「御使者并御太刀一腰・」御馬代銀子百枚・御「帷子廿

内単物十」拝領、過分至極ニ奉存候、「可然様ニ被仰上可被下候、」慮外ニ

奉存候間、態御「請者不申上候、恐惶」謹言

井伊掃部頭「直孝(花押)

六月十八日

平岩弥右衛門尉様「人々御中

○義直の太刀・馬代銀子下賜に対する返書。

五八、板倉重郷書状 成瀬正虎迄 (寛永十四年)六月廿五日付 一通(83)

(切紙) 縦一六・五 横四七・四

從 ^(義直)大納言様「鮎鯨ニ桶致拜」領候、誠以過分至「極奉存候、御次而之」刻、可然様御取成」所仰候、恐々謹言

板倉長門守「重郷(花押)

(寛永十四年)
六月廿五日

成瀬隼人正殿

○義直の鮎鯨下賜に対する返書。

五九、板倉重矩書状 寺尾直政宛 六月廿八日付

一通(84)

(切紙) 縦一五・三 横四七・〇

(追而書)已上

從 ^(義直)大納言様御使」者、殊ニ御国之「鮎鯨ニ桶拜領」仕、過分至極ニ奉」存候、以御次而可」然様ニ被仰上可被」下候、度々忝」仕合可申上様も無」御座候、恐惶謹言

板倉主水佐「重矩(花押)

六月廿八日

寺尾左馬助殿

○義直の鮎鯨下賜に対する返書。

六〇、板倉重宗書状 竹腰正信宛 正月十一日付

一通(85)

(切紙) 縦一七・五 横五二・三

(追而書)以上

禁中江海鼠腸「一壺御進上被成候、則」上申候処、御機嫌ニ被 思食候、御返事」出申候者、重而進上可」仕候、将又私へ海鼠腸一壺」致拝領候、誠以過分」至極冥加無御座奉」存候、御次而之節、此等之」趣、宜預御披露候、恐々謹言

板倉周防守「重宗(花押)

正月十一日

竹腰山城守殿

○禁中に海鼠腸を献上したること、(板倉重宗へも)海鼠腸を下賜したことに對する返書。

六一、板倉重宗書状 竹腰正信宛 八月廿五日付

一通(89)

(切紙) 縦一七・〇 横四八・四

從 ^(義直)大納言様」御使者、殊鮎之「鮎ニ式桶・諸白両樽」致拝領候、重々」御使者過分至」極無冥加仕合ニ」御座候、此等之趣、可」然様被仰上可被下候、」恐々謹言

板倉周防守「重宗(花押)

八月廿五日

竹腰山城守殿

○義直の鮎鯨と諸白下賜に対する返書。

六二、板倉重宗書状 竹腰正信宛 九月十六日付

一通(90)

(切紙) 縦一六・八 横五〇・七

從^(義直) 大納言様御」書、殊鮭「尺致」拝領候、寔以忝「次第無冥加」儀共御座候、御次而「一刻、此之旨可然」様御取成所仰候、「恐惶謹言

板倉周防守」重宗(花押)

九月十六日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直の鮭下賜に対する返書。

六三、板倉重宗書状 竹腰正信宛 極月廿九日付

一通(97)

(切紙) 縦一七・〇 横五二・三

御書忝致拜見候、「殊海鼠腸一壺」拝領仕候、誠以冥「加無御座、過分至極」奉存候、此等之趣、可「然様宜預御披露候、」恐々謹言

板倉周防守」重宗(花押)

極月廿九日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直の海鼠腸下賜に対する返書。

六四、板倉重昌書状 竹腰正信宛 (寛永三年)後卯月十二日付

一通(98)

(切紙) 縦一七・四 横一〇三・一

(追而書)以上

從^(義直) 中納言様」諸白大樽式ツ致」拝領候、誠以冥加「之至過分至極」奉存候、御次之刻、「可然様被仰上可」被下候、爰元両^(家光・秀忠)上様御機嫌能被成

「敬公以来来翰」の紹介(三)

御座候、拙者儀も御」先へ可被遣様ニ御」沙汰御座候得共、「爾今不罷上候而、罷」有候、只今之分ニ候ハ、」大形御供にて可有」御座候と奉存候、尚」期後音之節候、「恐惶謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

後卯月十二日

竹腰山城守様」人々御中^(正信)

○義直の諸白下賜に対する返札と、將軍家光と大御所秀忠の動靜を伝える書状。

六五、板倉重昌書状 寺尾直政宛 五月二日付

一通(100)

(切紙) 縦一七・六 横五三・五

(追而書)以上

從^(義直) 大納言様」御書、謹而頂戴」仕候、然者為端午」之御祝儀、御帷」子之内御単物」」拝領仕、冥加之至」過分至極奉存候、「御次而之刻、可然様」ニ仰上可被下候、恐惶」謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

五月二日

寺尾左馬助様^(直政)

○義直より端午の祝儀として帷子を拝領したことに対する返書。

(続く)

(徳川美術館 学藝員)

〔史料紹介〕

徳川齊荘自筆歌紀行文

原 史 彦

はじめに

- 一 写本の伝播
 - 二 齊荘の事績
 - 三 「夏の日国に帰の記」概説
 - 四 「岐阜の道しるべ」概説
 - 五 「知多の枝折」概説
 - 六 犬山御成概説
- おわりに

〔翻刻〕

はじめに

本稿は徳川美術館が所蔵する尾張徳川家十二代齊荘（一八一〇～四五）自筆歌書の翻刻及び解題である。齊荘の自筆歌書は三種あり（以下、一括表現の場合）は「齊荘歌紀行文」という。①、いずれも天保十四年（一八四三）の御国入

りの年に著された歌紀行文で、徳川美術館では紀貫之の『土佐日記』に擬した和歌まじり紀行文として紹介している。②

六月十五日の江戸出立から二十五日の名古屋到着まで十一日間にわたる東海道中歌紀行文「夏の日国に帰の記」（以下「夏の日」という）、九月二十一日から二十四日まで四日間にわたる岐阜御成歌紀行文「岐阜の道しるべ」（以下、「岐阜」という）、十月一日から六日まで六日間にわたる知多巡覧歌紀行文「知多の枝折」（以下、「知多」という）の三種は、尾張藩の「御小納戸日記」③といった公式記録では記されない殿様個人の感慨や文化的素養を測る史料として興味深い。徳川美術館ではこれらを「歌書」に分類している。いずれも定家様の書体で、他の齊荘自筆書との比較の上において齊荘の自筆と断定できる三冊である。

齊荘歌紀行文は楮紙の堅本形和綴本で、型絵染による和紙を表紙として用いるが、それぞれの装丁仕様は異なる。「夏の日」は本文三十二丁、縦二六・七糎、横一九・一糎で、黄地紙に杉葉文唐草を緑色で施し、朱地紙の齊荘自筆題箋を貼る。「岐阜」は本文三十三丁、縦二七・三糎、横一八・

八種で、白地紙に花菱斜格子枠を紺色で施し、水浅葱地紙の斉荘自筆題箋を貼る。「知多」は本文二十四丁、縦二七・一種、横一九・一種で、白地紙に火炎龍文の緑色上下帯、中央表裏に番の水鳥と落葉水草流水を朱色で施すが、題箋は無く表紙に直接、斉荘自筆の書名が記される。推敲の跡が無いが、各書には道中景観の描写で前後する箇所があり、紀行と同時進行で記述した内容ではないことが判る。

表紙書・題箋が自筆のため、斉荘自身も装丁作業に直接関与したのだろう。寸法・装丁仕様に差異があるのは、清書・装丁を別々に行ったことによると思われる。「夏の日」の巻末には「天保十四年癸卯年水無月」、「岐阜」の巻末には「天保十四年九月下流」、「知多」の巻末には「天保十四といふとし神無月はしめつかた」と記しており、三種一括ではなく、各紀行直後にそれぞれの清書・装丁を行ったとみなしたい。

一 写本の伝播

「斉荘歌紀行文」は尾張徳川家当主の直筆記録であるため、本来は一般に頒布する性質の記録ではない。しかしながら、複数の写本の存在が確認できる。徳川美術館には「知多」の写本、名古屋市蓬左文庫には「岐阜」の写本⁽⁵⁾が収蔵されている他、名古屋市蓬左文庫所蔵記録の内、尾張藩陪臣で随筆家の小寺玉晃(一八〇〇〜七八)が編纂した「續学舎叢書」⁽⁶⁾廿六に「斉荘公御道の記岐阜知多犬山」として「岐阜」と「知多」が、尾張藩重臣大道寺家の家臣・水野正信(一八〇五〜六八)が著した編年記録「青窓紀聞」⁽⁷⁾二十八にも「岐阜」と「知多」が収蔵されている。「青窓紀聞」所載の「岐

阜」と「知多」については、鬼頭勝之の私家版による影印掲載と翻刻及び簡単な解説がある。⁽⁸⁾なお、徳川美術館の写本は、平成十六年(二〇〇四)の購入品で、元は半田の中野半六家伝来本と推測される一冊である。また、『知多郡史 中巻』⁽⁹⁾には「知多」の全文翻刻が掲載されているが、この出典史料の所蔵者は不明である。

この他、桑山好之編『金鱗九十九之塵』(以下、「金鱗」という)巻第六の、桑山が「天保録」と名付けて収載した記録の中に「岐阜」・「知多」の全文が載せられている。同書刊行本の市橋鐸著「解説」によれば、桑山は名古屋城下伝馬町通武平町の大八車屋の主人で、著名ではないが和歌・俳句・絵画などを一通り嗜む趣味人だったようである。『金鱗』は、本人の趣味の範疇で蒐集・見聞した事項を基に九十九巻にまとめて編纂した名古屋誌であり、編纂年は不明ながら、天保十五年(一八四四)刊行の『尾張名所図会前編』が各巻にわたって引用されているため、市橋鐸は天保末年より弘化年間(一八四四〜四八)頃の編纂と推定している。つまり『金鱗』編纂当初の巻に「岐阜」・「知多」が収載されているということは、両書の執筆後、早い時点でその内容が民間に流布したことになる。

これを裏付けるように、名古屋市蓬左文庫蔵「岐阜」写本には「天保十四年卯九月日下部保敬謹写」の奥書がある。同時代の尾張藩士に日下部保敬なる人物を確認できないが、斉荘側近に連なる人物であろうか。「岐阜」の執筆とほぼ同時期に、斉荘はその写本製作を許していたわけである。

また、徳川美術館の写本に附属する「小田切伝之丞(春江)自筆書状 中野半六宛」より、写本伝播の状況の一例が判明する。(〳)は改行。筆者加筆。

秋冷相催候 いよ／＼御安泰／目出度存候然ハ今度御書物／尾張志御用ニ付今日／当村より相越候付一寸／御目ニカ、り度義有之候處／どふか御病中之旨御承知／いたし候付手紙ニ而申入候／右ハ去年当郡／御成之砌／上様御道の記御出来／尤貴方の御自詠等も／御書のせニ相成居候／右ハはや御存ニ候哉もし／いまだ御覽なく候ハ、幸ひ／うつし持参いたし候付／御目ニかけたくいまた／御知人ニ而も無之候得共／とくと／右之段一筆申入候 尤御覽／御座候而御存ならハ別ニ／御返事ニハ不及御流／可成候／以上

七月廿九日

(裏書)

中野半六殿へ 小田切伝之丞

尾張藩士で絵師の小田切春江(一八一〇～八八)が、半田の海運・醸造業者で尾張藩御用達郷十人衆の一人だった中野半六へ宛てた書状で、齊荘の御成を「去年」としているため、天保十五年の書状と判る。小田切は、藩命編纂の『尾張志』の挿図を担当しており、その「御用」として半田へ赴いた際、中野に面会を願ったが、中野が病気で会えなかったため、改めて手紙を書き、「上様御道の記」に中野の歌が収載されているので「うつし」を持参して見せたいと書き送っている。この書状によれば小田切と中野は、まだ知己ではないことが判るため、「上様御道の記」を利用して半田の有力者に接近しようとしたのだろうか。小田切の真意はともかく、この書状が写本と共にあることから、徳川美術館所蔵の写本は、この時、小田切が持参した「うつし」の写し、ないしは「うつし」それ自体であろう。一部の尾張藩士が所持した写本を通して、民間に流布していく過程が

判る。

他の事例は不明だが、現存する写本・筆写類は、原本を含めて表記の一致をみない。一例として、知多巡覧の際、河和水野家で詠んだ歌として「磯近き河和の浦に住田鶴のちよよはふらむ声のさやけさ」が、『知多郡史中巻』では「磯ちかき河和の浦に住鶴の千代よいふらん聲のさやけき」とあり、漢字・仮名の違いの他、「ちよよはふらむ(千代呼ばふらむ)」を「千代よいふらん」とするなど歌の意も違えてしまっている。翻刻時の誤読とも考えられるが、漢字・仮名使いは原典に基づいていると思われるため、転写過程を現存写本から追うことは難しい。ちなみに、河和水野家屋敷の部材を用いて美浜町総合公園内に新設された水野屋敷記念館前には、齊荘の歌碑が建てられているが、『知多郡史中巻』に基づいており、原本の歌と異なってしまったのが惜まれる。

こういった写本製作を許す齊荘の意図は判らないが、多少の自己顕示も含め、近い関係者に流布することは望んでいたのだろう。書き写した側としても、文化人としての素養を持つ齊荘の賞揚あるいは、齊荘の文化的活動成果の上級藩士ないし一部有識者層に対する共有を図ったのかもしれない。一般頒布を目的としないまでも、特に尾張領国においては一定度の流布があった可能性は指摘できる。

ただし、管見の限り「夏の日」の写本の存在は確認できないため、齊荘が筆写を許したのは「岐阜」と「知多」のみだった可能性はある。「夏の日」の冒頭には、身内である「簾中」について触れた箇所があるため、公表を控えたのかもしれない。

なお、余談だがこの書状内容を信じるならば、天保十五年(一八四四)七月末時点で、小田切はまだ『尾張志』の御用を行っていることになる。こ

れまで『尾張志』の成立は、深田正韶による序の執筆年「天保十四年正月」や、植松茂岳による序の執筆年「天保十五年二月」から同十五年内と推定されていたが、完成・刊行はもう少し後の可能性が出てくる。

二 齊莊の事績

齊莊の主要な事績は『尾張徳川家系譜』⁽¹⁾及び「田安德川家系譜」・「系譜」⁽²⁾によれば次のとおりである。なお、齊莊の事績については徳川美術館・茶道資料館・日本経済新聞社共催で開催された「殿様の茶の湯―尾張徳川齊莊と裏千家玄々斎―」展における図録『徳川齊莊公と玄々斎宗室』⁽³⁾及び、同書における佐藤豊三氏の論考に詳しい。⁽¹³⁾

文化七年（一八一〇）六月十三日（二歳）

十一代將軍家齊の十二男（第三十子）として江戸城中で誕生。生母・

興津重辰娘（速成院おてう）。幼名・要之丞。

文化十年（一八一三）十二月二十五日（四歳）

田安德川家三代齊匡の養子となる。

文政三年（一八二〇）六月五日（十一歳）

元服。十一代將軍家齊の偏諱を与えられて「齊莊」と名乗り、従三

位中将兼右衛門督に叙任される。

文政五年（一八二二）正月三日（十三歳）

斎号を「知止」とする。

文政九年（一八二六）二月十八日（十七歳）

田安德川家三代齊匡の七女・貞愼院猶姫（二十歳）と婚礼を行う。

文政十二年（一八二九）七月九日（二十歳）

参議に叙任。右衛門督は旧のまま。

天保七年（一八三六）八月二十一日（二十七歳）

田安德川家四代を継承する。

天保八年（一八三七）八月二十三日（二十八歳）

権中納言に叙任する。

天保十年（一八三九）三月二十六日（三十歳）

尾張徳川家十一代齊温（十一代將軍家齊十九男）の歿後養子として同家

十二代を継承。同年十二月二十二日、従二位権中納言に叙任。

天保十一年（一八四〇）二月四日（三十一歳）

名古屋初入国。（正月二十三日江戸出立、二月四日名古屋到着。）

三月十五日名古屋出立、三月二十六日江戸参府。名古屋滞在四十二

日間。

天保十四年（一八四三）六月二十五日（三十四歳）

二度目の名古屋入国。（六月十五日江戸出立、六月二十五日名古屋到着。）

九月二十一日〜九月二十四日 岐阜御成を行う。

十月一日〜十月六日 知多巡覧を行う。

十一月二十一日〜十一月二十三日 犬山御成を行う。

天保十五年（一八四四）二月二十五日（三十五歳）

名古屋出立。江戸参府。名古屋滞在二百六十六日間。

弘化二年（一八四五）七月六日（三十六歳）

逝去（実際は七月二十日歿）。諡号「大覚院殿性譽道隆源懿公」。建中

寺（現・名古屋市中区）に葬られる。

齊莊の藩主在職期間は天保十年（一八三九）三月二十六日から逝去する弘

化二年（一八四五）七月六日（実際は七月二十日歿）までのわずか六年余のため、

天保十一年と同十四年の二回しか御国入りを行っていない。しかも一度目の名古屋滞在はわずか四十二日に過ぎず、尾張藩主として恒例となっていた領内御成・巡覧は、二度目の天保十四年に行われたのみである。「岐阜」と「知多」は齊荘にとって最初で最後の御成・巡覧記録でもある。

齊荘は天保十四年十一月二十一日から十一月二十三日にかけて附家老・犬山成瀬家八代正住の居城がある犬山への御成も行っているが、この犬山御成に関する紀行文は確認されていない。「岐阜」・「知多」以外の写本が確認されていない事実を踏まえ、犬山御成の紀行文は作成されなかった可能性が高い。「金鱗」でも「岐阜」・「知多」の掲載に続き、犬山御成を一行箇条書きで記すのみである。このこともまた、犬山への御成紀行文が執筆されなかった傍証となろう。

なお、岐阜御成と知多巡覧については、「御小納戸日記」によって「岐阜」・「知多」を補完することができる。天保十四年分七冊の内、岐阜御成は「尾州御小納戸日記 三 天保十四年九月〔以下「御小納戸三」という〕に「岐阜御成一巻」が、知多巡覧は、「尾州御小納戸日記 五 天保十四年十月」〔以下「御小納戸五」という〕に「知多郡御巡覧一巻」が収載されている。また、犬山御成についても「尾州御小納戸日記 六 天保十四年十一月〔以下「御小納戸六」という〕に「犬山御成留」を納める。

三 「夏の日国に帰の記」 概説

江戸から名古屋へ東海道中各所で詠んだ和歌四十三首・俳句二句を載せる歌紀行文である。天保十四年（一八四三）六月十五日の「辰の時過」（午前八時頃）に江戸市ヶ谷上屋敷（現・東京都新宿区）を出立した際、「物見」より

「簾中」〔貞慎院猶姫・一八〇七〜七二〕らが出立の様子を見ていたことが記されており、第一首は簾中に捧げる和歌である。

紀伊藩赤坂上屋敷（現・東京都港区）前を通過する際に、齊荘の行列を屋敷内から「透見」している者がいたことを記した後、赤坂氷川神社（現・東京都港区）での祭礼についても触れている。当時の赤坂神社祭礼は丑・卯・巳・未・酉・亥年の六月十五日に隔年開催¹⁴されていた。当年は卯年である。この時、神社の位置を「東なる」としているため、赤坂より六本木方面へ出て高輪へ下る行程を取ったことになる。

品川宿で小休止し六郷渡（現・東京都大田区）で多摩川を渡河したが、風が強かったとあり、川崎宿（現・神奈川県川崎市川崎区）で昼飯を取った後、雨が降り出したことを記す。鶴見橋を渡り神奈川宿で「亀の子」という菓子を知った。「亀の子」とは二〇〇五年まで同所若菜屋で製作・販売されていた浦島太郎伝説に基づく「亀の甲せんべい」という菓子で、江戸時代には広く神奈川名物として知られていた¹⁵。

保土ヶ谷宿（現・神奈川県横浜市保土ヶ谷区）でも小休止したが、またしても夕立に会い、酉の刻（午後六時頃）に戸塚宿（現・横浜市戸塚区）に着いて初日の宿泊地とした。約四十軒以上の行程である。夜になってまた雨が降り出したと記す。

二日目（六月十六日）は、卯の刻（午前六時頃）に出立する。本日は晴れて富士が見えたとある。藤沢（現・神奈川県藤沢市）を過ぎ馬入川（相模川）を渡って平塚宿（現・神奈川県平塚市）で小休止するが、先の酒匂川での増水情報もたらされた事で、「いまた日も高さ」時間帯だが、大磯宿（現・神奈川県大磯町）で宿泊することとなった。それでも戸塚宿より約二十五軒の行程である。本日は嘉祥の日のため、近辺で作られる粗末な「もちひ」で祝い

の代替としている。

三日目(六月十七日)も卯の刻(午前六時頃)に大磯宿を出立し、増水した酒匂川を越えて二宮の梅沢(現・神奈川県二宮町)を過ぎ、小田原宿(現・神奈川県小田原市)を宿所とする。約十六軒ほどの行程だが、次の箱根山越えのために、余裕をもった行程にしたと思われる、まだ日が高いので、歌枕の名所・小洵綾の浜へ赴いたと記す。

ただし、小洵綾の浜は現在の大磯町から二宮町にかけての海岸で、酒匂川の東側である。記述通りならば齊莊が赴いたのは小田原城南の海岸となるため、前日の大磯宿に宿泊した時の記憶違いか、または小田原の浜を誤認したかのどちらかである。後述するように、一連の著作には齊莊の記憶違いの箇所が散見されることから、小洵綾の浜への来訪は前日の可能性が高い。

四日目(六月十八日)は、夜明け前に出立したようで、「竹に火をともして」の箱根路進行であった。箱根の「山中」・「三ツ屋」で小休止して、富士山が見え隠れする不安定な雲行きの中、三島宿(現・静岡県三島市)で小休止して宿の杜若を愛でた後、沼津宿(現・静岡県沼津市)を宿所とする。この日は約五十軒近い行程であった。

五日目(六月十九日)も卯の刻(午前六時頃)に沼津宿を出立する。原宿(現・静岡県沼津市原)では富士山が見えず、同所の「賤か家」に咲く「木槿」を愛で、吉原宿(現・静岡県富士市)で昼食を取る。富士川も増水していたため船で渡河する。この時に雲間より富士山が見えたと記す。富士川西岸の岩淵(現・富士市岩淵)より無名の坂を経て田子の浦を望んだと記す。この坂は、おそらく現在の富士市中之郷地区から蒲原に下る坂の事を指すと考えられる。蒲原宿(現・静岡市清水区)より由比宿(現・静岡市清水区)を経て由比

南の倉沢で海士漁を見た後、薩埵峠(現・静岡市清水区)を越えて興津宿(現・静岡市清水区)に至る。本日も四十五軒近い行程であった。

六日目(六月二十日)は、まず興津宿北にある清見寺へ参詣して三保の松原や東方の浮島ヶ原、西方の久能山を遠望した後に立立し、江尻宿(現・静岡市清水区)で梶子の花を愛で、草薙付近の小吉田(現・静岡市清水区)で「主すし」を堪能する。安部川を渡河して丸子宿(現・静岡市駿河区)で昼食を取り、宇津谷峠(現・静岡市駿河区・静岡県藤枝市)を越え、岡部宿(現・藤枝市岡部町)に至る。岡部宿南の朝比奈川に架かる横内橋で早咲きの萩の花を手折って愛で、藤枝宿(現・藤枝市)を宿所とする。本日は四十軒弱の行程である。

七日目(六月二十一日)は、藤枝宿を出立し、島田宿(現・静岡県島田市)で小休止して大井川を越える。風もなく「やすく」と越えたと記す。金谷宿(現・島田市)を過ぎ、歌枕の名所・小夜の中山(現・静岡県掛川市)の夜鳴き石を見て、日坂宿(現・掛川市日坂)を経て掛川宿(現・掛川市)を宿所とする。本日は三十軒弱の行程である。

八日目(六月二十二日)は、掛川宿を出て袋井宿(現・静岡県袋井市)・見附宿(現・静岡県磐田市)を過ぎ、天竜川東岸の古宿・池田宿(現・磐田市)に着く。雨雲は晴れて天竜川を越え、浜松宿(現・静岡県浜松市中央区)を宿所とする。本日も三十軒弱の行程で終わる。

九日目(六月二十三日)は、浜松宿を出立するも、東海道を通らずに北上して姫街道を進む。三方ヶ原古戦場(現・浜松市中央区)から浜名湖北を進み、引佐峠(現・浜松市浜名区)を越える。この峠付近の大谷村(現・浜松市浜名区)に「子そたて松」という「めつらしき松」があるので、立ち寄って願掛けを行ったとある。

四 「岐阜の道しるべ」概説

名古屋に入国して三箇月後の九月二十日より、斉荘は岐阜御成を行った。「寅の刻」(午前四時頃)に城を出て、中下門外の堀川に繋がる大幸川の大幸橋(現・愛知県名古屋市区城西)を渡って美濃路を進んだ。大幸橋を渡る時、南側の朝日橋を見て一首読むも、本冊を通して斉荘作の和歌は十三首しか無く、古典ゆかりの地の地誌解説に力点を置く構成となっている。

尾張地域に関する引用古典は、『尾張名所図会 前編』⁽¹⁸⁾掲載の古典と概ね一致しているため、斉荘が同書を参照していた可能性は考えられる。ただし、同書未掲載の古典引用もあり、同書のみには依拠したわけではない。

また、同書は天保十五年二月の刊行であるため、刊行前に斉荘は同書を手に入れていたことになる。刊記によれば同十二年十一月には脱稿されているため、編纂者の一人である尾張藩士・岡田啓か小田切春江などを通じて献上が行われていたのだろうか。想像をたくましくするならば、同書の記述に触発されて、岐阜御成の過程で古の歌枕の地を確認したとも考えられる。

最初の由緒地は、菊理姫命を祭神とする白山榎権現(現・名古屋市区押切)の先にある清音寺(現・名古屋市区枇杷島)である。平清盛によって尾張国へ流された太政大臣・藤原師長と、彼の侍妾・井戸田村長の娘との悲恋伝説に関わる寺院で、枇杷島地名の発祥となった侍妾入水の地に建立された侍妾の供養寺院である。師長が形見として侍妾に渡したという「白菊」の琵琶(現・皇居三の丸尚蔵館蔵)は、この当時、名古屋城にあったと記されている。本来「琵琶嶋」だったが、いつの間にか「枇杷嶋」と名が変

わってしまったことを残念に思い、また「琵琶嶋」に戻してほしいとの心情が述べられていることは興味深い。

伊奈備前守忠次による慶長十三年(一六〇八)の備前検地時に設けられた二ツ塚(現・愛知県清須市西枇杷島町)の由緒や、尾張藩勘定奉行だった水野千之右衛門によって、庄内川の洪水対策として天明五年(一七八五)より三年かけて開削された新川の由緒に触れて水野の功績を讃えつつ、清須(現・清須市)の有力者・早川清太夫邸に入る。この邸よりやや離れて「川の亭」があり、ここより右に五条橋が見えたところなので、同橋よりやや下流に亭はあったと思われる。なお、「御小納戸三」では、清須に着く前に下小田井村(現・清須市西枇杷島町)の矢橋吉右衛門邸で小休止したことになるが、この記述は「岐阜」には無い。

清須では、同所に因む正徹『慰草』の歌や、『宗長日記』掲載連歌の発句を引用し、御園神明神社(現・清須市一場)や、現存する長光寺六角堂(現・愛知県稲沢市六角堂東町)の由緒を記しつつ、宮重の名産である蘿蔔(大根)のことに触れ、往時の守護所・下津(現・稲沢市下津)で飛鳥井雅世著『富士紀行』や、堯孝法師著『覽富士記』の歌を引用している。

この後、「御小納戸三」によれば一宮(現・愛知県一宮市)へ向かい、赤池村(現・稲沢市赤池町)の安藤助十郎邸で小休止しているが、「岐阜」にはこの記載は無い。また、「岐阜」では一宮手前の妙興寺(現・一宮市大和町)へ立ち寄り、各種の古典籍所蔵に興味を示したものの、時間が無いので休憩だけに留めたと記すが、「御小納戸三」では、往路ではなく復路において妙興寺を「御通抜」したとあるため、この部分は斉荘の記憶違いである。

妙興寺北の牛野(現・一宮市牛野通付近)で、堯孝法師著『覽富士記』の歌を引用しつつ、一宮の地藏寺(現・一宮市北園通)を経て尾張国一宮・真清田

神社(現・一宮市真清田)へ至り、神主職の佐分但馬守清伯(一七七八〜一八五二)邸で昼食を取る。なお、「御小納戸三」では地藏寺立ち寄りの記述が無いので、門前を通過しただけかもしれない。佐分邸では、赤染衛門や阿仏尼著『十六夜日記』の歌を引用する。佐分邸では清伯による献歌に対し、斉荘が返歌を贈っている。「岐阜」で斉荘への献歌が載せられるのは、この一首のみである。「御小納戸三」では真清田神社に参拝し、「社内」を「御覧」になったとする。

酒見神社(現・一宮市今伊勢町)を経て、歌枕の地・黒田の里(一宮市木曾川町黒田)では、冷泉為相の門弟・藤原(勝間田)長清撰『天木和歌抄』や正徹の歌を引用する。同じ歌枕の地・玉井の里(現・一宮市木曾川町玉ノ井)は、街道より西方に外れているため、飛鳥井雅世の歌を引用して想いを寄せるに留める。なお、斉荘は酒見神社に「参る」と記すが、「御小納戸三」には酒見神社の記事は無い。また、黒田村の六鹿(虫鹿)常四郎邸で小休止したことが「岐阜」では省かれている。

この後にまた記憶の錯綜が見られ、木曾川渡河後の美濃国伏屋村(現・岐阜県岐南町伏屋・三宅村(現・岐阜市三宅)の由緒と、天正十三年(一五八五)時の洪水で流路変更するまでの美濃・尾張の国境・境川の記述、御成当時は永井肥前守の居城だが、当初は尾張徳川家初代義直の姉で、徳川家康の長女・亀姫が嫁した奥平信昌築城の加納城(現・岐阜市加納)の記述、岐阜の由緒と岐阜城下町木戸の笠木の由来などを記した後に、また木曾川北岸の円城寺(現・岐阜県笠松町円城寺)に戻って、木曾川渡河の記事を載せる。

木曾川渡河後、円城寺の野垣源兵衛邸で小休止し、「茶亭」でもてなしを受けた。「御小納戸三」では、渡船場で「魚簾」を観覧したとも記されている。木曾川渡河後は美濃路では無く、美濃路東方の地元では御成道と

称する現在の国道二十二号線と重なる道を北上していることは、御成道沿いの伏屋村・三宅村の記述があることから推察できる。細畑(現・岐阜市細畑)にある両天橋が境川に架かる御成道上の橋であり、現在、その南北に接続する部分のみが唯一、旧道の面影を留めている。

両天橋の北で中山道に合流した後、中山道を西進し、「御小納戸三」では領下村(現・岐阜市領下)の遠藤重平邸で小休止したことが記され、その後、加納宿に入って城下町北の広江追分で中山道と分岐して北上した。

岐阜の宿は、岐阜町惣年寄を務めた賀島助右衛門邸(現・岐阜市竹屋町)である。岐阜奉行所(現・岐阜市末広町)の門前にあり、奉行所の地にあった岐阜御殿廃絶後は、同家が岐阜本陣として機能した。賀島家には酉の刻(午後六時頃)の到着であることから、名古屋城からの約三十三料の距離をほぼ十二時間で踏破したことになる。

同日夜に斉荘は長良川の鵜飼を堪能した。長良川には「ともし火」を掲げた船が「数千々」、鵜飼の舟が「千を重る」と記述するのは誇張としても、相当数の船が川面を埋めていたのだろう。斉荘の船は金華山北麓の鏡岩付近(現・岐阜市水風呂谷)まで上って鵜飼を観覧し、その様を「人にかたるともかたりもつくさし筆にうつす共筆にも及はぬは此夜のけしきにそありける」と最大級の賛辞を送っている。また、河原では供の者も含めて鮎を食し、月明かりに照らし出される金華山の山影と篝火の妙を堪能して、亥の刻(午後十時頃)の帰宿となった。

ちなみに「御小納戸三」によれば、八月二十七日の段階で北方代官からの命として、通常の鵜飼船は通常長良方七艘・小瀬方五艘のところ、御成当日は二十一艘にせよとの通達があり、一艘につき鵜を六〜七羽使うところ、斉荘の眼前で鵜飼を行う従来の十二艘については各船につき十二羽ず

つ、増船された九艘は五羽ずつ遣うようにとの細かい指示が出されている。また、同書では乗船したのは長良川北の上福光村(現・岐阜市長良福光)金右衛門邸としているため、今は失われた古々川筋での乗船が想定される。

二日目(九月二十一日)は、辰の刻(午前八時頃)に賀島家を出て、金華山登山を行った。順徳天皇の歌論書『八雲御抄』や藤原範兼の歌書の考証を引いて、在原行平の歌にある「いなほの山」とは、因幡国ではなく美濃国の金華山ではないかとする説を紹介しつつ、岐阜城の来歴を略説する。

齊荘は当時、岐阜城の大手口と認識されていた「七曲坂」より登山を行い、織田秀信の家臣・津田藤右衛門の屋敷があったとされる「藤右衛門洞」を経て、「大曲」に至った。ここより岐阜の町や長良川が「亥子」(北北西)方面に見えたとしているため、この「大曲」は、「七曲峠」に至る西側登山道の展望地であろう。この「大曲」より先「七曲峠」を越えて東方山麓にある「達目洞」や、「七曲峠」の南尾根上にあった「檜原の砦」のことも触れている。「檜原の砦」は、石田三成の家臣・檜原某が守衛し関ヶ原合戦時に浅野幸長が攻め落したと考証しており、関ヶ原合戦に関する何らかの記録も参照していたことが推測される。

「七曲峠」から「辰の方」(東南東方面)に「鷹の巢山」とあるのは、現在も金華山主峰南東峰続きにある同名の山でよからう。「七曲峠」を登ると「申の方」(西南西方面)に大垣城が見えたとする。「七曲峠」の先にある「武藤峠」なる場所は、「む藤九折」と呼ばれる岩肌の屈曲道で「棧」もあり、織田秀信の家臣・武藤某の砦跡とする。おそらく、「七曲峠」から現在のロープウェイ乗場脇にある百曲道との交差点地点までの中間部に位置し、七曲道脇にある峰状の高まり部分のことであろう。続けて「厩の跡」があつ

たとしている。峰部北の堀切状を呈する平場に、「馬屋」地名が残るため、場所としては符合する。

ただし、それより先に「松田横」という「高き所」という場所は不明である。山上郭にある伝一の門跡南下方の尾根に松田尾砦があり、そこへの道が分岐している箇所とするが、七曲道よりこの峠に繋がる道は現在消滅している。ここより名古屋城や小牧山城が見えたとするので、ある程度、展望が開けた場所だったのだろう。さらに登ると南方に加納城が見えたのである。そして現在、ぎふ金華山リス村となって遺構が大きく改変されている「焰硝蔵」に着くが、この当時はまだ「礎のあと」が残っていたとする。

ここより先は、現在観光開発によって改変著しい部分であるものの、起伏・地形の点においてはやや旧状を遺すことから、往時の景観が的確に描写されていることが判る。「焰硝蔵」の上部には、現在展望施設が設けられている「太鼓櫓の跡」があり、「名のミ残れり」とする。その南下が「一の門」で「大手」とし、その先には現在も残る岩盤を穿った「切通し」があり、「岩石陰阻」と描写する。「下臺所」も現在大きく改変されているものの、その入口である「二の門」は今でも虎口の石垣が比較的旧状を留めており、ここでも「その形今に存せり」とする。「下臺所」より尾根上の「上臺所」への道は、現在は幅広に改変・舗装されてしまったが、当時は「岩石陰阻にして上り下りなやましき道」であったとする。

「上臺所」には岩盤を穿った井戸が二箇所あり、山上にあつて「清水」が湧いていることを「めつらし」とし、「金生水」と称していたとする。ゆえにこの山は「金氣より湧きいつる水」から「金花山」と称したという由来を紹介している。「馬冷場」という水場もあったとする。尾根よりや

や西側に下った場所の、現在井戸跡としてある場所のことであろうか。「上臺所」から「天守臺」までは、鞍部を埋めるように石垣を築いて通路状にした遺構だが、これを「廊下の跡」とし、「天守臺」からの眺めは「世に類し」と絶賛している。

「天守臺」からは北東に長良川を挟んで「雄総村」(現・岐阜市長良雄総)、東方に「鵜沼の山」(現・岐阜県各務原市鵜沼)、東南に「各務野」、遠方に「伊吹山」・「養老の山」・「加賀の白山」・「遠近の山」が見え、名古屋城まで見えたとあるため、天気は良好だったと考えられる。「天守臺」からの眺望箇所についても、古典の知識を披露する。

まず「雄総村」については、藤原(勝間田)長清撰『夫木和歌抄』に「衣笠の内大臣(衣笠家良)の和歌を紹介し、一条兼良著『藤川の記』・清少納言著『枕草子』・著者未詳『大和物語』に記述があることを述べる。「鵜沼」については、『後拾遺和歌集』所載の源重之の和歌、『藤原仲文集』所載の和歌を紹介する。その他、「各務野」が「青野」・「加茂野」とともに「三野」と呼ばれて「美濃」の語源となった由来や、山の北東麓にある「鏡岩」で大坂の陣の後、二代將軍秀忠が「水れん」を行ったこと、「外に絶てなき木」である「カゴの木」が生育していることなどを記す。

「岐阜」には下山行程は記されていないが、「御小納戸三」には百曲口で下山したと記す。続いて岐阜公園ロープウェー乗り場周辺の「千畳敷の跡」を見て、「岐阜の里」での「機織業」を見学した後、「稲葉山」へ登り、桜の木が多かったことを記している。

但し「御小納戸三」では千畳敷の後、「御鮎元」すなわち、御鮎所(現・岐阜市益屋町)へ入って鮎鮎の漬け込み作業を見学し、予定では七曲口の妙照寺(現・岐阜市梶川町)で小休止した後、賀島邸で昼食の予定だったが、

妙照寺で昼食を取り、賀島邸へは寄らずに「御役所」すなわち、尾張藩岐阜奉行所に入ったと記す。ここで機織を見て同奉行所の前身である岐阜御殿の跡を見学した後に、「因幡山」へ登ったとする。同奉行所南に接する伊奈波神社(現・岐阜市伊奈波通)のことである。

岐阜城遺構や金華山周辺地名に関する名称については、徳川林政史研究所蔵「岐阜図」⁽²⁰⁾にも同様の書き込みがあるため、斎荘が記載した名称は当時の認識に基づく名称であり、それが現在にも継承されていることが判る。なお、同図で賀島家は「御宿」と記されている。

三日目(九月二十三日)は、巳の刻(午前十時頃)に出て、城下外の西はずれにある「西かけ所」(現・本願寺岐阜別院「西別院」・岐阜市西野町)に赴き、この庭園にあつた「百枝松」を見学する。次に「木材をなりはひとせる者の家」へ行き茶亭に招かれ、長良川を渡り「笹を家の名とせるもの、別園」で昼食を取ったとする。

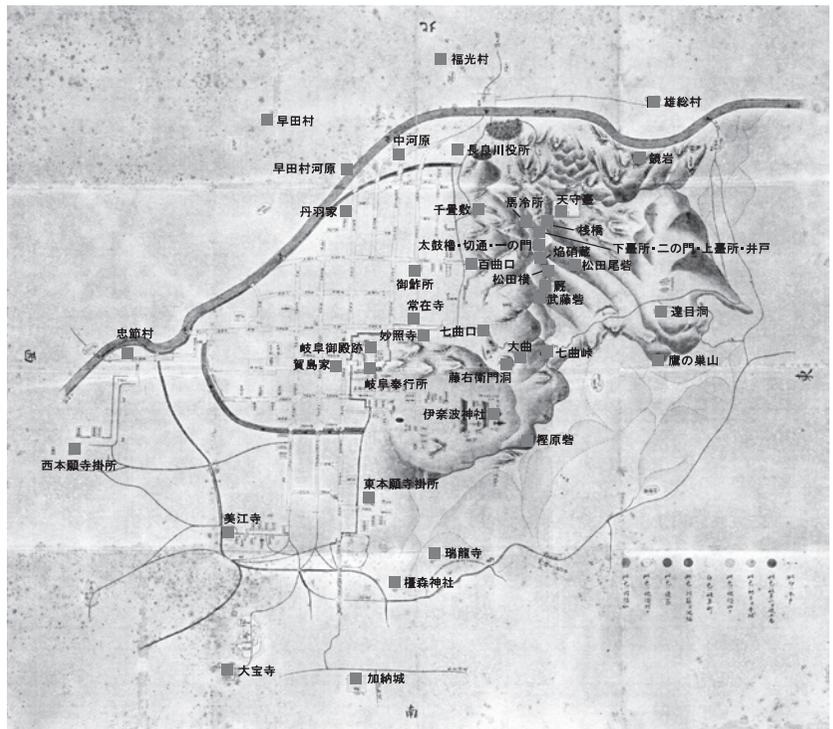
「御小納戸三」によれば、「木材をなりはひとせる者」は材木町の丹羽与惣右衛門、「笹を家の名とせるもの」は上福光村の金右衛門とする。金右衛門邸の「高との」には文台・短冊が用意されていたため、ここでも一首を詠む。「高との」の向かいにはこの別園の亭主の家があり、「いとこけむしてひなひたる」茶亭に興をそそれ、また長良川を渡るが、その際に「鵜遣ふものとも」が鵜に餌をやるのを見て、「手いなつり」という鵜飼漁も見学して、賀島家へ戻った。

「御小納戸三」では複雑な書き方となっており、上福光村金右衛門邸より船で忠節村(現・岐阜市忠節町)辺に行つて岐阜町人横山七右衛門が「大網」、忠節村の者が「ていな釣」を披露したとするが、「ていな釣」は早田村河原で見たとも記しているため、このあたりの行程がよく分からない。

忠節村堤で陸地に上がり、以後「因幡山」に入って所々「御覧」になった後に宿へ戻ったと記す。

四日目(九月二十四日)は「寅の刻」(午前四時頃)に賀島家を出立し、木曾川を越えて黒田村の善龍寺(現・一宮市黒田東町)に立ち寄る。「御小納戸三」には行きと同様に黒田村の六鹿(虫鹿)常四郎邸で小休止したと記す。「岐阜」には、この後の行程で記憶違いの記述があり、一宮の妙興寺を「過ぎて」、行きと同様に真清田神社宮司の佐分但馬守清伯邸で昼食を取ったとするが、岐阜方面からの行程ならば、佐分邸は妙興寺の手前である。そして「申の刻」(午後四時頃)に名古屋城に到着した。

最後に岐阜の感想を述べている。当初、斉荘は岐阜のことを「ひなひたる地」であり、「何なくさむるもあるまし」と、田舎扱いしていたが、実際に来てみれば「街の家々はつきくしく」、「いつれもにきはしたり」で、家ごとに「茶亭」を設けるなど、「興さらに尽す心をのこすはかりなり」と評価が一変したことを記す。



挿図2 「岐阜の道しるべ」 岐阜町周辺関係地点(「岐阜図」〔徳川林政史研究所蔵〕を基に作成。)



挿図3 「岐阜の道しるべ」行程図

五 「知多の枝折」概説

岐阜御成から帰って一週間後の十月一日より、齊荘は知多半島の巡覧に出かけた。「知多」には齊荘の和歌十八首・俳句二句を載せる他、献納された和歌も八首載せており、本書もまた他の二書と趣を変えている。

出発は「卯の刻」(午前六時頃)で当初は時雨れていたが、やがて晴れになったと齊荘は記すものの、「御小納戸五」では「終日雨天」としている。

「四時」(午前十時頃)に山崎村(現・名古屋市区南區呼続)の名主・山崎徳左衛門邸で小休止する。「知多」には「茶亭」に招かれ、ここに文台に色紙・短冊が用意されていたことが記されており、山崎の歌への返しとして、一首・一句を贈ったことが記されている。

次に鳴海(現・名古屋市区緑区)へ向かい、「御小納戸五」には「九時二寸前」(午前十二時前)に下郷次郎八邸に入って昼食を取り、「九半時」(午後一時頃)に出発したとある。水主池(現・名古屋市区忠治山)に幕を張って小休止し、現在師崎街道と呼ばれる知多半島東側の道を南下して、村木村(現・愛知県東浦町森岡)の小嶋源助邸で小休止した。ここでも茶亭に招かれ、床に板硯・色紙・短冊が用意されていたので、一首詠んで小嶋へ贈っている。

初日の宿は緒川の善導寺(現・愛知県東浦町緒川屋敷)で、「六時二寸廻り」(午後六時過)「御小納戸五」に到着した。この寺の聞慶という老僧が三百献歌したのに応え、齊荘は周囲の卯の花の里に因む歌を贈っている。また、「御小納戸五」には、この時に地元の人による「獅子舞」が披露され、地元の人も拝見し、齊荘自身が行った「御投物」の際に、地元民一同で拾ったと記されている。齊荘が宿泊した書院は善導寺境内に現存している。

二日目(十月二日)は「卯中刻」(午前七時頃)「御小納戸五」に出発し、藤江村(現・東浦町藤江)の久松市左衛門邸に「五時五寸廻り」(午前九時頃)「御小納戸五」に着いて小休止し、「九時四寸前」(午前十一時半頃)「御小納戸五」に亀崎村(現・愛知県半田市亀崎町)の間瀬長左衛門邸に着いて昼食を取った。「知多」にはこの家の「高との」が上がって、海を見渡し、浦での漁労を観覧したと記す。「御小納戸五」によれば、「濱端」、すなわち海岸べりの「別荘」へ移り、この二階より漁労観覧を行ったとする。この時も地元民に対して「御投物」を行った。そして次の乙川(現・半田市乙川)の善次郎邸まで「御歩行」で移動し「七時二寸前」(午後三時半過)「御小納戸五」に着いたと記す。

なお、「御小納戸五」には道中で「御鷹御遣ひ」をしながら移動したと書かれているので、鷹狩も併せて行ったと思われる。ちなみに「知多」では間瀬家別邸から「伊勢路の山々」が見えたとするものの、この場所からは三河湾しか見えないため、渥美半島の山々を誤認したと思われる。二日目の宿は半田村(現・半田市)の中野半六邸で、「七半時四寸廻り」(午後五時半頃)「御小納戸五」に到着した。中野が献歌した和歌が「知多」に記されている。

三日目(十月三日)は、「六時四寸廻り」(午前六時半頃)に出発し、「長森」で小休止をした。この地名は現在失われているが、「御小納戸五」では半田より一里十六町ほどの場所、「大足村」(現・愛知県武豊町中央部付近)の地内とする。「知多」にはこの近辺で鷹狩を行ったことが記され「本邸」より賜った「館疇」と名付けた鷹が見事に鶴を捕らえたことが記されている。「御小納戸五」によれば、その場所を「長尾か臺」とする。名鉄知多武豊駅西側、武豊町役場のある地は「長尾山」の小字名が残るため、地理

的に見てこのあたりの可能性がある。

「御小納戸五」には布土(現・愛知県美浜町布土)の稲生茂助邸に「九時四寸廻り」(午後十二時半過頃)に着いて小休止しているものの、「知多」には単に「布土の里に少しくいこひて」とするのみである。昼食は「八時壱寸廻り」(午後二時過頃)に着いた河和村(現・美浜町河和)の水野惣右衛門屋敷で取った。水野惣右衛門は河和城主水野家の末裔で、尾張藩では二千石を領する藩士であるため、「御小納戸五」には屋敷での御目見・献上儀礼に関する記録が収められている。また、「知多」には同道した鷹匠に対し、鶴の捕獲を「格別」のこととして賞し、盃の下賜を行ったことが記される。

水野家屋敷を「七時」(午後四時頃)に出て、「御小納戸五」では河和より「沓里九町程」とする乙方村(現・愛知県南知多町豊岡)地内の「岡坂山」へ登り、幕を張って小休止したことが記される。現在、この山の名は伝わっていないため、正確な場所は分からないが、師崎街道が山間部を経由する現・南知多町大井付近の山と推定できる。ここの小字・上苗代の山には後に大井烽火台が設けられ、知多半島の海防情報の通信手段拠点となっていた他、烽火台南方の小字・東園付近からはなだらかな坂の先に三河湾を遠望できるため、地理的にみてこの山付近である蓋然性は高い。「知多」では「岡坂山」より「富士の芝山」を見たとするが、この付近から富士山の眺望例は、現時点ではまだ確認されていない。

次に「大井村」(現・南知多町大井)を過ぎて、「御小納戸五」では「片名村」(現・南知多町片名)地内の「ヒエ狭間」で幕を張って小休止し、「山路を登りくたりしつゝ」、師崎の千賀与八郎屋敷(現・南知多町師崎的場付近)に「六時三寸廻り」(午後六時半前・「御小納戸五」)に到着した。この「ヒエ狭間」の地名も現在残っていないが、南知多町片名の成願寺前に「稗田」の小字

名があり、谷戸地形になっていること、「岡坂山」より「三十町程」の距離とする「御小納戸五」の記録とも符合するため、この付近である可能性は指摘できる。

千賀家も尾張藩士であるため、水野家と同様の御目見・献上儀礼が行われたことが「御小納戸五」に記されている。なお、片名村でも「漁獵」の観覧が行われる予定だったが、通行が「暮合」に及んだため、中止になったことが付記されている。

四日目(十月四日)は、「六時五寸廻り」(午前七時前頃・「御小納戸五」)に千賀家屋敷を出立し、門前の「濱端」において「御留駕」すなわち、乗物の中より「漁獵」と「鯨付」を見た「御小納戸五」には記される。現在の師崎港付近のことであろう。この様子は齊荘にとつて感慨深かつたらしく、「知多」においても漁民の祝い歌や祝賀の様子、再び出獵に至る様について紙面を割いて記述する。

次に西へ進み「辰の刻過る頃」(午前八時頃)に千賀屋敷西側の日和山(現・南知多町師崎字日影)へ登る。「御小納戸五」では「唐船見張番所」とする場所において「嶋々」を「御遠覧」したとする。「知多」には三河湾の日間賀島や篠島・亀島・鼠島の他、三河の山々・富士山を遠望したとする。地理的に富士山が見える位置だが、現在でも確認例が無いため、実際に富士山が見えたのかは疑問である。しかしながら、その眺望については「いはんかたなく筆にも及びかたきなかめなり」としており、齊荘にとつては満足のいく眺めだったようである。

日和山を下りた後、西へ進み須佐村(現・南知多町豊浜)の正衆寺に入り小休止したことは「御小納戸五」にのみ記される。「知多」では須佐の入江の波打ち際で、岩に根を張った「恵比寿まつ」を見て歌を詠んだことが記

されている。次の小休止は久村(現・南知多町山海)の内藤傳兵衛邸のため、師崎からは現在の常滑街道を北上したと考えられる。

東端村(現・南知多町内海)の前野小平治邸に「九時三寸廻り」(午前十二時半前頃・「御小納戸五」)に着いて昼食を摂り、「九時半三寸廻り」(午後一時半前頃・「御小納戸五」)に出发する。「知多」に記載は無いが、この先、「小野浦」(現・美浜町小野浦)で「漁獵」を観覧し、「柿並村」(現・美浜町野間)の「大坊」大御堂寺に「八半時式寸廻り」(午後三時過頃・「御小納戸五」)に到着した。

大御堂寺では現在、国指定重要文化財となっている寺第一の什宝「絹本着色義朝最期図」・「絹本着色頼朝先考供養図」二幅対の絵解きを受けた。

この二幅対は藩祖義直の寄進で、狩野探幽十八歳の作とする絵解き台本の記事も記録する。同寺門前の源義朝の首を洗ったという血の池や、義朝塚の他、織田信孝墓・池禅尼墓・義朝の郎党である鎌田政清の墓を僧侶の案内で参拝し、野間の浜で獲れる甲羅が人面状に見える長田蟹についても説明を受けたようで、この蟹についても触れている。

大御堂寺の後は上野間(現・美浜町上野間)の大仙寺に「七半時式寸廻り」(午後五時過頃・「御小納戸五」)に着いて小休止し、次で大谷村(現・愛知県常滑市大谷)の来應寺でも小休止した後、「六半時」(午後七時頃)に常滑の正住院(現・常滑市保示町)に到着した。

五日目(十月五日)は、「御小納戸五」によれば正住寺の書院縁側において、常滑焼職人による焼物作りを観覧した。「知多」には「此寺の園にそのもふけ」としているため、おそらく器形成の様子を実演したのでであろう。INAXライブミュージアム(常滑市)の解説によれば、この時齊荘に技を披露したのは二代目伊奈長三郎(一七八〇〜一八五七)という。

また、成岩(現・半田市)で「住米をなりわひとせるものの母」という人物が、齊荘に歌を献じたことも「知多」に記される。その後、職人たちに「御重詰 御菓子」を下賜して、「御小納戸五」では「六半時」(午前七時頃)、「知多」では「辰の時過る頃」(午前八時頃)に出发したとする。

なお、同寺には文政九年(一八二六)建立の大書院と建立時不明の茶室には、天保八年(一八三七)の落款がある高久隆古(一八〇七〜五七)の障壁画が現存しており、齊荘来訪時の空間が遺されている。他にも寛政八年(一七九六)建立の本堂、文政四年建立の玄関、同九年建立の六角堂も齊荘来訪時に存在した建造物である。

次に常滑焼の「竈」がある丘に登って数々の「すえもの洞のとき」窯を遠望している。行程的にみて現・常滑市栄町で「やきもの散歩道」として整備されている岡であろうか。そして大野(現・常滑市大野)の平野彦左衛門邸に「四時」(午前十時頃・「御小納戸五」)に着いて昼食を取った。

この平野邸は大野御殿と称する尾張藩の御殿施設だったが、齊荘来訪時点では尾張藩の資金援助は停止されていたため、御殿は大破した状態だった。そのため、齊荘の来訪に合わせて平野家による自普請で修繕し、齊荘の来訪を迎えていた。²²藩としては公的運営を終了した扱いだったためか、「知多」では「御殿」の表記は用いていない。

平野邸より海原を見て、齊荘は眼前の浜を「衣の浦」と認識し、歌を詠んでいるが、西行の歌枕の地として名高い衣浦は知多半島の東岸であって、眼前の浜は潮湯治の名所・大野海岸(現・常滑市大野町)愛知県知多市大草付近)である。これは単なる齊荘の誤認と思われる。平野邸は「九時三寸廻り」(午後十二時半頃・「御小納戸五」)に出发した。

北山長浦(現・知多市長浦)で小休止し、古見村(現・知多市新知)の成瀬半

太夫屋敷へ「八時式寸前」(午後一時半過頃・「御小納戸五」)に到着した。成瀬半太夫は河和水野家や千賀家と同様に、尾張藩の有力藩士だが、「御小納戸五」においても単に小休止したとするのみで、水野・千賀両家で行ったような儀礼行為は行われていない。

横須賀(現・愛知県東海市横須賀町)の宿所である村瀬彦助邸には「八時半四寸廻り」(午後三時半過頃)に到着し、表店の二階へ通され、横須賀町民による「万歳」を鑑賞した。齊荘は興をそそられたようで「知多」においても紙面を割き、「いと興あり」と記している。その後、村瀬邸の二畳中板の茶亭へ通され、ここにも文台・硯・短冊が置かれていたため、一首・一句を詠じている。

「知多」ではこの後に近くの大教院(現・東海市横須賀町)へ赴き、境内の琴弾松を見て一首詠み、遠方にみえる業平塚(現・東海市富木島町)に対しても歌を寄せている。ただし、横須賀付近から業平塚まで直線距離で三軒あり、簡単に視認できる距離では無い。今川義元の胴を葬ったとの伝承がある今川塚(現・東海市高横須賀町)が、横須賀の北東五百米程の距離にあるため、この塚と混同した可能性はある。あるいは、翌日に業平塚付近を通行した際の記事を、記憶違いで前日の記事した可能性もあるが、琴弾松・業平塚についての記載は「御小納戸五」に見られないため、いずれとも断定できない。

六日目(十月六日)は、「六時三寸廻り」(午前六時半頃・「御小納戸五」)に村瀬邸を出立し、「知多」に記載は無いが、「御小納戸五」では道中「御鷹御遣ひ」を行いながら平嶋村(現・東海市荒尾町)の孫右衛門邸に五時(午前八時頃・「御小納戸五」)に着いて小休止した。「御小納戸五」では、この後に旧大高城跡(現・名古屋市区大高町)の一画に設けられた志水小八郎屋敷を

「御通抜」したと記す。

大高村(現・名古屋市区大高町)の山口源兵衛邸に「九時四寸廻り」(午後十二時半頃・「御小納戸五」)に着いて昼食を摂り、鳴海を経て往路と同じく山崎村の山崎徳左衛門邸に「八時式寸廻り」(午後二時半前・「御小納戸五」)に着いて、再び茶亭へ通された。巡覧初日に山崎へ贈った歌がすでに軸装されて床に掛けられており、再び山崎より歌が献じられたことから、齊荘は改めて返歌を贈っている。

山崎邸を「八時四寸廻り」(午後三時前・「御小納戸五」)に出立したとあるため、山崎邸での滞在はわずかの時間であり、「酉の時過るころ」(午後六時過頃・「知多」)に名古屋城へ帰城した。名古屋城から知多半島先端の師崎まで約六十五軒であり、往復約百三十軒を五泊六日で走破している。道中、地元民の生業観覧や鷹狩を行う道中であつたため、一日平均二十二軒強と、岐阜への道中に比べて緩やかな行程だった。

六 犬山御成概説

齊荘の天保十四年中の行動で、歌紀行文がない犬山御成については、池ノ谷匡祐氏による先行研究²³⁾があり、四代吉通時の御成との比較において、齊荘による犬山御成の分析を行っている。齊荘の御成は、延享四年（一七四七）の八代宗勝以来約百年ぶりの御成であり、尾張徳川家の家督相続をめぐる家中の反発に対し、その改善を試みる齊荘の意思が働いたとの仮説を提示している。ただし、藩財政の逼迫や前年に罹災した犬山城松之丸御殿の復旧事情に配慮して「諸事手軽」の立ち寄り形式での御成としたが、吉通時とは異なり旅程を二泊にして成瀬家との親交を深める機会を増したと分析している。

齊荘の犬山御成の内容については、「御小納戸六」を基にした池ノ谷匡祐氏の論考に詳しいため、詳細は同論考を参照していただくとして、以下、その概略を記述する。同年十一月二十一日卯の中刻（午前五時頃）に名古屋城を出立。名古屋城下志水町（現・名古屋市北区清水付近）より上街道を「放鷹」しながら北上し、味鏡原新田（現・愛知県春日井市味白山町付近）新次郎邸で小休止する。小牧御殿（現・愛知県小牧市小牧）で昼食を取る。小牧御殿は天明二年（一七六五）に荒廃したという記録はあるが、御殿守である江崎家によって何らかの維持管理を行っていたことが判る。

小牧御殿を八半時（午後三時頃）に出入し、楽田村の永泉寺（現・愛知県犬山市裏之門）で小休止した。犬山城主「成瀬隼人正」（八代正住）は、楽田村北の羽黒村（現・犬山市羽黒）まで出迎えに赴き、先導して犬山城へ向かった。同城の南麓にある宿所の松之丸御殿には「七半時杓寸廻り」（午後五時頃）に

到着。一旦休息した後、夕食の後に成瀬や家中との対面・盃の儀といった政治儀礼が行われた。

二日目（十一月二十二日）は、五時（午前八時頃）に出入。榊門・内田門を抜け丸山下（現・犬山市白山平）で「赤絵焼竈場」を観覧した。犬山焼の窯元尾関家のことと思われ、前年の大火で丸山下へ移転した直後の来訪であった。齊荘来訪時の主屋が現存する。ここでは自ら製作及び赤絵付けをした他、製品の買い上げも行ったと記される。ただし、七代尾関作十郎である尾関立志氏の指摘によれば、北方の日本モンキーパーク付近にあった窯場への来訪である可能性もあるという。次いで「継尾観音」（継尾尾観音と称される寂光院（現・犬山市継尾）へ参詣して小休止の後、松之丸へ戻って昼食を取った。

昼食後、本丸へ移り天守を巡覧する。次いで天守東側の「七曲埋門」より北麓へ下って木曾川を渡河し、対岸より犬山城を遠望。「鵜飼屋渡」（現・岐阜県各務原市鵜沼小伊木町）犬山市西古券）で乗船して、城下西部の「鵜飼屋町」（現・犬山市西古券）で上陸し、城内南西部の「三光寺山」（三光寺御殿）に入った。ここではまず「数寄屋」で成瀬の点前による茶事が行われ、「御披之間」で夕食を取った後、「夜六半時三寸廻り」（午後七時半過頃）に松之丸御殿に戻った。

三日目（十一月二十三日）は卯の中刻（午前七時頃）に松之丸御殿を出立。行きと同様、楽田村の永泉寺で小休止し、各所で「鳥附」や「御捉飼」を行いつつながら、小牧の西源寺前（現・小牧市小牧）で行列を整えて小牧山へ登った。下山後九時（正午頃）に小牧御殿において昼食を取り、上街道を南下して名古屋城へ戻っている。

以上「御小納戸六」の記録からは、尾張藩附家老であり筆頭重臣・成瀬

家の居城への御成という面があるものの、他と同様に道中での鷹狩や犬山焼を楽しむなど、齊莊の嗜好も組み込まれており、そういう意味においては岐阜や知多への行程内容と、それほど違わない。

ただし、岐阜・犬山へは「御成」の語を用い、知多へは「御巡覽」とする。この言葉の使い分けは明確ではないものの、池ノ谷匡祐氏の分析では、四代吉通時は犬山城で三献や太刀の献上・下賜儀礼を行っていることから、將軍家の御成と同様の儀礼が尾張家中でも行われていたとし、この儀礼の有無により「御成」か「御巡覽」かの違いがあったと推測する。この見解は概ね首肯できる。齊莊の場合は「諸事手輕」とされ、供の役職人数の内訳や、こういった儀礼は省かれたため、形態的には「御巡覽」だったが、慣例に基づき「御成」と称したのでろう。ただし、儀礼等の有無で言葉の使い分けをしていたとするならば、岐阜では誰に対して御成の儀礼を行ったかという疑問が生じる。齊莊の時代では既に形骸化した行事となっているため、天保十四年時の記録のみで言葉の違いを明確にすることは難しく、初期の事例で検討する必要がある。このことは今後の課題としたい。

おわりに

これまで見てきたように、「齊莊歌紀行文」は、天保十四年（一八四三）に行われた齊莊の行動に伴って詠まれた歌を中心に、歌紀行文としてまとめた歌書である。歴代の中で同様の記録を残した当主は管見の限り確認できないため、事項のみを羅列する公式記録では窺い知れない風景描写や、何より当主の心情が判る貴重な記録である。ただし、齊莊自身はこれらを道

中記録として執筆したわけではないということに留意する必要がある。

「齊莊歌紀行文」は、佐藤豊三氏も指摘するように⁽²⁵⁾紀貫之著「土佐日記」に擬した体裁が取られている。日記的な要素は持つが、それ以上に文芸的色彩の濃い内容となっている。先述したように、「岐阜」と「知多」の行程は、公的記録である「御小納戸日記」によって補完できることで、実際の行動と、「岐阜」・「知多」の記載内容に齟齬、すなわち記憶違い・事実誤認があることが判明する。つまり、両書の記載内容は、正確な記録ではないわけである。齊莊が目指したのはあくまでも古典に倣った歌書の製作であり、記録としての正確性には注意が払われていない。「齊莊歌紀行文」は、齊莊作の文芸作品として評価する事を第一義とすべきで、道中記としての記録性においては、他史料との比較の上において検証を必要とする。

その上で改めて「齊莊歌紀行文」を体系的にみるならば、「夏の日」は自詠和歌・俳句主体、「岐阜」は古典検証、「知多」は文芸交流を含む点にそれぞれの個性を見いだせる。「夏の日」における道中描写は必要最小限であり、特に後半になるに従い、各所における自詠和歌・俳句を主に書き連ねる体裁となる。「岐阜」は、風景描写が細密になると共に、古典引用も各所に見られ、一種の地誌的要素も含む他、自詠以外にも献歌分の記載が見られるようになる。「知多」では「岐阜」と同様の風景描写はあるものの、古典引用は無く、献歌分の記載が増える他、一部ではあるが地元民との交流描写も詳しい。意図的に体裁を変えたのか、結果的になったのかは不明だが、三種三様の体裁は齊莊の歌人としての幅という理解でよいのではなからうか。

なお、「御成」にせよ「御巡覽」にせよ、尾張国主の行事であるため、相応の規模で移動が実施されている。随行する人員について、池ノ谷匡祐

氏は犬山御成で吉通時に約九百人、齊莊時で約千人弱という数字を記録から算出している。「御小納戸三」では岐阜道中の行列書と長良川の乗船行列書、「御小納戸六」では知多への行列書が掲載されており、ある程度の規模は判明する。ただし、一部に人数記述はあるものの、役職のみの記載が主のため、駕籠昇きや道具持ちの役務においては、それに何人が携わったのかの記入が無く、「御小納戸三」からは正確な数は割り出せない。

あくまで役務名及び人配置で見ると、「御小納戸三」の道中行列書には百二十八、同書の長良川乗船行列書では十七、「御小納戸六」では百三の役務名の記載がある。同じ役務か別の役務かの判別が難しい箇所もあるため、この数値は必ずしも正確とはいえないが、相当数の随行があったことは確かであり、「天保十四年殿様知多郡御巡覽御触状」⁽²⁶⁾の中には、宿泊・応接が予定されている村々に対してそれぞれに五百人分の「夜着」・「ふとん」・「敷蒲団」・「膳椀」の用意の令状があり、相当の準備負担が道中村々に課されていたことが判明する。

また、「御小納戸日記」の記載を見ると、行く先々で献上があり、それに対応する下賜はあるものの、尾張家当主を迎えるにあたり村落共同体挙げての接待が行われていることが記されている。岐阜では鵜飼観覧、知多での漁獵観覧や伝統芸の披露などで動員が掛けられた他、馬継の手配もあり、当然のことながら同行する藩士たちの宿所手配といった対応も求められたはずである。岐阜・知多・犬山への巡行は歴代当主が御国入りした際における恒例の行事だが、それを迎える側にとって、その負担は決して軽くは無かったと考えられる。

このことに関しては一例として『御日記頭書四』⁽²⁷⁾にある八代宗勝が就任した元文四年（七三五）の記事が如実に物語っている。

一 此年知多郡為御巡見可被為成之処在々困窮に付諸向御用捨之思召を以当御在國中御延引被仰出

同書の同年三月二十二日の記事では、「前々御領知御收納御不足」のところへ、今回の代替わりにおいて「莫大之御物入」が重なったため、「御領國中一統及困窮」となり、家中に対して「嚴敷御儉約」が命じられている。その上、知多への「御巡見」ともなれば、さらなる疲弊となるため、宗勝初入国における恒例行事は中止となった。

本稿はあくまでも齊莊による文芸作品としての内容紹介と、尾張徳川家当主側の視点でみた巡行実態の考察に留めたが、政治史・地域史の観点で見た場合、領内支配の一形態として別の観点からの評価は必要である。当主が見たのどかな風景・動向の背後にある諸事情を掘り下げない限り、当主巡行の歴史的評価は定まらないであろう。今後の課題としたい。

註

- (1) 歌書一五。桐印籠蓋造箱入。
- (2) 『尾張徳川家初代義直襲封四〇〇年 尾張の殿様物語（徳川美術館 二〇〇七年）』。
- (3) 徳川林政史研究所蔵。尾二七五。天保十四年分全七冊。
- (4) 「知多御道の記写 附 小田切伝之丞（春江）自筆書状 中野半六宛」（写本六）。一冊・一通。外題「知多御道の記」。桐被蓋造箱入。
- (5) 名古屋市蓬左文庫蔵（二七―三三）。一冊。外題「岐阜の道しるべ」、内題「齊莊御道の記」。
- (6) 名古屋市蓬左文庫蔵（旧蓬左一〇―一）。全二十六卷二十二冊（十三・十七・二十一・二十五巻は欠本）。表題に「犬山」とあるが、犬山への御成について

は、御成の日時と犬山城三光寺御殿で詠んだ歌を記すのみである。

- (7) 名古屋市蓬左文庫蔵(三三—三二)。全二百四冊。
- (8) 鬼頭勝之「尾張藩主齊荘の『岐阜の道しるべ』を読む」影印・翻刻及び解説(「私家版 二〇一五年」)。鬼頭勝之「尾張藩主齊荘の『知多御道之記』を読む」影印・翻刻・及び解説(「私家版 二〇一五年」)。
- (9) 『知多郡史(知多郡役所 一九二三年)』引用は、『愛知郷土資料叢書 第九集 知多郡史 中巻』(愛知県郷土資料刊行会 一九七二年)。
- なお、本稿脱稿後、中京大学にも「岐阜」の写本がある旨の指摘を徳川美術館より受けたが、筆者未見のため、情報紹介に留める。
- (10) 『名古屋叢書第六巻 地理編(一) 金鱗九十九之麿 上』(名古屋市教育委員会 一九五九年)。
- (11) 名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第一巻 尾張徳川家系譜』(名古屋市教育委員会 一九八八年)。
- (12) 斎木一馬・岩沢愿彦・戸原純一校訂『徳川諸家系譜 第三』(続群書類聚完成会 一九七九年)。
- (13) 佐藤豊三「尾張徳川家十二代齊荘と茶の湯」(徳川齊荘公と玄々斎宗室)茶道資料館 二〇〇三年)。
- (14) 斎藤月岑著『東都歳事記』六月項 朝倉治彦校注『東洋文庫177 東都歳事記』2 平凡社 一九七〇年)。
- (15) 横浜市神奈川図書館編『資料でたどる亀の甲せんべい』(横浜市神奈川図書館 二〇二一年)。
- (16) 註(11)参照。
- (17) 原史彦「熱田東浜御殿・西浜御殿の成立と終焉及び構造の分析」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五十五号 二〇二一年)。

(18) 『尾張名所図会』上(下巻)(愛知県郷土資料刊行会 一九一九年・一九七三年再復刻)。

(19) 中井均「岐阜城跡」(岐阜県教育委員会編『岐阜県中世城跡総合調査報告書』第二集 岐阜地区 美濃地区)岐阜県歴史資料保存協会 二〇〇三年)。

(20) 図物甲六八四 縦一三三糎・横一三七・五糎。

(21) 「士林沂泗」巻第七十七(名古屋叢書続編 第十九巻 士林沂泗(三))名古屋市教育委員会 一九六八年)。

(22) 原史彦「尾張領内御殿の存亡と機能(上)」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五十六号 二〇二二年)。

(23) 池ノ谷匡祐「尾張藩主の犬山御成」(四代吉通と二二代齊荘の比較を通して)『公益財団法人徳川黎明会編『金鯰叢書—史学美術史論文集—』第四十八輯 二〇二一年)。

(24) 註(22)参照。

(25) 註(13)参照。

(26) 南知多町史編さん委員会編『南知多町史 資料編4』(南知多町 一九九五)年)。

(27) 『名古屋叢書第五巻 記録編(二)』(名古屋市教育委員会 一九七二年)所収。

〔附記〕

本稿執筆において、歌意の確認のため歌人・千種創一氏に貴重な助言をいただいた。犬山焼本窯元尾崎作十郎陶房・尾崎立志(七代尾崎作十郎)氏には窯の来歴の助言及び同家主屋内のご案内、善導寺御住職・坂野幾洋氏と正住院御住職・堀田和秀氏には寺内建造物のご案内の便宜を図っていただいた。末筆ながら記して謝する次第である。

(名古屋城調査センター副所長補佐)

①(表紙・題箋)

「夏の日国に帰の記」

(本文)

水無月望の日辰の時過

る頃市ヶ谷なる屋形を立

出て帰路におもむきたるに

朝より空晴わたりたり

我旅立さまを見むとて

簾中をはしめ物見にて

見立たるを見てよみける

思ひたつ 暑さも

なつの旅衣またくる

はるをとにもまた

なむ

紀伊の物見の前を通るに

透見したるさまなれはよそ

なからわかれをさぐる心にて

旅衣立わかるれと

たますたれこすの

うちとに心へたつな

東なる赤坂のふとうをすき

行にけふなん氷川の神の

祭りとして家ことに幕引

廻して人々競ひつ、いと

いさましさをを見てよみける

夏の日も氷川の

かみの名にめて、
筒も鼓もす、しむる聲

程なく高輪の驛にてよみける

海原や塩風荒て

たつ浪に沖の

かもめの浮しつみつ、

品川の驛にて小休してほともなく

六郷を渡る頃は風いとあらけれ

と船は平にてこえければ

乗合の船路は

あつし 旅衣

川崎の驛にて昼の飯をと、

のへて行程に折ふし雨のふり

出ければ

浮雲にさそはれて

ふる村雨の森のあなたに

薄日さすかけ

鶴見橋を渡りて見るに

鴻の四五羽ほとむれあるを

見て

鶴の名をかりてそ

田居にむれあるを鴻

とハたれもおもはさらなむ

神奈川の驛にて亀の子と名を

よひし菓子ありと聞てたは
むれによみける

萬代の亀の齡の

なくよしみくはしと

いへる人もなきまで

程ヶ谷にいこひて立出しに

俄に夕立のふりけるを見て

夕立の程よく

ふりしほとか谷の

跡よりはる、山の浮雲

酉の時過る頃戸塚の宿につ

きぬまた雨の降出しければ

とりあへず

磯の家の園の

あつさをはらはんと

ふりはへてふる

雨にもあるかな

十六日卯の時戸塚を立出て

しに朝より空晴て不二の

見えければ

空晴て近くも

見ゆる不二の山

ふる郷遠くなりに

けるかも

藤澤南湖を過行ハほと

なく馬入川にいたりぬ此川
を渡りて平塚の宿にて

いこひ大磯のやとりにつきて

聞けハ酒匂川の水増りて

渡りかたければ此大磯の

驛にいまた日も高きにとまりぬ

けふなむ嘉祥の日なるに旅

にしあれはそもふけもなく

此わたりの家にひさくも

ちひをもて人々とらせたり

こやけふの祝井のしるしはかり

をそなしにけり 卯の時過る頃

このやとりを立出 酒匂川に

きて見れば水の勢ひさか

巻かことく是にてハきのふ

とまりしもうへなりとおもひ

酒匂川まされる

水はふる郷にわか

れをしみし人の涙か

梅澤を過て行にた、浪の

音はかり聞えければ

磯近くおとに

たてつ、海面ハはて

にそ見えね浪の白雲

十七日小田原のやとりに着しに

未日も高ければとて小ゆる

きのはまといへる所に行て
そこ爰うち路つ、

足柄の 山見え渡る

うみとりやひく細

船の小ゆるきのはま

いまた明はなれぬころ此や

とりを立出さかねたる

竹に火をともして道を

照らして行つ、箱根の

山を登るに空かき曇り

雲霧ふか、りければ

玉櫛笥箱根も

いたく霧こめて

心あてなる 山たにも

見す

山中の宿に休てよみける

かきくれて

人里遠き山中に

た、こま鳥の聲

のミそする

山中を過てゆくに雲の

はれ間に不二の見えつ また

曇りつ、定なき空を

うち路て

富士の根の見えつ

かくれつ いく度も

おもはせふりの

うき雲の空

三ツ家に休てほとなく三嶋

にてまたいこひぬ 其宿の池

にかきつはたの咲たるを見て

東路の ゆかり

なつかし 此池に

いまを盛の

かきつはた

かな

十八日沼津の驛にやとりて

あくれハ卯の時より此やと

を立出て行に原より不二

も見えず曇りにけり 此驛

の賤か家に木槿の咲たる

を見て

賤か家の むくけの

はなもめつらしみ

手折てゆかむ

旅のなくさに

吉原の驛にてひるの飯

と、のへて行くほとに 不二川

の渡り水ましければ船に

のりてふりさけ見るに

富士の山 雲間より見えたるを

ことわりやその名も

高き不二川によせくる

波も音にたてつ、

岩渕を過て七な無し坂より

田子の浦の眺望かきりなく

田子の浦やいく世

なかる、水なれと

ことわりおきし

不二の芝山

蒲原の驛を過て行とも

なく由比にいてぬくら澤にて

海士に虬を取せたり

荒磯にうきつ

しつみつ 海士人の

虬とる手のひまも

なきまで

薩埵峠にて

登り行さつた

峠のあつき日や

梢にとまむ 蟬の

こゑく

十九日興津の驛にて

興津風 荒磯

なみの 音高く

海士か 家居を

浦傳ひして

名に高き清見寺に登りて

三保の松原うき鳥か原久の、山も

見えければよみける

海原や心うき立

うき嶋にくまなき

不二を三保の松原

かけ高き久能の山の

かけうけて磯うつ

波に浮嶋の原

江尻の宿に口なしの盛なる

を見て

東路はいかにや

遠く過來ぬと

とはましものを

口なしの花

小吉田に休たるに主すしを

出したるをたふへぬるに

味ひよく覚ければ戯に哥

よミける

よしやよし

こ、は小よしの宿

なれば東にまさる

鮎の味ひ

安倍川をこえて丸子の宿に

てひるの飯と、のへてやくに程
なく宇都の谷といふ峠
を越るに

旅衣 葛の細道
わけゆけは暑さハ
いと、宇津の山越

岡部を過行によこうち橋と
いふをわたるに左右に薄の
穂にいつるかと思ゆるあり
手折せて見れば萩なり

秋またて穂にいてぬ
らむはつ尾花
をはなと見しは
萩にそありける

横うちの橋とハ
きけといとすくに
明くる風を涼しかりける

本日藤枝の宿にやとりぬ
藤枝に夏は

はななき宿なれハ
東のゆかり何に
もとめむ

嶋田にやすみてそれより
朝またき大井川をこえぬ
るに水ハ深けれと風もなく

やすくと越ければ

こ、にまた名に
きこえたる大井川
やすくもこゆる
今朝の旅人

金谷の宿をすきて中山
にか、りぬ夜鳴石を見て
石に聲
なくて

蝉啼山路かな

日坂をすきて
廿一日掛川の宿にやとりを
もとめて

涼しさの水
かけ川の宿に又
松のしづくにそて
ぬらしつ、

袋井を過て見附もあとに
見なしつ、池田の宿にいこひ
ころにか、る雨雲はれて

天龍川にそつきにける
早き瀬にさす
ふな棹のひまも
なくのほり下りの
天のたつ川

廿二日濱まつに旅やとりし
たり

暑き日もはま
松かえの音聞いていさ
める駒に追風そふく

味方の原にて
矢さけひのおとハ
むかしになりぬらん
けふは小松を行そ
めてたき

引佐峠にて
けふはまた引佐
峠を越ゆけハ
暑さわする、

山の井の水

此峠を登るに大谷村といふ
有こ、にめつらしき松あるを
人にとへは子そたて松とて
人く願をかかると間に我も
こたひ誕生をまつ身なれハ
その松に願をかけて

千世萬結ふ
ねかひハ若みとり
みとりをそへと
子そたての松

本坂峠を登りて見るに
荒居の海面かきりも
なく見渡されたり
山高く登りて
見れハ海面の
名さへ荒居の
波そ立ける

廿三日吉田にやとりこ、を立て
行に此里の大橋といへるを渡る
橋の名を人に
とは、やよし田なる
朝日まはゆく
見え渡かな

廿四日岡崎の宿にやとりて
あすハわか國に入ぬる日なり
今宵は旅のはてぬる祝井
事として供したる者ともに盃
とらせたり寅の時にもなり
なんと思ふ頃此やとりを立
けるに矢作の橋を過る頃ハ
いまた夜も明さりければ
夜をこめていそく
旅路の道なれハ渡
瀬もはやき矢作
てふはし

鳴海の宿にいていこひぬ

徳川齊荘自筆歌紀行文

日にまじしに東路

遠く鳴海かた

よせて八帰る浪ハ

あれとも

熱田の別園に入りて少しく

いこひはやくも名古屋の城に

つきて先の重相にも逢て

無事をよろこひあへりけり

夏たちし旅の

ころもノ日ころへて

はやくも秋ハ近づきにけり

天保十四癸卯年

水無月

齊莊

②(表紙・題箋)

「岐阜の道しるへ」

(本文)

天保十四といふ年の九月廿日

あまり一日の日岐阜の里に

行む事を思ひ立て旅の

よそひして名古屋の城を

立出ぬるは寅の時にそ有ける

ほとなく大幸村なる大幸橋を

渡りゆくに此橋の左りに

わたせる橋の名を問ふに

朝日橋といひければよミける

ほのくくと明る朝日のかけさして

橋の名しるゝ見え渡るかも

白山の社あり榎の権現といふ

菊理姫命を祭るといふ

清音寺をすく此寺ハ妙音院

相國師長の妾の後の世の

為にとて建たるよし清音の

名は琵琶の音によりて

名つけたるとか聞し枇杷嶋

といふあり是も師長婦京の

時妾の別を惜みかたみの

琵琶白菊と名付しあり

其琵琶に歌を書て此川に

しつみはてしとなん其哥に

よつの緒のしらへにかけて

みさせ河沈はてぬと君に傳へよ

とよみしよし此白菊の琵琶ハ

わか城に蔵したり我も昔を

思ひやりて

よつのをのしらへハ沈此川に

た、白菊の名のミ句へり

此枇杷嶋の文字も琵琶嶋と

書たるをいつの頃よりか書たかへて

枇杷嶋と書り今又あらため

まほしくそ有ける二ツ塚と名付し

所有古や伊奈備前檢地の時

塚を作りそめし所也といへり

新川橋を渡る此川天明の頃

わか家人水野何某か堀て水を

かよはせしといへり此川いて

きしより春日井郡に出水の愁ひ

なく富たる地となりぬるハ

またくかれかいさおしなり

早川か家にいりて少しくいこひ

たり此家をはなれて作れる川の

亭有こ、より望みれば右の

方に五条橋見え渡りたり此

清須の里ハ古き地にて正徹か

慰草にかけける哥にふけにけり

流る、かけも川浪の清須に

すめる短夜の月夏の夜の

風の清須に住鶴の霜のふり

羽の色そ寒けきなど見えたり

又宗長手記の連哥の發句に

さきさかす木は夏木立花も

なし朝雲はいるやしのみ

郭公是清須にての句なるよし聞

傳たりわれも此前にて

有明の水も清須の月かけに

魚木に登るけしき見えけり

御園神社の社あり古伊勢の

神領にて御園村といし

よりて伊せの大御神を祭る

よし六角堂あり尾陽の六地藏

の一所にて靈佛なるよし夫より

宮重村にいつる尾陽の産宮重

と名つけ蘿蔔の種此所より

いつるなり下津村を過るに人の

語るハ雅世富士紀行の内に

ある哥に昔路をもしそき

来にける旅なれや月にかり寐

の夜を下津まで又堯孝法師

の覽富士記のうちにある哥に

暮にけり触るてふ駒を引

とめて今や下津のやとをた

つねむとあるよしかたりぬ

われも此下津にてよミける

立つらく松原遠き里なれば

こまをはやめて下津とやいふ

長嶋山妙興禪寺にいたる此寺

貞和四年の草創にして勅願

所也倫旨御教書古き書

卷多しいそきぬれは見すして

過ぬ牛野といふ有是も堯孝

覽富士乃記によミたる哥に

おのか毛の黒田も近くなりに

けりわくる牛野につく

あし原夫より宝部山地蔵寺に

至るこや神龜年中行基

菩薩ひらきたる真言のふる

寺也真墨田太神宮にぬかつき

ぬ此社尾陽の一の宮といふ赤

染右衛門のうたに賤の男か

種ほすといふ春の田をつくり
ます田の神にまかせむ又阿佛の
いさよひ日記に いちの宮
名さへなつかし二つなく三つなき
法を守るなるへしと見えたり
此一の宮をもる但馬か家にて
昼の飯をと、のへたり但馬かよみて
出しける歌に

数ならぬ身にも心ハ二つなき
いちの宮なるこの実捧けて
とありければかへしよみておくる
二つなき一の宮居のみとしろも
つくります田を神や守らむ

酒見神社に参る此神本神戸
村にありし古へ伊勢の大御神の
神戸なりといふ黒田村を過此
驛古き地なるよし夫木抄為相
のうたに 遠近もいまはた
見えすうは玉の黒田の里の夕
やミの空又正徹の哥に 夜も
すから光りは見せようは玉の
黒田の里に咲る卯の花 た
まの井の里は行道より遙に
西に見えたり雅経の歌に
思ひ出やみたらし川にせしみそき
忘れぬ袖の玉の井の水伏屋
村を過行に此伏屋の名は
信濃の国園原の伏屋とおなし
ためしにて古しへ大ひなる川の

船渡しある所には旅人の船

を呼てこなたの岸につくを待合
するかりそめの家を立て布
施屋と名つけしよしハ國史に
見えたる旧地なり三宅村を
過行に此地やむかし屯倉と
云ていまいふ郷藏の有し地なる
よし日本紀安閑紀に尾張國

真敷屯倉入鹿屯倉とあるは
真敷の屯倉の地ならんもとり
かたし堺川ありいとせはき川
なり堺と呼はいつくの堺なる
やととふに古しへ尾張美濃の
堺川なりしを天正十年織

田信雄の尾張を領せし時
秀吉其領地の廣きをいとひ
又軍の要害をよはかりしめむ
かために今の木曾川を國堺と
せしむ其後此川小流となりたり
羽栗郡中嶋郡海西郡の内
お、くのむら／＼いまは
美濃の国につきたり
加納城のまへをすきぬ
此城もとハ奥平信昌
にたまはりてその
室加納姫君の居給へる
となりいまハ永井肥前
これを守る行／＼て早くも
岐阜に着ぬ古しへは井の口と

いひしを信長在城の時周の

岐山になぞらへて岐阜と改しと
なり此所の街の木戸といふを
たてたるにミな笠木あり是ハ
信長此城に有し時隣國の
諸將又使に来るもの共の鎗
をふせさする為に作りしと
いへり猶今に至るまで笠木
ある木戸は岐阜にかきれり
木曾川の堤にて細うつを見て

夫より船渡しにて圓城寺村
にいたり此処をつかさとる、
野垣か家にていこひぬ茶亭
有て釜の湯の音したるもいと
風韻あり此地にいとすくなる
竹の有ければきらせたり野
垣ニおくれるに

世はなれし野垣の内に来て
まつ吹風の音のしつけき
なとよみて此所を出て申の時
過る頃賀嶋か家に入りてい
こひぬ西の時過る頃此やとを
立出て長良川江行舟に乗て
行ほとと右も左もあまたの
人々ともし火をか、けたる其
数千々のほかけならむ雲に
棚行水にうつろひて昼より
も猶あかくそ有ける此川を

こき登りつ、ゆけハ右は

金花山のしりへにていとけは
しきき岸なり見つ、行
に程なく篝火をてらして
鵜舟の遠かたよりこきつれ
たる火のけハ浪をやくかと
思ふ計なり次第／＼に近づく
にそ鵜飼の船は千を重るに
猶あまり有舟数なれば見

るもまはいくさらに宵やみ
のけしきハなかりけりか、る
さまは聞しまさりて人にか
たるともかたりもつくさし筆
にうつす共筆にも及はぬは
此夜のけしきにそありける
思ひきや長良川原に宵

しらぬ鵜舟の数を見んとは
めつらしや東にハまたなから川
鵜舟の篝空に棚引
金花山を見てよミける
やみの夜も星の光のか、やきて
こかね花咲やまそ此山
長良川にてとりたる鮎を河
原にてやきていたせるをたふへぬ
るにいと味ひよく作るものなし
供したるものともにあたへ

ければミなひたくひにくひたり
はからずも山のあなたを見わた
せは夜の明るかとほのめく山の
かひより月のさし登りたるハた
とへむにもなく見もいはれぬ
けしきなり是をも見すてかた
くまたともし火 篝火のかきり
みんと思へとも 夜の更行は
亥の時過るころまた賀嶋か家
に帰りて宿りぬ 廿二日朝辰の
時 此やとを出て金花山に登り
ぬ 此山を稲葉山とも岐鏡山
ともいふ 行平の歌に 立わ
かれいなはの山の峰におふる
まつとし聞はいま帰りこんと
よめるハ因幡の國といふ説あれと
も 此金花山なるよしは 八雲
御抄また範兼抄に見えた
り 古城跡有この城建仁年
中二階堂藤原行昌始て築
き 子孫住し後 應永年中
斎藤帯刀 藤原利永其子孫
数代住し 其後秀龍入道道
三父子また信長 信忠 信孝
池田紀伊 輝政 岐阜中納言
秀信に至るまでの居城なり
し七曲坂あり 此城の大手口な
りしよし 藤右衛門洞といふ有
秀信の家臣津田か屋敷跡

なるよし 大曲と名付しところ
有是より亥子の方に岐阜
町々長良川眼下に見ゆる
達目洞といふ有 稲葉大神古
縁起に見えたるふるき地な
りむかし懇開て田島となり
ぬ 樫原の砦 石田三成か家士
樫原何某守りしを 慶長五年
八月廿三日浅野幸長攻落し
たる旧地なり 七曲峠を越行に
辰の方に鷹の巢山見ゆる 古し
へ鷹をとりてわか家の祖にお
くりしより山の名となりぬるよし
此峠を登りて申の方に大垣の
城見ゆまた武藤峠に登る
此処をむ藤九折ともいふ 岩
石の道屈曲して棧あり 秀
信の臣武藤何某か砦の跡
なり 厩の跡あり 秀信の時馬
數十疋を置たる所といふ 松
田横といふ高き所あり 秀信
の臣松田何某の砦へ通ふし道
なりしよし 爰今名古屋の城
小牧山午の方に見ゆる 古の松
田横をまた登りて未の方に
加納の城見えたり 焔硝蔵礎
のあと今にのこれりいと高き
所に太鼓槽の跡あり 古は
敵軍おそふ時にうちし太鼓な

れはかく高き所に設おきぬ
るよしなれと今は名のミ残れ
り一の門有是城の大手なるへし
切通しあり 岩石險阻にして
通路施たるを切ひらきてかく
名つく二の門あり 此門殊に
敵重に構へたりと見えて
其形今に存せり 下臺所
跡いまいふ賄方に当れり 是
より上臺所まで岩石險阻にして
上り下りなやましき道也 上
臺所あとあり 今云膳所と見
えて井二ヶ所有いかめしき岩
を堀うかち山の頂にかゝる 清
水のいつるはめつらし 是金生
水といふに叶ひ 此山金花山
といへれハ 金氣より湧いつる水
なるへし 馬冷場あり いまは
水なく名のミ残れり 廊下
の跡あり 是ハ上臺所今天守
臺までの棧道なるへしと見ゆ
天守臺あり 此山の頂にて殊
に高く四方の眺望世に類ひ
なし 北東の方に雄総村見ゆ
是夫木抄に衣笠の内大臣
の歌に かりそめに見しはかり
なるはし鷹のをふさのほら
を恋やわたらむ又藤川の記に
七夕の逢瀬は速きかさ、きの

雄総の橋をまつやわたらむと
よみし名所なり 枕の草紙
に雄総の市 大和物語に雄総
の驛など見えたるも 此所なり
東の方に鶴沼の山見ゆ 是
も後拾遺集に源重之の
哥に 東路にこ、をうぬま
といふことハ 行かふ人のあればな
りけり 藤原伸文集にゆ
きかよひ 定かたきハ 旅人の心
うぬまの渡なりけりと有も
此鶴沼にてよみし歌也 又
東南のかたに各務野みゆ 是ハ
青野 各務野 加茂野とていと
廣き野の三所有し故國
を三野といひそめし 其一所
なり 其外伊吹山 養老の山
加賀の白山 遠近の山く多く
見渡されたり 鏡岩といふ有
天守臺の北東の山下長良
川の南岸にあり 其外こと
に深きふちにて 水の色藍の
ことし 元和元年大坂御
陣済てののち
台徳公還御の時 岐阜に
入らせられこの淵にて水れ
むを試給ふ 御勇猛思
ひやられたり 此金花山に
カゴの木といふあり 外に絶て

なき木なり古神代にかこ
弓といふ有ハ此木もて作れりと
ある人考いへり珍らしければ
根こして家のとにしたり
千畳敷の跡など見つ、又
岐阜の里に出て機織業を
見てよミける

賤の女かとする手もゆらに

織出す

あきの錦の色にたくへて
夫より稲葉山に登りぬこの山に
桜の多く有なれハ春ハ花に
めて、人々むれつ、遊ふよし聞て

花はいさいなはの山の紅葉

はに

ゆう日うつろふ秋の色かも
また加島か家に帰りてやとりぬ
廿三日巳の時頃こ、を立出て
西かけ所となつけし寺に行

此庭に百枝松といふありければ

ふる寺の松の百枝の枝ごとに

千世を重て幾世へぬらむ

木材をなりはひとせる者の
家にて小休したるに茶亭に
釜の湯の音松風にたくえし
かはゆかしくて一碗を喫して
長良川を越笹を家の名と
せるもの、別園にてひるの飯
と、のへたり此家の高とのに文臺

徳川齊莊自筆歌紀行文

をすえ短冊などおきぬれば
供したるものともおのかし、哥
書たりわれも戯によみておくる

宵はさそ月のこかねの花の山
千世もかはらし呉竹の宿

此むかひに此家の主のすめる

家ありこ、にも立よりて見る
にまた茶亭あり釜の湯

も客まちかほなり此亭いと
こけむしてひなひたる作りにて

いと興ありほとなく長良川を
越て見れば此川にて鶴遣ふ

ものとも鶴に餌飼するを見
たりまた其鶴に追はる、

鮎をとるを手いなりとい、て
ものしたるを見つ、又賀嶋か

家に帰りてやとりぬ廿四日
寅の時此やとを立て遠藤

か家にていこひ黒田村善龍
寺に立より妙興寺を過ぎて

佐分但馬か家にて昼の飯
と、のへぬいま帰り路にて思ふ

にミの、國岐阜のあたりいかに
もひなひたる地にて何な

くさむるもあるましとお
もひつ、始て来て見れば

街の家々つき／＼しく
いつれもにきはしたり家毎

に茶亭なとまふけたり

三日あまり此里にありしに
興さらに尽す心をのこす

はかりなり申の時過る頃城
に帰りぬ道すから見聞たる

ことを書しるしつれともらし
ぬることや多ありなむ

天保十四年九月下流

齊莊

③(表紙・題箋)

「知多の枝折」

(本文)

十月朔日知多の郡にゆかむ

とて旅のよそひして夕の時
よりそ出立ぬ道すから雲立

て時雨のあめふりいてぬれと
やかて空はれたり山崎か家

にて少しくいこひぬこ、に茶亭
あり文臺に色紙短冊を設

おきたりあるし哥よみて出
せる其歌

御恵の露おき初る村紅葉
けふより後や世を照らすらむ

とありければかへしよみておくる
初時雨色そふ庭のもみちはを

かへるさとハ、いか、あるらむ
また戯に

山崎や紅葉栄ある
時雨そら

鳴海にてひるの飯と、のへて
松風の聲かと聞ハみるめなき

よそに鳴海の浪の音する
水主か池といふ所にて小休して

程なく村木村にいたりぬ小嶋か家
にてまた小休したるに茶亭あり

て釜の湯の音も客まちかほなり
床に板硯色紙短冊ありけれ

は哥よみて送る
神無月けふハ時雨の始にて

うすくもこくも紅葉あやなす
緒川なる善導寺に至れハはや

西の時過ぬといふ此寺に開慶
とていと老たる僧のうた

よみて出せり
知多の浦年のよる浪より

そへて
たまのを川にひかん君か代

大君のきつ、衣の浦清く
ミちひく波によるかり寝かも

此里は知の花の名所なれば
とて夏の頃咲たる知の花を

紙にをして哥そへて出せり
まつ思ひ雪つつもれば夏へても

消ぬを川の知の花の雪
かくはかり心をつくしたる知の花

の色にめて、返しよみておくる

消せしと袖につ、みし笏の花の
ゆきより深き心をそしる

磯近き河和の浦に住田鶴の
ちよよはふらむ声のさやけさ

二日善導寺を立出ぬるハ笏の

此家にて鷹あつかふもの

時過る頃なり藤江村にて小休して

ともに盃とらせたりこやけふ

はやくも龜崎にいたりこ、にて

なん鶴とりたる祝ひことなり

ひるの飯と、のへたり高とのに

此家を立出て岡坂山に登りて

あかりて見渡せハはるかに伊勢路

いこひぬ此山いと高き山にて

の山々くまもなく絵かくことし

見渡したる海原のかきりに

此浦にて網をひかせぬれハ鯛

遠かたの山々に猶たちまさりて

てふ魚の十あまりもか、りぬ

見ゆるハ富士の芝山なりや

浦馬か子ハ釣かねし鯛をさへ

かて夕日の光りにけおされて

けふひく網に数ぞか、れる

見えすなりければ

乙川に小休して半田村なる

するかなる富士の芝山しはらくも

中野か家にやとりぬあるし

見はて、あやな夕日うつろふ

うたよみて出せり

大井村を過行に三ヶ月のかけ

住馴し衣の浦のうら人も

ほのめきて枯たつる艸の中に

かひある御代に逢ぞ嬉しき

松むしの啼たるを聞て

三日月のかけはかなくも聲立て

われをまつらん松虫のなく

に小休して行ての田面に鶴

ひえ狭間てふ所に暮うちて

のたてりければ鷹もてあわせ

小休したり

つるにとりたり此鷹なむ

ひえ狭間冬日に

過し年本邸より給りたる

寒し

館時と名を呼たる鷹なれば

山路を登りくたりしつ、

かくはかり恵も深き鷹なれば

いと行安からぬ道をすきて

ちとせの鶴もとり得つるかな

師崎に着ぬ千賀の家にて

布土の里にて少しいこひて

かり枕むすひたり夜もす

河和村水野の家に行て

から浪の音のミ聞えていを

安く寝られさりけり

師崎や今宵ハこ、に

飯寝して

まつ吹風の波まくらかも

四日此家を立出むとおもふ

頃すなとりするものとも

舟を漕出て沖邊にて

鯨てふ魚をとるさまを

なしてすてにとり得たりと

いふけしきをもなせりみな

白きぬのを手ことに持て

ぬさの如くなひかしつ、聲

をあけて謡ふいかなるうた

なるやあまたの舟人のひとしく

聲をたつればさたかにハ

わかねともめてたき言葉を

作りてよろこひ祝ふこと

あけにや有らんうたひ

終りて皆々手打た、きて

のち舟のうちにつくまり

たりまた外に船を出して

鮑をとり網をひきつ、

多くの魚をとりて出せ

り辰の時過る頃浦傳ひ

して日和山と名つけし山に

登りて見れば海原遠く

かきりもなく見渡されて

ちかきは日間賀嶋篠嶋

龜嶋三河の國の山々

まてくまもなし嵐嶋と

いふ有むかしより嵐のミ

すむよし里人のものかた

りぬはるかに見ゆる山の

かひよりいとさ、やかに

富士の山見えたり此

ところの眺望いはんかた

なく筆にも及ひかたきなかめな

り須佐の入江なる波うちきはに

岩を根として生出たる松を

恵比須まつといふよし聞て

名に聞し岩くす船の岩二生ふる

まつをひることうへも呼けれ

久村内藤か亭にて小休して

東端に出ぬ前野か家にて

ひるの飯と、のへて行程に柿

並村にいてぬこ、に大坊とて

寺の名は大御堂寺といへり

此所長田の庄司か屋敷あ

となるよし義朝を此所にて

長田か弑せし由其図をわ

か祖のものして探幽の十あ

まり八ツになる頃か、せつるよし

二巻の掛絵となして此寺に

蔵したり門のまへに血の池

とてあり此池にて義朝の

首を洗ひしといふ松の林

のうちに義朝の塚また信孝

康頼池の禪尼政清の塚とも

いと苔むしてたてりあな
ひの僧の出てものかたりし
たり野間の邊に長田蟹
とてかたち人面のこつくなる

蟹いつるよしいまは寒き
時なれハ穴に深く入りてい
つる事なしといへり上野間
大仙寺にていこひ内海を
見て

塩風に

波あらしうつミのはまの
やすくも過る千舟も、船
大谷なる来王寺にていこひ
はやくも常滑なる正住院に

やとりぬ 此里ハ陶器作るもの多
く常滑やきとてふるき世より
そつたへ来にける 此寺の園に
そのもふけてすえもの作る
ものを呼てつくらせたり成岩
の里に住米をなりわひとせ
るもの母なるよしいと老て
頭にハゆきをいた、きたるか歌
よみて出せり

有かたやなからへし身の果報とて
ゐなから君を 拝む嬉しさ
徳川の 清き流ハこのま、に
や千世とよはふ 君か齢を
五日辰の時過る頃 此寺をいて、
常滑やきをものする竈ある

岡に登りて見るにかすくの
すえもの洞のときかまの内
につめたり 此所を立出て
大野村平野か家にて昼の飯
と、のへて 海原を見つ、海

はまを衣の浦といふと聞て
浪あらし衣の浦に啼千鳥
かせ吹かへず 聲そあやなる
夫より北山長浦にて小休
しつ、古見の里成瀬か家
に 少しいこひ行々

村瀬

横須賀の里に着ぬ 村瀬
か家の前にて万歳といふ
ものいて、千代萬代と祝ひ
つ、つ、みうちならしてうた
ふさまいと興あり 村瀬か茶
亭に入りて見れば 二畳中
板に作りなしたり 床に文臺 硯
短冊を設おきぬれハ 哥よみて
暮たり
磯山や 田面をさして 啼鶴の
ちよ萬世の横須賀の里
冬牡丹の咲たるを鉢に植
て出しければ戯に
釜のにえ 尺す

こ、ろや 深み艸
なと云捨ていつるに 大教院
といふ古寺を過ぬ 此園に
木立ものふりたる松あり

名をとへは琴ひき松といふ
名に立し松吹風の 聲すみて
こ、ろひかる、琴の音そする
行ての道より遠くへた

たりてふる塚の見えたるを
人に問へは 業平塚といへり
猶匂ふ 言葉の花ハ 有はらの
ふるつか見れば 哀をさ
そふ

そふ

六日卯の時 此やとを立出て
平嶋の里に小休して程なく
大高なる山口か家に入りて
ひるの飯と、のへて 鳴海の里
をすきふた、ひ山崎か家
に至りていこひぬ 茶亭
に入りて見れば 過る日こ、にて
よみてとらせたる 哥を 早く
も粧ひして床にかけたり
またあるし歌よみて出せり
大君の 大御ことはの 花の香を
ゆく末ひろくあふきあふかむ
と有ければ 返よみてとらせたり
うつろはぬ 此草の屋の
もみちはに

設なしたるこ、ろさへ見ゆ
此屋とを立出て 酉の時過る
ころ城に帰りぬ 道すから
見聞たる事を あらくし
くも筆にまかするになん

天保十四といふとし
神無月
はしめつかた
齊莊

Tokugawa Naritaka's *Waka* and Travel Writings

HARA Fumihiko

In 1842 Naritaka (1810-1845), the 12th head of the Owari Tokugawa clan, wrote three collections of *waka* poems and travel writings: the *Natsunohi kuninikaeru no ki*, the *Gifu no michishirube* and the *Chita no shiori*. This paper presents a transcription of these texts, analyzes their content, and discusses the background of the creation of three handwritten manuscripts housed in the Tokugawa Art Museum. Comparing the route described in Naritaka's writings to the *Okonando nikki*, the Owari domain's official record, revealed discrepancies between the actual itinerary and movements and the contents of Naritaka's writings. As a result, Naritaka's writings should not be evaluated as an accurate record of his journey, but rather as a historical material that is primarily a literary work showing Naritaka's literary knowledge. Furthermore, the *Okonando nikki* and other historical materials have shed light on Naritaka's movements during his procession to Gifu, his inspection of Chita, as well as his procession to Inuyama which took place around the same time. Although the formal procedures of the visits and inspections had become rote, Naritaka's writings shed light on the actual implementation of the Owari domain lord's inspection of his domain and the burden placed on the domain's residents in hosting Naritaka.

As Naritaka's collection of poems and travelogue had a distinct literary sense, copies were semi-officially produced immediately after they were written. The circulation of manuscript copies of Naritaka's works helped increase his recognition as a literary figure and documents in the Tokugawa Art Museum accompanying the Chita travelogue have shed light on some of the circumstances surrounding the production of copies of Naritaka's manuscript.

Introduction of Art Object

The Kenchūji Buddha Nirvana Painting

ANDŌ Kaori

The “Buddha Nirvana Painting” owned by Tokkōzan Kenchūji, the Owari Tokugawa family’s *bodaiji* or temple to venerate the deceased members of the clan, is valuable due to its connection to the Owari Tokugawa family as well as being an example of early modern Buddhist painting with excellent decorative qualities.

The paper of the image itself is 362.8 cm tall and 306.5 cm wide, and the total dimensions of the painting and mounting are 416.0 cm tall and 337.7 cm wide, a not insignificant size. According to three ink inscriptions on the original hanging rod for the painting, the paper affixed to the back of the painting, and the inside of the storage case lid, the painting was commissioned by Kadenokōji, the concubine of the second Owari Tokugawa lord Mitsutomo, produced by Senryō, the seventh abbot of Kenchūji Temple, and presented to Kenchūji Temple on the 24th day of the 12th month of 1693 (Genroku 6). Moreover, though it was damaged in a large-scale fire in 1785 (Tenmei 5), it was repaired as part of the overall Kenchūji restoration efforts by the Owari domain.

This paper argues that the painting can be situated within the illustrative genre that became mainstream after the Kamakura period, shares design features with the Chōfukuji Temple version (from the Song dynasty, China) and the Nezu Museum version (from the Nanboku-chō period), and contains elements from various sketches and drawing prototypes used for producing these types of paintings. On the other hand, this painting’s composition is characterized by the concentric circles created by the congregation and the animals as well as the symmetry created by the elephants, lions, and two Vajrayana guardian deities, all of which emphasize the Shaka Buddha in the center.

Though the artist based his work on the brushwork and color schemes used in traditional Buddhist painting he also combined rich colors and patterns and made extensive use of gold and silver paint to create a highly decorative painting.

Introduction of Historical Materials

Introducing the *Keikō irai raikan* (Letters to Tokugawa Yoshinao) (Part 3)

NAMIKI Masashi

The *Keikō irai raikan* (Letters to Tokugawa Yoshinao) is a collection of 612 written communications, both public and private, that were received by the First Lord of Owari, Tokugawa Yoshinao (1600–1650), during his lifetime and have been handed down in the Owari Tokugawa family. The whole collection was stored in a single lidded wooden box, presumably made in the Taishō era (1912–1926). The title of the collection is taken from an inscription on the lid of this box. We plan to present an overview of the full collection in several parts over the course of the next few issues.

As we mentioned in the last issue, it is projected that some of the yet unexamined documents may contain a great deal of new information and it is possible that these historical materials may further corroborate historical facts that were previously known only through books compiled in later periods. As such, the value of presenting this collection in its entirety is believed to be significant. This third installment of the series presents reprints of 100 of the letters.

Zhang Cheng). The name Zhang Cheng is generally considered to be the name of a Chinese master lacquer carver of the Yuan dynasty. However, there have been no verified works by Zhang Cheng that can serve as reliable reference works for comparison, and there has been no comprehensive study of works bearing the “Zhang Cheng zao” inscription to date.

Thus, this paper first presents an overview of the design, characteristics of the lacquer layers, and nature of the carving of a total of 22 carved lacquer works bearing “Zhang Cheng zao” inscriptions in the Tokugawa Art Museum collection. Next, since the name Zhang Cheng appears not only on carved lacquer works but also can be found in Chinese and Japanese written documents, it examines how Zhang Cheng was described, valued, and thought about in those respective documents.

Future work will also compare the inscriptions on carved lacquer works in the collections of museums other than the Tokugawa Art Museum, and look at the brushwork of the “Zhang Cheng zao” signature as another avenue for further consideration. Although the lacquer works with the “Zhang Cheng zao” inscription currently in the Tokugawa Art Museum collection represent only a portion of the works originally owned by the Owari Tokugawa family during the Edo period, it will be possible to conduct further study of the reception of carved lacquer works inscribed with “Zhang Cheng zao” by utilizing record books and collection catalogues that document the state of the collection during the Edo period.

Re-identification of the *Haikadzuki Tenmoku* Owned by Insetu Mentioned in the *Yamanoue Sōji ki*: Merits and Demerits of Provenance and Box Inscriptions

KATŌ Shōhei

The *Yamanoue Sōji ki*, a record written by Yamanoue Sōji (1544–90), a highly respected disciple of the tea master Sen no Rikyū, includes a catalogue of famous tea utensils of its time that lists three famous *haikadzuki* “ash-covered” *tenmoku* bowls. Two of them were owned by Toyotomi Hideyoshi, and the remaining one had originally been owned by Insetu (dates unknown), then in Sōji’s time was in the possession of the wealthy Aburaya merchant family in Sakai. Insetu was a master of the generation following Shukō, who is credited as the founder of *chanoyu* tea tradition.

Today, the *haikadzuki tenmoku* believed to have belonged to the Aburaya family is in the collection of the Tokugawa Art Museum. However, it has already been noted that this bowl does not fall under the historical or academic classifications of *haikadzuki tenmoku*, and that there are discrepancies between its figural characteristics and the description of it in tea records.

This paper re-examines whether the *haikadzuki tenmoku* currently owned by the Tokugawa Art Museum is in fact the same *haikadzuki tenmoku* originally owned by Insetu that was documented in the *Yamanoue Sōji ki*. After reviewing the bowl and its reception history in Japan, descriptions in records of famous tea utensils and records of tea gatherings, descriptions in the Owari Tokugawa family’s collection records, and the features of the object itself are also examined. The result reveals that another *haikadzuki tenmoku* in the collection of the Tokugawa Art Museum was the actual *haikadzuki tenmoku* owned by Insetu. Furthermore, it points out that the above misunderstanding spread due to a description appearing in the *Taishō meiki kan*, which was published in 1925.

the earliest undertaken anywhere in Japan under the Home Ministry's supervision. The project's historical background and significance are also examined.

The origins and evolution of Sugihata, Aomori-machi

KAYABA Masahito

This paper examines the origins and evolution of Sugihata, literally “cryptomeria field,” an area in Aomori-machi on the territory of Hirosaki domain in the early modern period. It reveals the following.

First, Sugihata originated as a nursery for cryptomeria seedlings. It was set up by Engakuji, a temple located in Kuroishi on the territory of Hirosaki domain, with the goal of establishing a presence in Aomori-machi. Engakuji initially requested permission just to establish a residence in Aomori-machi, but from 1690 it sought permission to establish cryptomeria nurseries there as well. It was granted permission to do so in 1693. One of these nurseries later came to be called “Sugihata.” Engakuji gradually expanded its cryptomeria nurseries in Aomori-machi, eventually founding an independent temple there, Anjōji, in 1703. Sugihata was thenceforth administered by Anjōji.

Second, Engakuji's establishment of cryptomeria nurseries in Aomori-machi was closely related to developments in Hirosaki domain's forestry policies. The depletion of forest resources in Hirosaki domain became a serious concern during the Genroku era (1688–1704). Afforestation efforts were therefore undertaken across the domain. Engakuji established cryptomeria nurseries in Aomori-machi in response to this development. It planned to supply the cryptomeria seedlings grown there to the domain as a source of timber for the domain's future use. It appears to have taken advantage of this to expand its presence.

Finally, Sugihata's functions changed greatly during the latter half of the early modern period. When first established, it had served as a nursery for growing cryptomeria seedlings for the domain to use for planting. By the end of the eighteenth century, however, it functioned as a windbreak and coastal protection forest. Hirosaki domain embarked on an extensive program of forestry reforms in the Kansei era (1789–1801). From this period, forests came to be valued not only as a source of timber but also for their role in conserving watersheds essential to farming, providing shelter against winds, and protecting the coast. Accordingly, in 1792, the domain authority responsible for administering forests, the *yamakata*, transferred jurisdiction over Sugihata from Anjōji to Aomori-machi because of concerns about how it was being administered.

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Articles

A Study of Lacquer Works Bearing the Inscription “Zhang Cheng zao” (made by Zhang Cheng)

ITATANI Nozomi

This paper examines lacquer vessels known as *chōshitsu*, or “carved lacquerware,” a modern term for a general category of objects decorated in a technique involving coating an object's surface with multiple layers of lacquer into which designs are carved. Specifically, it examines works bearing a finely incised signature reading “Zhang Cheng zao” (made by

First, after migrating to Yakumo, the *shizoku* settlers routinely engaged in acts motivated by a consciousness of their former domain. They paid their respects to the photograph of their former feudal lord and built an altar in honor of his deceased predecessor. They were surrounded by reminders of their former lord's benevolence. After paying their respects to his photograph, for example, they were supplied with provisions granted by the Tokugawa family.

Second, *shizoku* settlers formed separate communities depending on the year of their arrival. Those who had migrated in a particular year lived in a specific location and more or less conducted themselves as a group. The first cohort to arrive took especial pride in their status as pioneers. They were treated differently from other settlers. Their former lord Tokugawa Yoshikatsu acknowledged them and granted them gifts. They had a closer emotional bond with him.

Third, Tokugawa Yoshikatsu, the family's seventeenth head, embarked on the settlement of Hokkaido to succor the *shizoku* who were his former retainers and enable them to support themselves. But that was not his sole aim. He also endeavored to contribute to the nation by helping settle Hokkaido. He was, however, unable to achieve anything more than providing a livelihood to the *shizoku*.

Fourth, Yoshikatsu's successor Yoshiakira, having been adopted into the Tokugawa family in the Meiji period, did not have a strong emotional attachment to the domain's former retainers. His efforts to promote the settlement of Hokkaido were informed by a strong sense of the role that the Meiji state expected members of the *kazoku* peerage to play. In attempting to apply what he had learned during his studies abroad to developing the territory, he aspired not so much to provide the *shizoku* with a livelihood as to contribute to the nation.

Research Notes

Hinoki plantations in the Kiso Valley in the early Meiji period: On the *Shonaegi baisai ikken tsuzurikomi* of 1876

SHIMIZU Yūzō

This study reconsiders the findings of the author's paper "A Study of the Oldest Hinoki Plantation in the Prefecture" (in Japanese), which appeared in volume 68 (3) of the local Nagano journal *Shinano*, in light of new materials and testimony. Using as its basic source *Shonaegi baisai ikken tsuzurikomi*, a collection of documents on "cultivation of saplings" from 1876, it raises many questions relating to hinoki plantations in the Kiso Mountains.

The Kiso District Forest Office identifies Katsuzakata in the village of Ōkuwa as the oldest hinoki plantation in the Kiso Valley and dates it to around 1887. The author, however, adducing additional documentary sources, argues on the basis of *Shonaegi baisai ikken tsuzurikomi* that it probably dates to 1875-76.

The Meiji government first envisioned an active program of afforestation with the issue of a set of regulations on state-owned forests in 1871. The program made little progress in the next few years, however, as administrative boundaries were redrawn and the system of state-owned forests rapidly evolved.

In a report to Home Minister Ōkubo Toshimichi from the governor of Chikuma Prefecture, Nagayama Moriteru, the Kiso Mountains are described as "the remotest, most mountainous region in Shinano Province." Nonetheless, the afforestation project there can be considered

a glimpse at how the urban structure of the castle town of Nagoya evolved.

***Otachiyori* and *otōrinuke* visits by the shogun Ienari**

YOSHINARI Kasumi

In the Edo period, a visit to a daimyo house or hawking expedition by the shogun was generally referred to as an *onari* or “progress.” When, however, the eleventh Tokugawa shogun Ienari visited other houses, the term *otachiyori* (“a dropping by”) or *otōrinuke* (“a passing through”) was used instead.

First, cases of Ienari’s visits to other houses are gathered. Every year between the Kansei (1789-1801) and Bunka (1804-1818) eras, Ienari made *otachiyori* visits to two of the three junior collateral houses of the Tokugawa family, the Hitotsubashi and the Tayasu. The only other visits he made were an *otōrinuke* to the Toyama lower residence (*shimo yashiki*) of the Owari branch of the Tokugawa family, and an *otachiyori* to the residence of his eldest daughter Hide-hime, who had married into the Owari Tokugawa family. He made visits elsewhere during the Bunsei era (1818-1830), but all were to houses into which his daughters had married or his sons been adopted. The purpose of these visits was to see his own children.

Next, the order of ceremonies of these visits is compared with that of *onari* visits by the eighth shogun Yoshimune during the Kyōhō era (1716-1736). It is found that *otachiyori* lacked two elements: the serving of three formal rounds of drinks (*shikisankon*), and the exchange of swords between the shogun and his host. *Otachiyori* may thus have differed in nature from *onari*. A less formal occasion, it was not intended to signify the bond between lord and vassal.

Ienari’s purpose was evidently to visit his own blood relations. His visits, it is conjectured, were designed to underscore their status as the shogun’s children rather than his bond with the daimyo houses that received him.

Owari’s former ruling family and retainers and the settling of Yakumo, Hokkaido

FUJITA Hideaki

The *kazoku*—the modern Japanese nobility—included peers descended from the daimyo houses of the Edo period. In recent years, a series of studies has appeared arguing that even after the feudal domains were abolished, these daimyo peers continued to exercise a degree of influence over industry, education, and culture in their former domains. In the context of such research, the present paper seeks to examine how a social order rooted in former domain ties was constructed on the new frontier of Hokkaido, which had never been part of their domains, and affected the process of modernization. It focuses on the settlement of the Yakumo region of Hokkaido by the Owari branch of the Tokugawa family in the Meiji period.

The subject is examined from the viewpoints both of the *shizoku* (former samurai) who had once been vassals of Owari domain and had migrated to the new territory, and of the former daimyo family resident in Tokyo. Namely, how did the *shizoku* settlers perceive their former domain and its former ruling family? And how, conversely, did the former ruling family—the seventeenth head of the Owari Tokugawa, Tokugawa Yoshikatsu, and the eighteenth head, Tokugawa Yoshiakira—view the new territory and the *shizoku* living there? The following facts emerge from this analysis.

The process of developing coastal erosion control forests in Kaga domain

KAYATA Hiroya

This paper examines the process of developing coastal erosion control forests as exemplified by Kaga domain. It considers two questions: first, procedures followed within the domain for approving forest development projects; and second, the contents of petitions submitted by domain residents requesting permission to implement such projects and the subsequent course of events.

The first question is examined in Part 1, a case study of a coastal erosion control forest planted in the villages of Mukōawagasaki and Motonebu, Kahoku District. The petition for the grant of pine seedlings to use for planting the forest, it is observed, passed from the *tomura* (headman of a group of villages) to the *kaisaku bugyō* (commissioners of agricultural development), the *san'yōba bugyō* (commissioners of finance), the *toshiyori* (elders), and finally the daimyo for approval. It should be noted, however, that the coastal erosion control forest examined in Part 1 was near a residence used by the daimyo. Further examples will therefore need to be gathered.

The second question is examined in Part 2, a case study of a coastal erosion control forest planted in the Togi Sand Dunes in Hakui District. The residents sought financial aid to help defray the cost of erecting sand fences and planting the forest. Further, they submitted an estimate of the number of pine seedlings required for planting, the laborers' wages, and the size of sand fences to be built. Once the afforestation project began, it appears that, to monitor progress, the village officials and *tomura* submitted an annual plan at the beginning of the year, performed regular inspections, and reported expenditures at the end of the year. The coastal erosion control forests developed as a result of this process prevented sand from blowing away and provided shelter from the wind, leading to growth of vegetation and settlement of villagers.

Townsmen districts and house ownership in early modern Nagoya: The case of Tachibana-chō Uramachi

MATSUMOTO Hinako

This paper seeks to shed light on certain aspects of townsman society in early modern Nagoya. Focusing on the neighborhood of Tachibana-chō Uramachi at the south end of the castle town of Nagoya, it examines the exact nature of that district.

Specifically, documents written by the *chōdai* (a type of town official) of Tachibana-chō Uramachi in the collection of the Tokugawa Institute for the History of Forestry are used to analyze the district's populace and house ownership in it.

Tachibana-chō Uramachi was geographically and economically on the edge of town. It was the site of a theater, and there were many temples and shrines in the vicinity. It also possessed the character of a pleasure quarter. It was inhabited by people who availed themselves of its location by making a living operating inns, which also did business as *niuri-jaya* (teahouses serving cooked food), and selling food and drink to theatergoers.

Turning next to house ownership in the district, multiple cases are identified of women owning a house and lot. The percentage of female ownership increased over time. It is also found that land prices in Tachibana-chō Uramachi rose over time. These developments can be attributed to the castle town's expansion in and after the Kyōhō era (1716–1736) and the commodification of housing. The example of Tachibana-chō Uramachi, it is concluded, offers

Summaries

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

Articles

The Interior (*oku*) of the Honmaru Palace of Edo Castle: A spatial reassessment focusing on modifications during the reigns of Yoshimune, Ieharu, and Ieyoshi

FUKAI Masaumi

The Interior (*oku*) of the Honmaru Palace of Edo Castle served as the shogun's living quarters. Unlike the Exterior (*omote*) section of the palace, which served as a political and ritual space, the Interior was modified in each shogun's reign to suit his personality and the political situation.

This paper examines how the layout of the Interior evolved while introducing palace maps from the reigns of the eighth Tokugawa shogun Yoshimune, the tenth shogun Ieharu, and the twelfth shogun Ieyoshi.

The functions and maintenance of *tamenuma* reservoirs in early modern Japan: The case of Lake Jōnuma in Tatebayashi domain

SAKAMOTO Tatsuhiko

This paper makes two points about Lake Jōnuma on the territory of Tatebayashi domain, Jōshū Province (present-day Gunma Prefecture), in the early modern period.

The first point concerns the relationship between the functions performed by the lake and its agricultural development. Lake Jōnuma is considered to have been a defensive feature of the castle, a waterway, and a reservoir (*tamenuma*). This paper identifies an additional function in view of the flood of 1851. At the end of the Edo period, the double sluice gate on Lake Jōnuma, which had previously been kept closed except at certain times, was left open throughout the year to enable production of lotus root and cultivation of newly reclaimed land. Consequently the lake's level fell, and in years of heavy rainfall, farmland in the village of Hanetsuki suffered flooding. This indicates that Lake Jōnuma also served as a retention basin. The reduction in water storage capacity resulting from its development heightened the risk of flooding downstream.

Second, the plants and waterweed gathered in and around Lake Jōnuma at the domain's orders are here reassessed for their resource value. First, clearing plants and waterweed was useful in securing a supply of water and conserving the environment. Further, most of the villages from which laborers were drafted in the summer appear to have lacked adequate grasslands. The vegetation gathered from Lake Jōnuma may therefore have been sold or given to them by the domain to use for fertilizer. Vegetation gathered in the autumn and winter appears to have been used as construction and manufacturing material. Waterweed gathered during those months served as a source of revenue for the domain, since it was sold off. The gathering of plants and waterweed thus provided opportunities for both ruler and ruled to procure resources.

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Contents

Articles

A Study of Lacquer Works Bearing the Inscription “Zhang Cheng zao” (made by Zhang Cheng) ITATANI Nozomi (1)

Re-identification of the *Haikadzuki Tenmoku* Owned by Insetsu Mentioned in the *Yamanoue Sōji ki*: Merits and Demerits of Provenance and Box Inscriptions KATŌ Shōhei (23)

Introduction of Art Object

The Kenchūji Buddha Nirvana Painting ANDŌ Kaori (41)

Introduction of Historical Material

Introducing the *Keikō irai raikan* (Letters to Tokugawa Yoshinao) (Part 3) NAMIKI Masashi (57)

Tokugawa Naritaka's *Waka* and Travel Writings HARA Fumihiko (85)

THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

8-11, Mejiro 3-chōme, Toshima-ku, Tokyo 171-0031, Japan.
(phone) (03)-3950-0111

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

address as above.
(phone) (03)-3950-0117

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

1017, Tokugawa-chō, Higashi-ku, Nagoya 461-0023, Japan.
(phone) (052)-935-6262

KINKO SŌSHO
BULLETIN
OF
THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

NO. 52

March 2025

THE TOKUGAWA INSTITUTE
FOR THE HISTORY OF FORESTRY
(*Tokugawa Rinseishi Kenkyūjo Kenkyū Kiyō* Vol. 59)

Contents

Articles

- The Interior (*oku*) of the Honmaru Palace of Edo Castle: A spatial reassessment focusing on modifications during the reigns of Yoshimune, Ieharu, and Ieyoshi ···· FUKAI Masaumi (1)
- The functions and maintenance of *tamenuma* reservoirs in early modern Japan: The case of Lake Jōnuma in Tatebayashi domain ····· SAKAMOTO Tatsuhiko (39)
- The process of developing coastal erosion control forests in Kaga domain
····· KAYATA Hiroya (57)
- Townsmen districts and house ownership in early modern Nagoya: The case of Tachibana-chō Uramachi ····· MATSUMOTO Hinako (73)
- Otachiyori* and *otōrinuke* visits by the shogun Ienari ····· YOSHINARI Kasumi (111)
- Owari's former ruling family and retainers and the settling of Yakumo, Hokkaido
····· FUJITA Hideaki (127)

Research Notes

- Hinoki plantations in the Kiso Valley in the early Meiji period: On the *Shonaegi baisai ikken tsuzurikomi* of 1876 ····· SHIMIZU Yūzō (155)
- The origins and evolution of Sugihata, Aomori-machi ····· KAYABA Masahito (179)

Activities

- Research and Dissemination Activities in fiscal year 2024 ····· (191)

Appendixes

- A catalog of more picture maps (*Zoku Rin-Ezu*) collected by the Tokugawa Institute for the History of Forestry-Part Two ····· (1)

金 鯨 叢 書 第五十二輯 (年一回刊行)

— 史学美術史論文集 —

令和七年三月三十日 編集
令和七年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
深 井 雅 海
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七
徳 川 美 術 館
電話 (935) 六二六二番(代)

〒605-0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
電話 (533) 六八六〇番(代)

印刷所

